

凱旋紀念帖
天の巻

210.652
R52g
W

002286-001-9

210.652-R52g

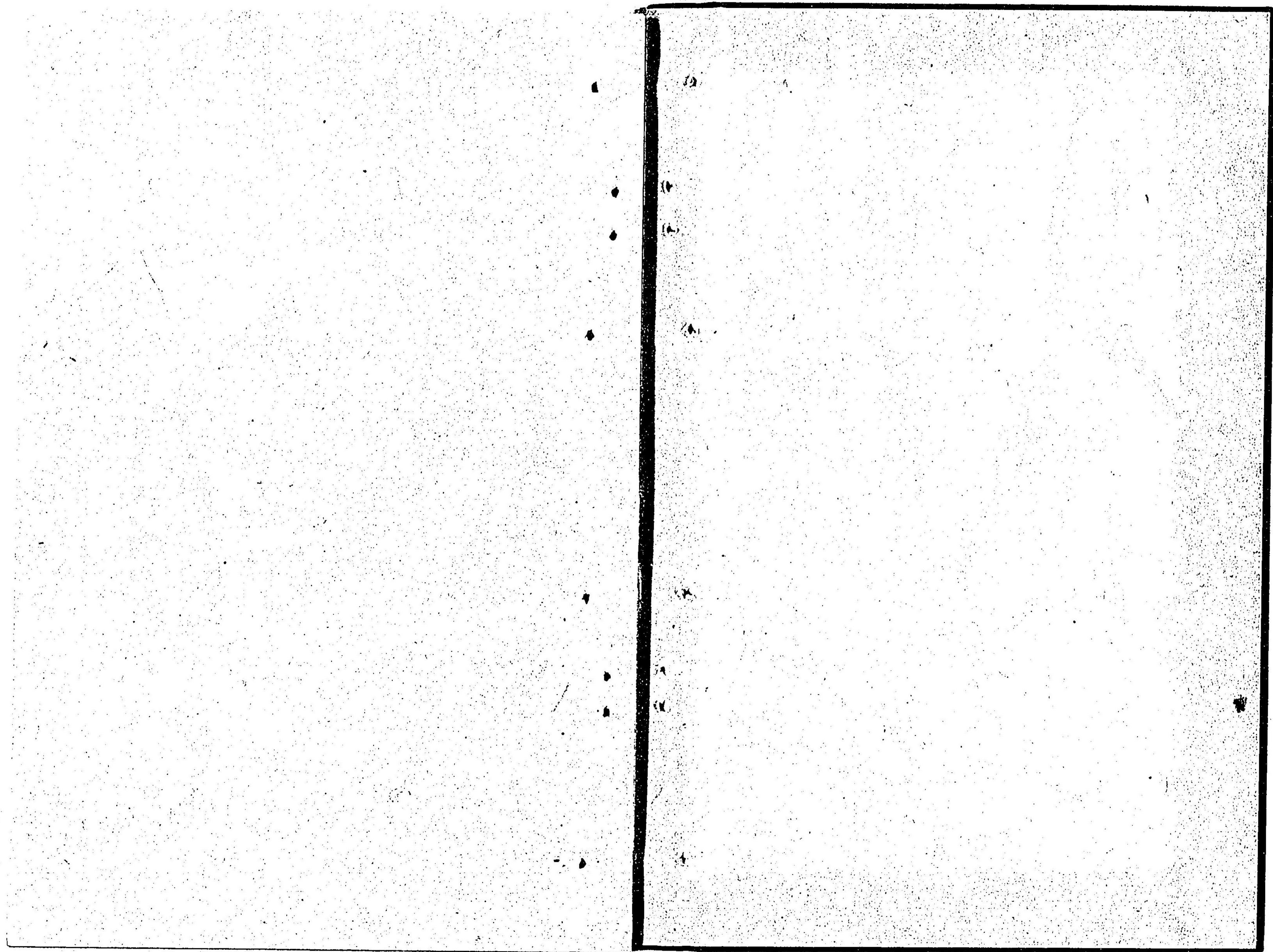
凱旋紀念帖

陸海軍士官素養会

M28

ACB-5656







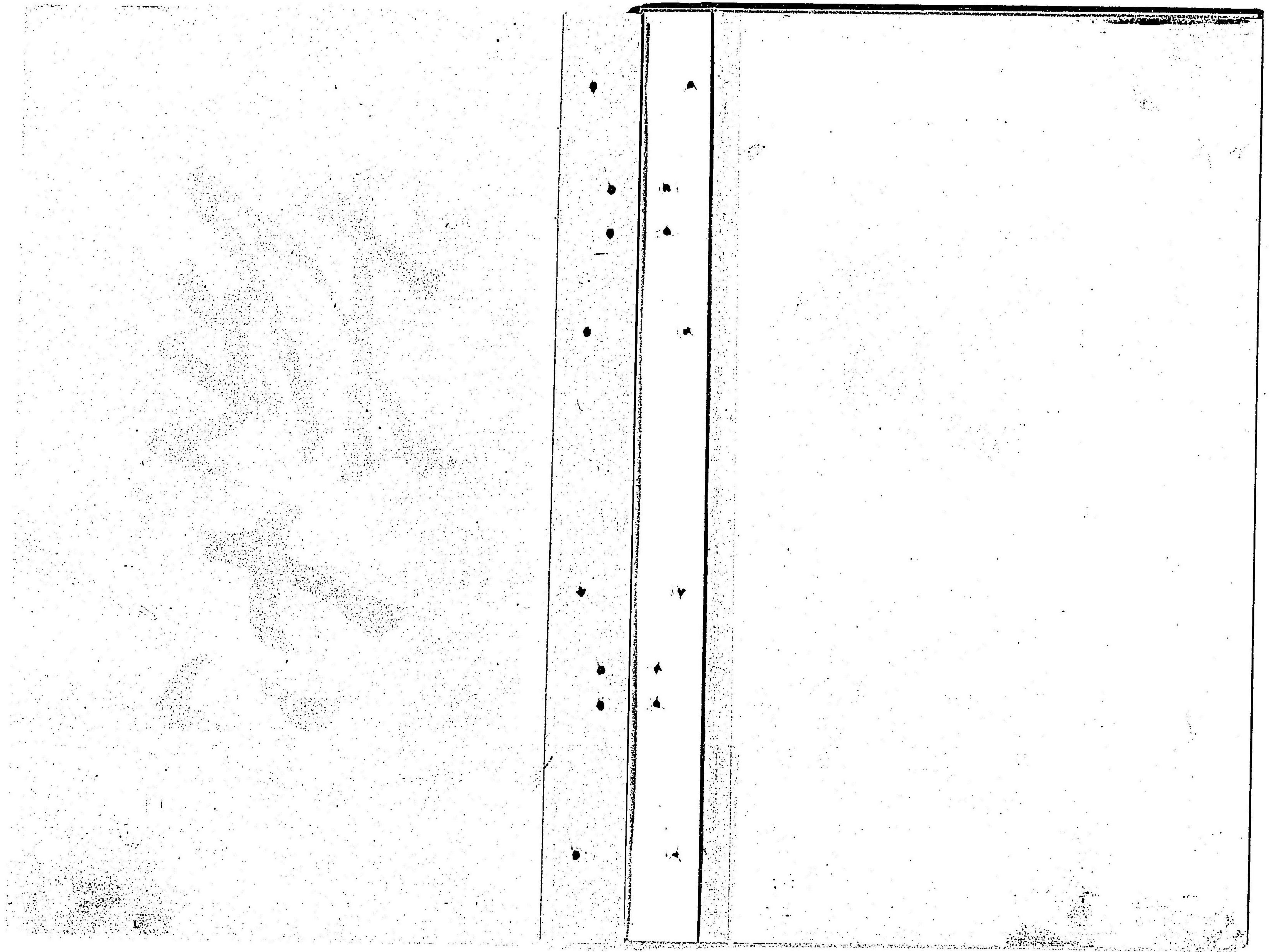


位勳大將中軍陸
下殿王親久能川白北

位勳大將大軍陸故
下殿王親仁熾川栖有

位勳大將大軍陸
下殿王親仁彰松小

小川一真寫真彫銅版及印刷



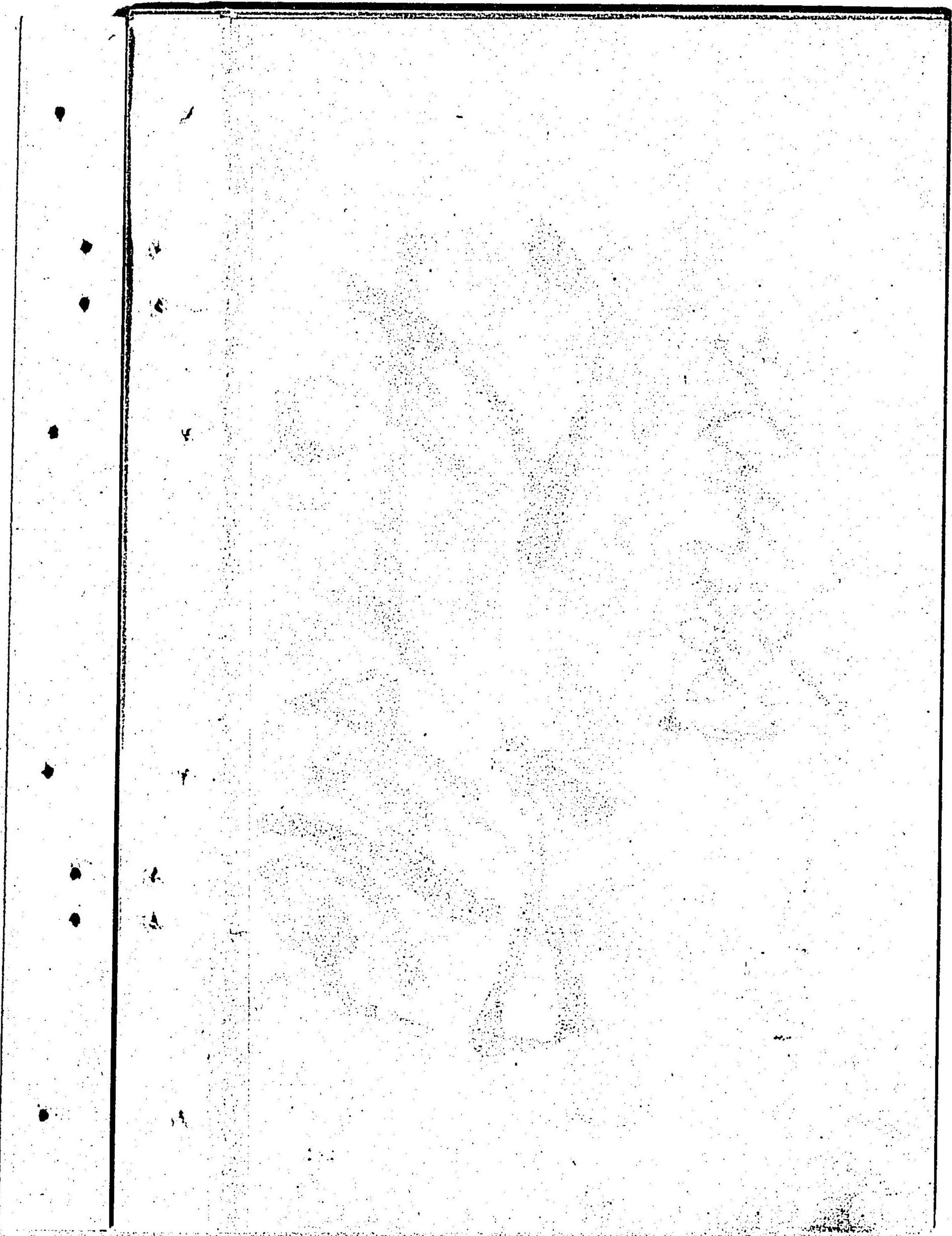
振古



佛德

夕光題

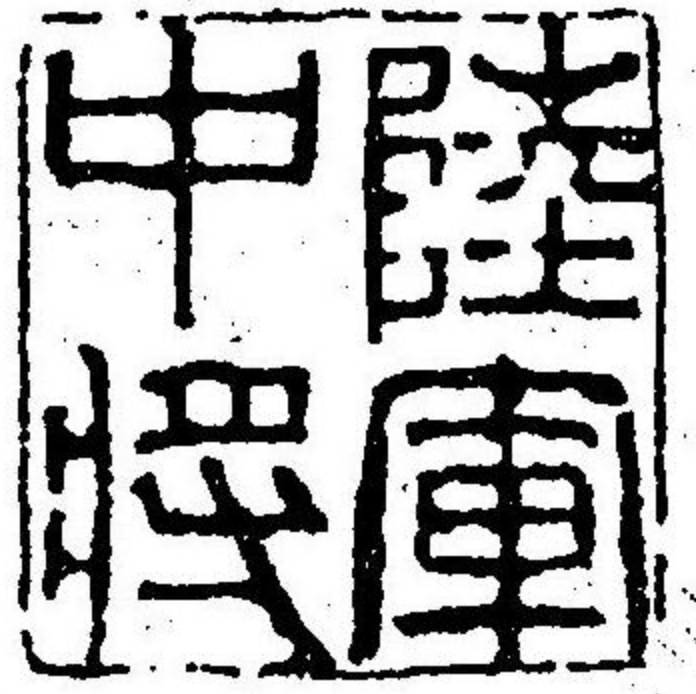


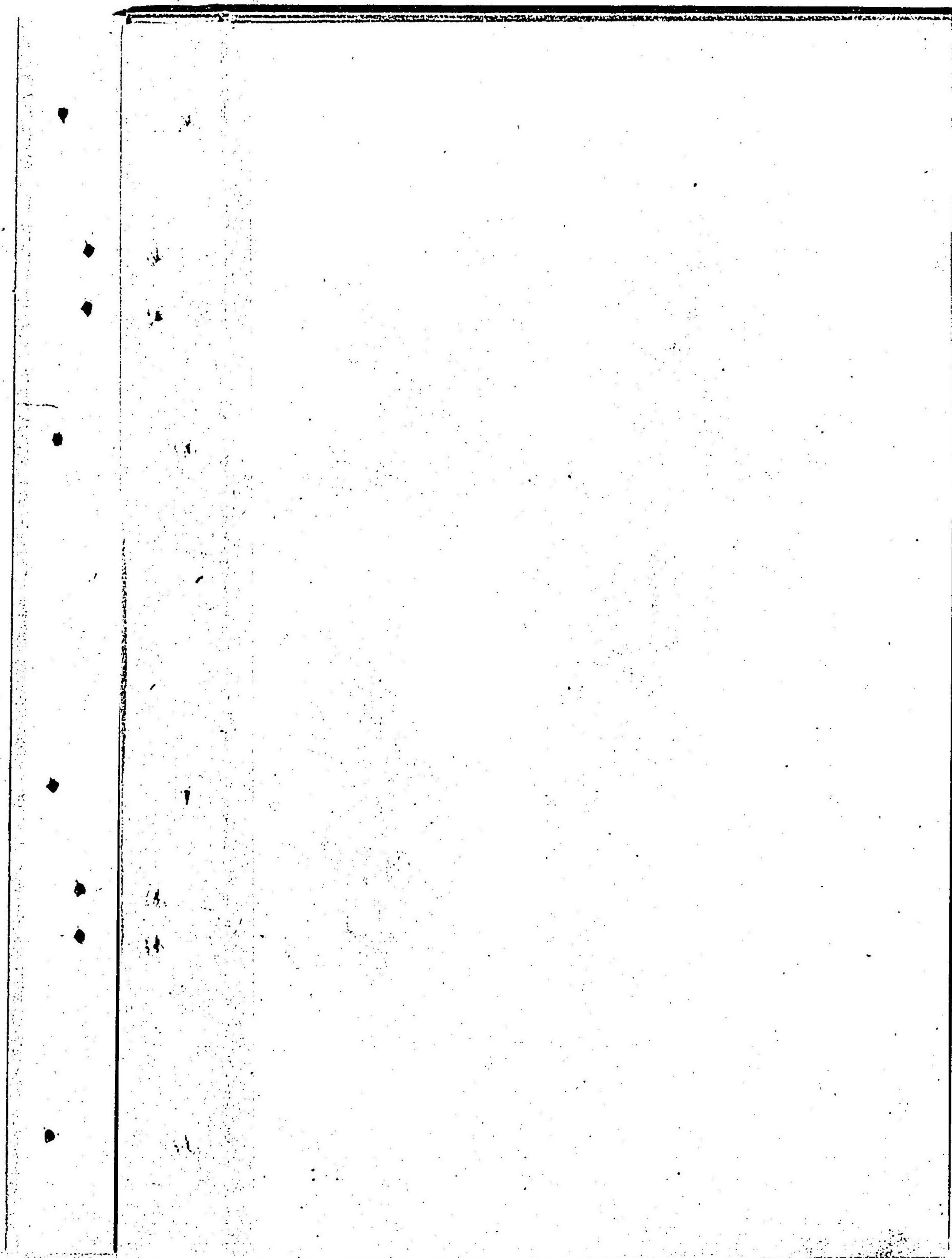




馳名
八公

茂海





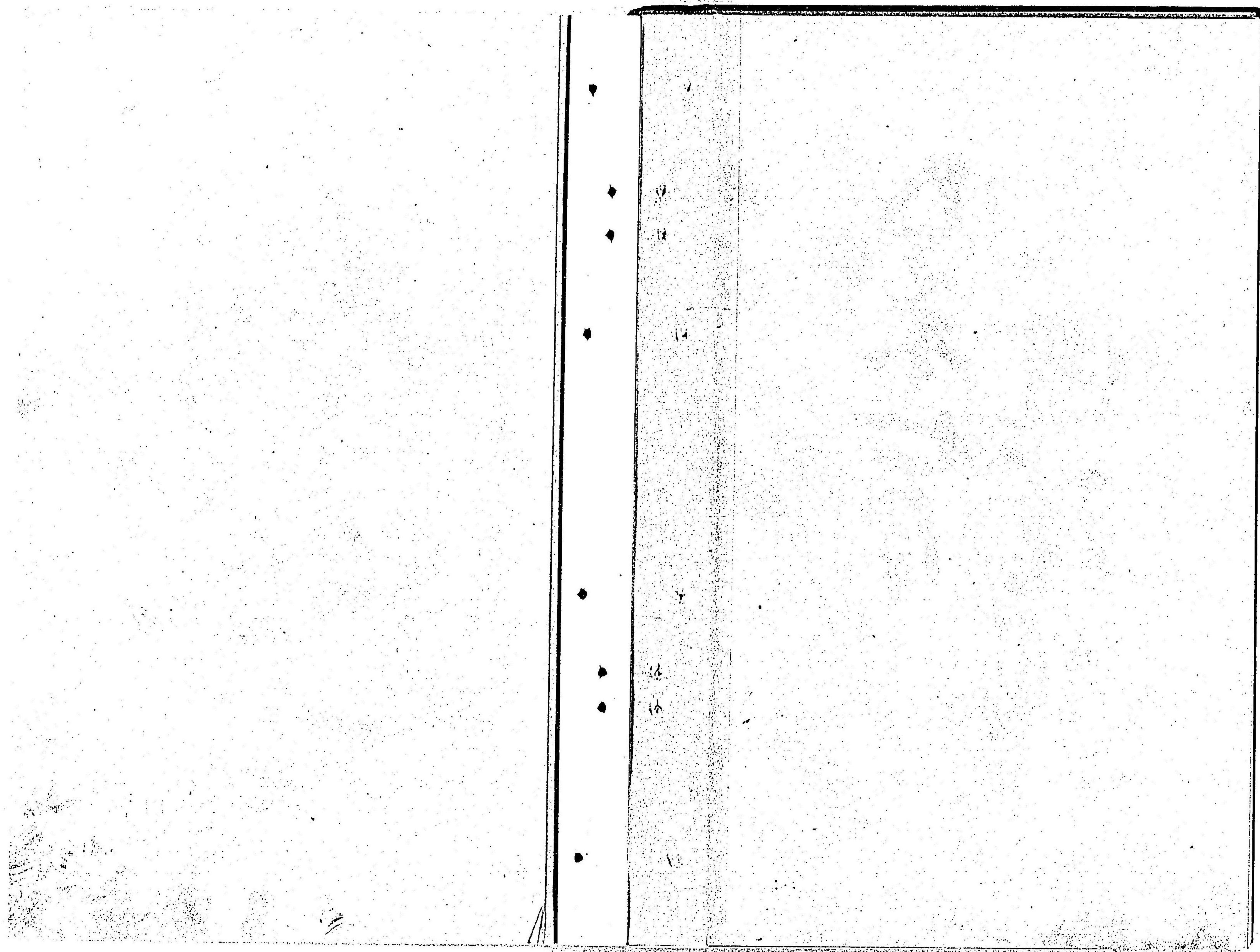


光
滿
於
一
合
白

己未七月

通雅類

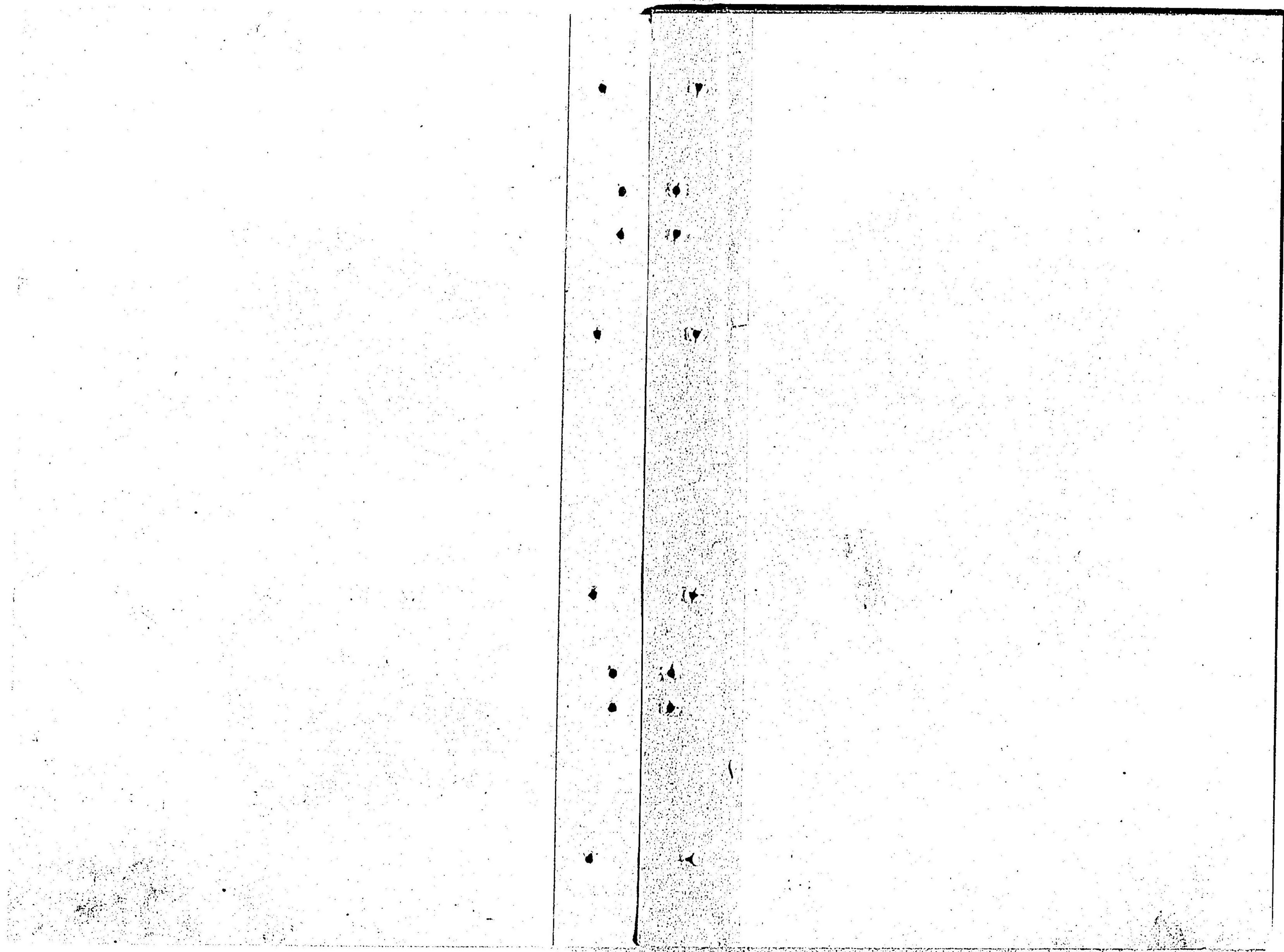




劍芒百

鍊精

日東起





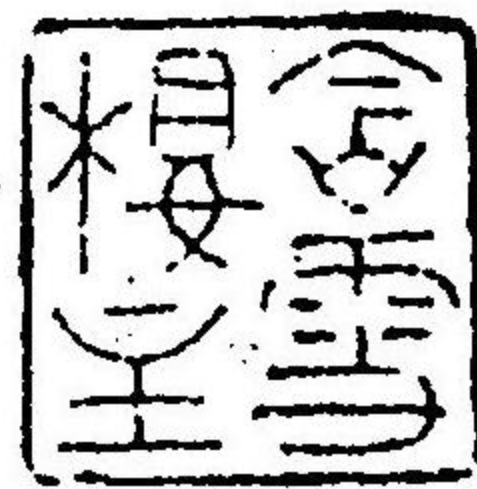
所

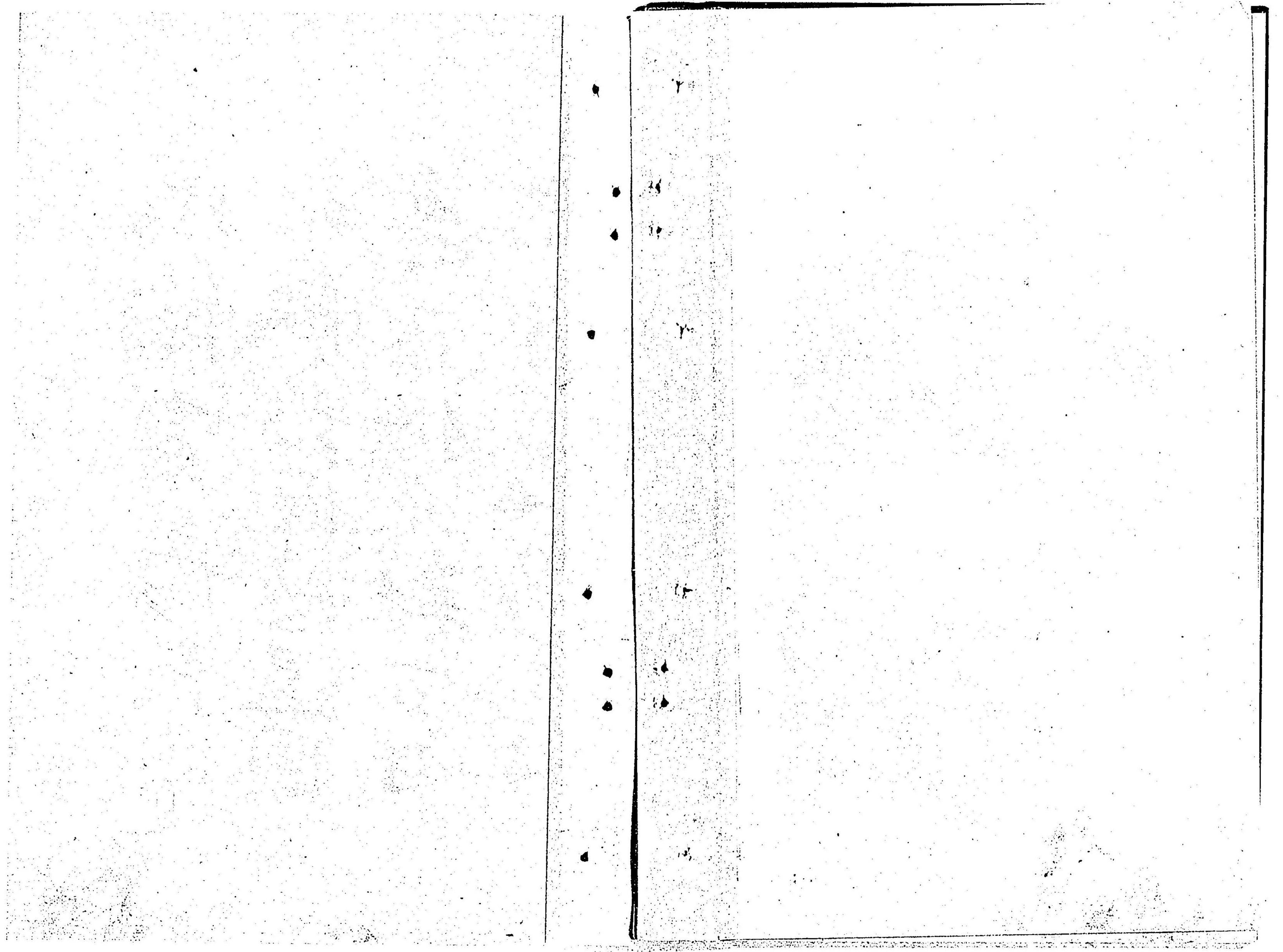
向

無

前

有烟





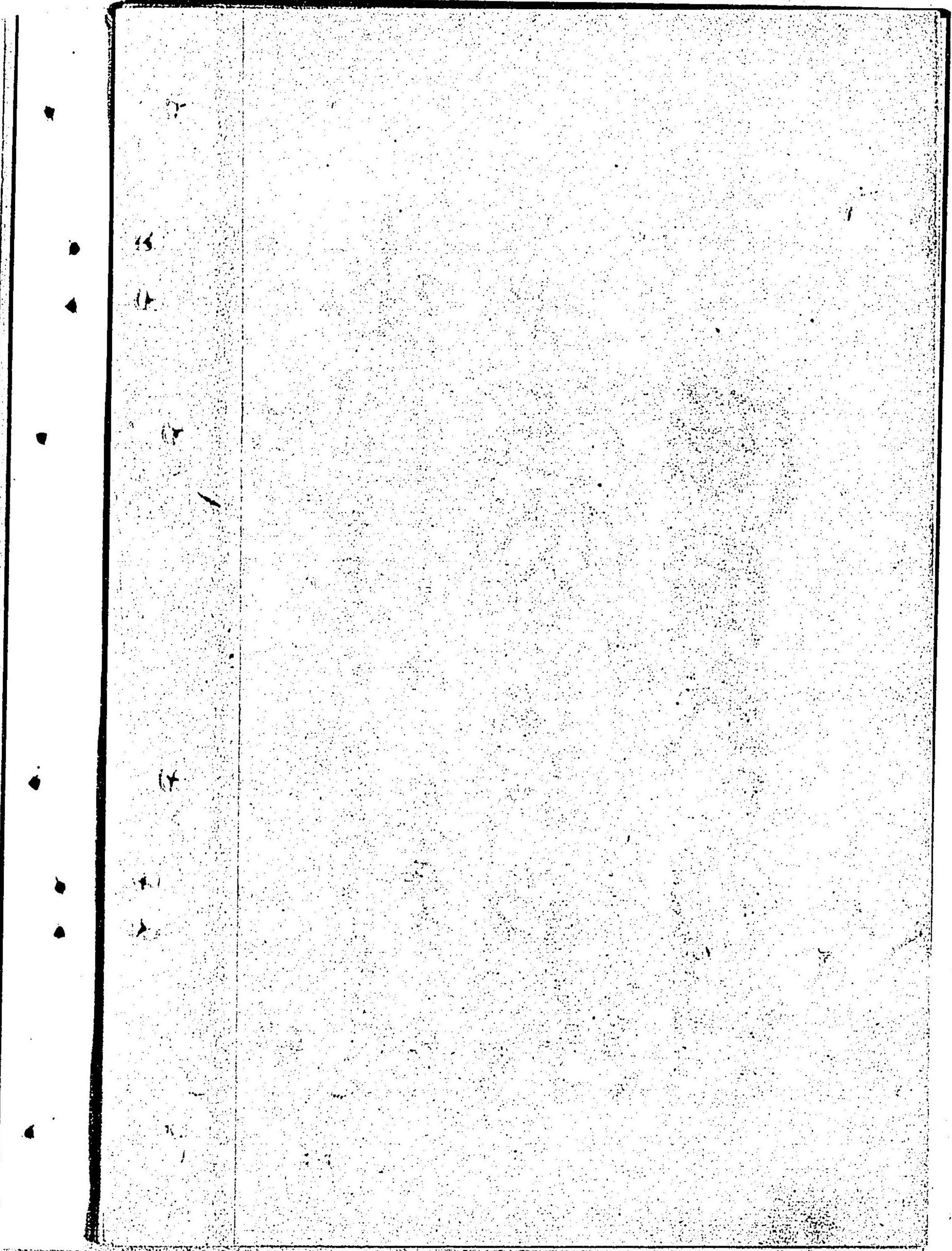
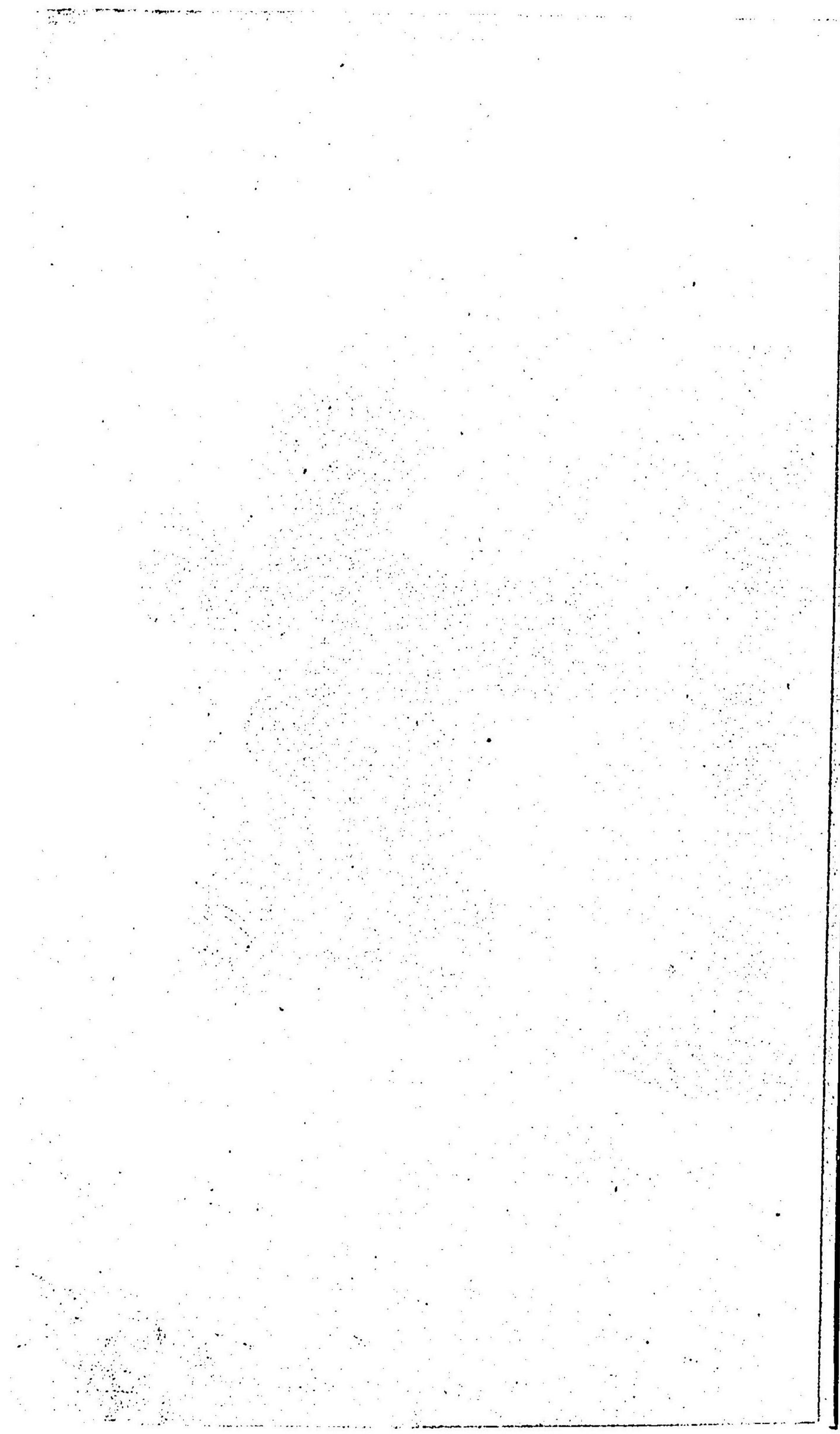


鳳綸宣詔民志
 死敢為闕牆違國
 是匹似干熱萬谷
 流為一張毛江
 水

为七後今中口占

原國武





茶

茶

茶亭

序

明治二十七年より翌二十八年にかけて支
那を責んとしはる日本軍をたまた
兩國の敵のこゝとてはるまゝとる
世界より多し大軍力ありてはる支那を
不進歩すてすてみるの統率たる國を
不進歩するるとして久しきの時あり業
命なりんあることなるの事進より業と

其の國を以て幸ひする人にして其の國の人なりや
其國のいひ其のまゝありてあらん事な
しとて其の國を以て幸ひする人天下に一切をたつ
る古來のつらさるる國の大小はよくす大
なる者にして不振の患ありしは誰か
とて其の國を以て幸ひする人天下に一切をたつ
る古來のつらさるる國の大小はよくす大
なる者にして不振の患ありしは誰か
とて其の國を以て幸ひする人天下に一切をたつ
る古來のつらさるる國の大小はよくす大
なる者にして不振の患ありしは誰か

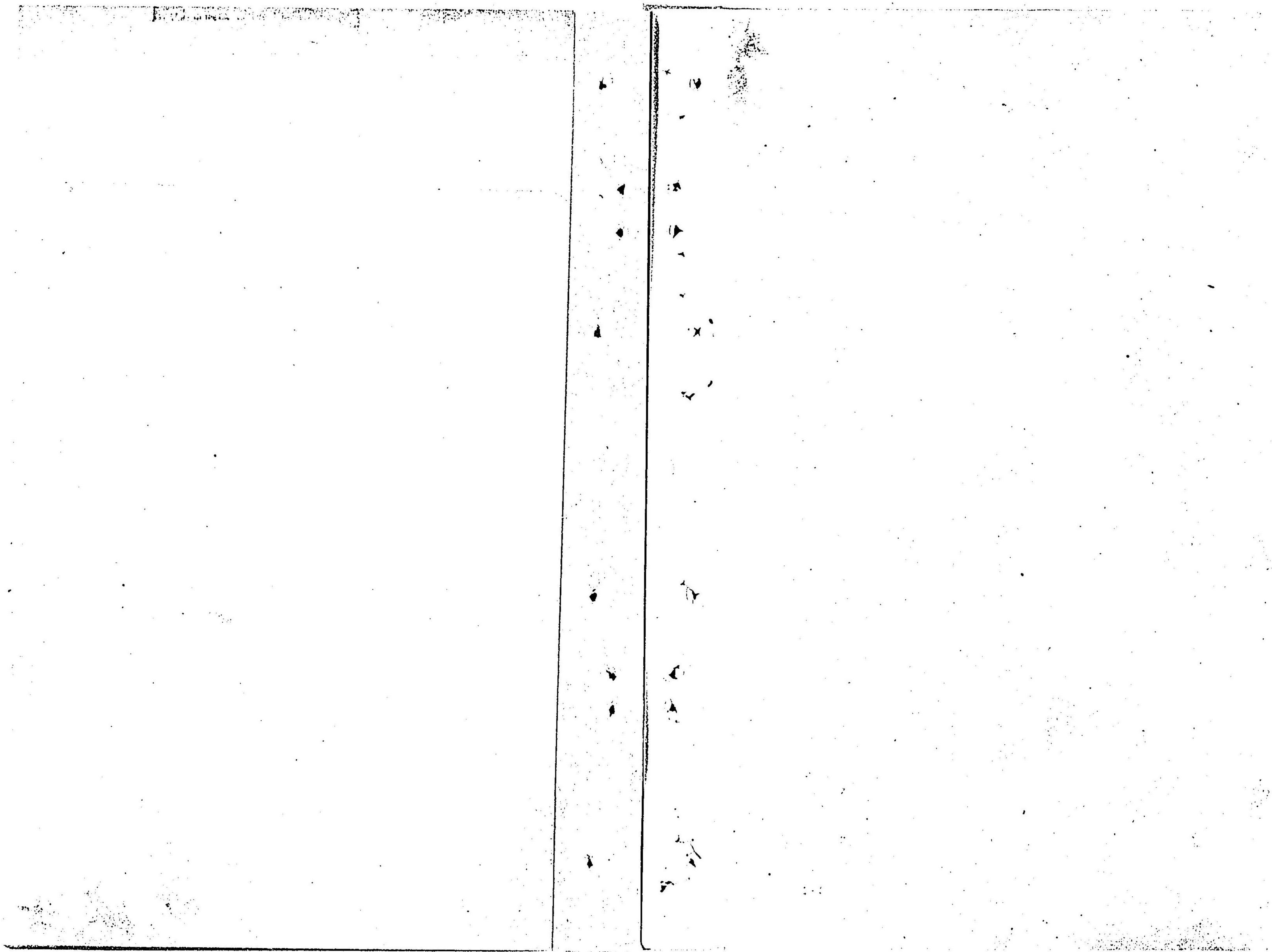
紀念帖まこと一なり也

つらさるる民を以てて天地の
神の心をたらしむる國

明治二十六年夏の日本其の國

元ニ其の國あり美事也

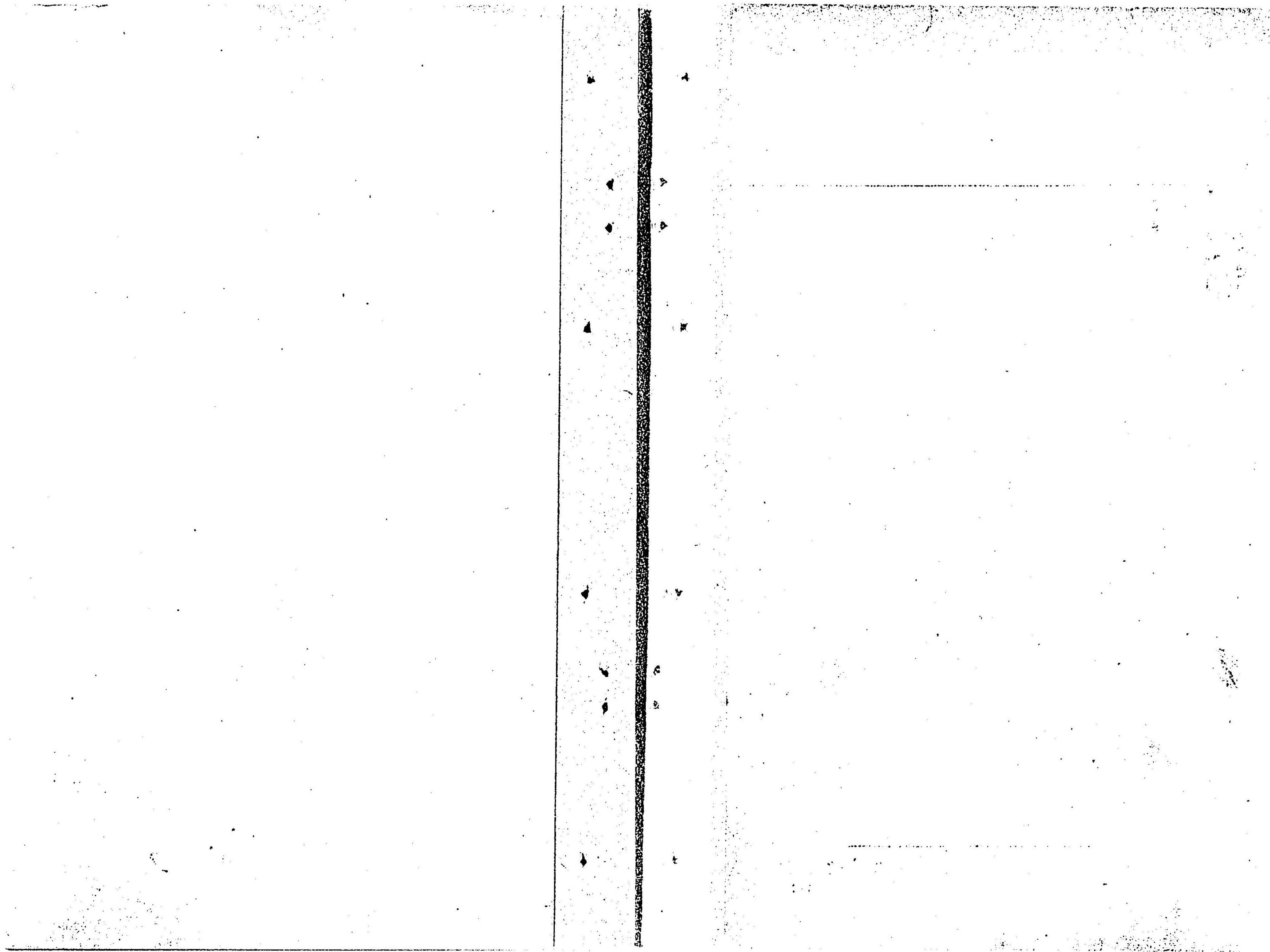




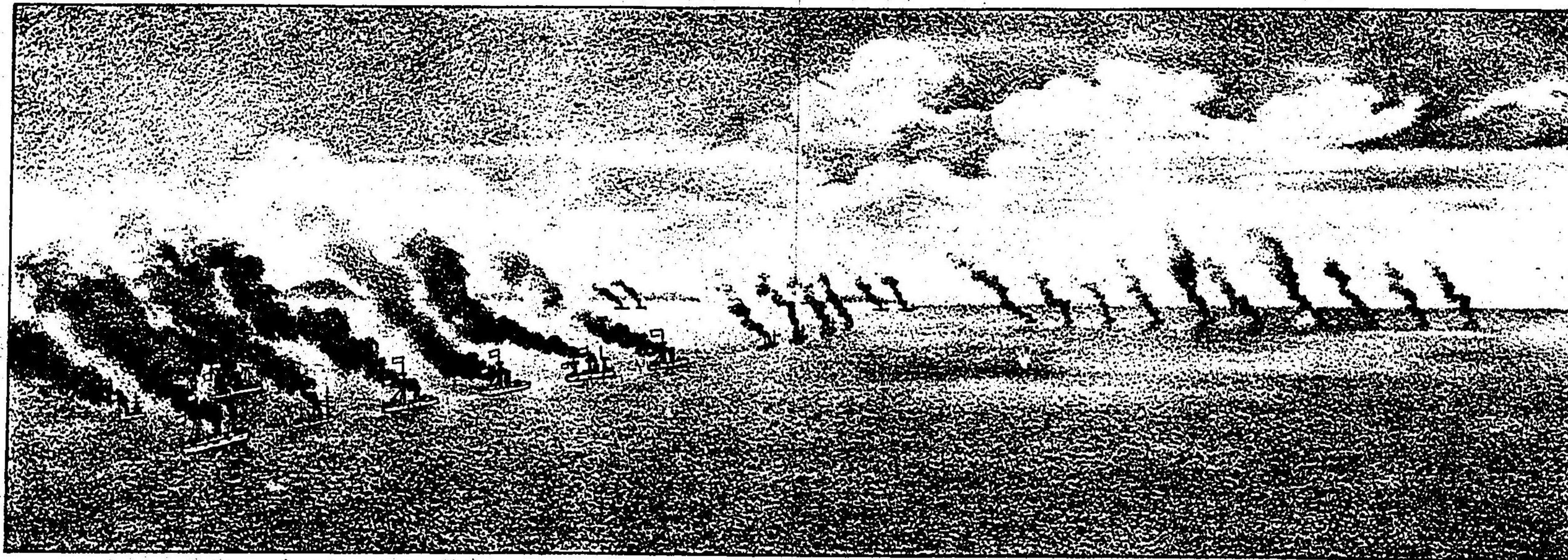


小川一良寫真彫刻銅版及印刷

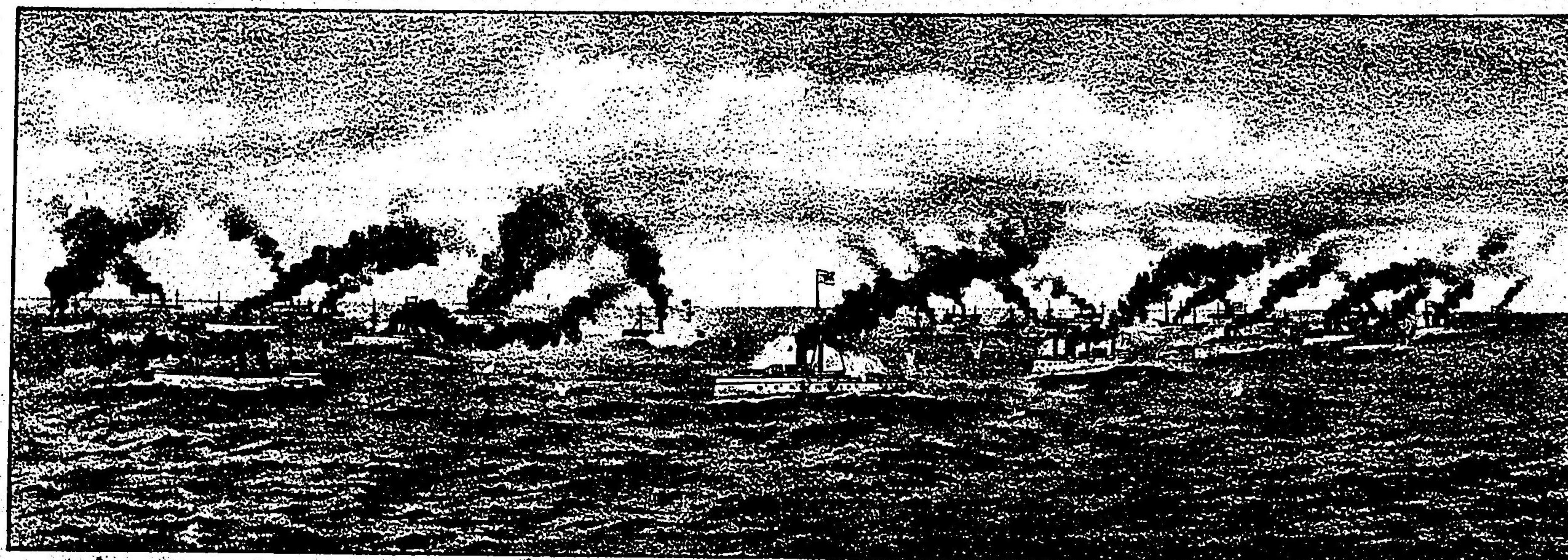
第一軍司令部將校



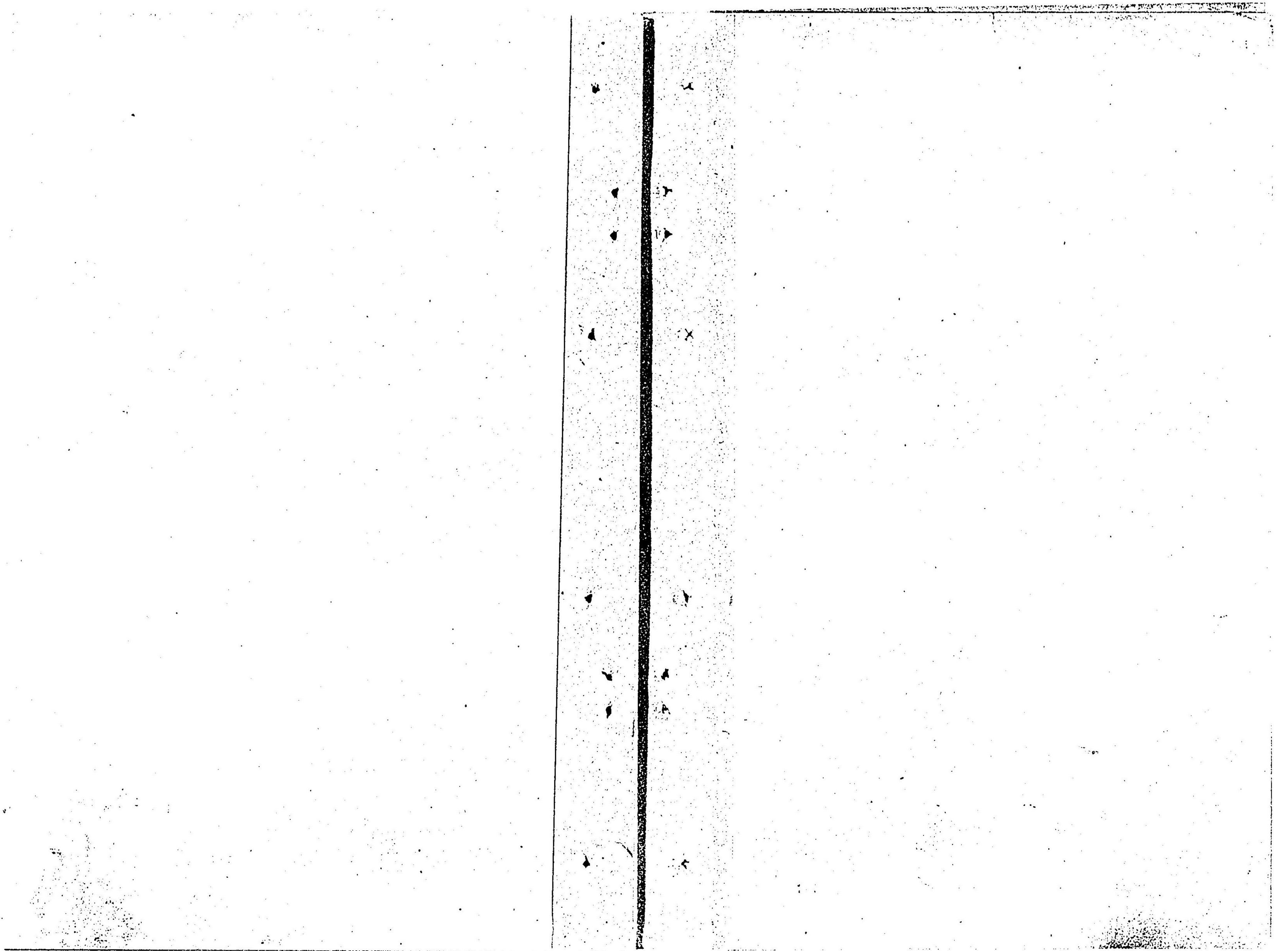
大孤山沖入海戰真圖



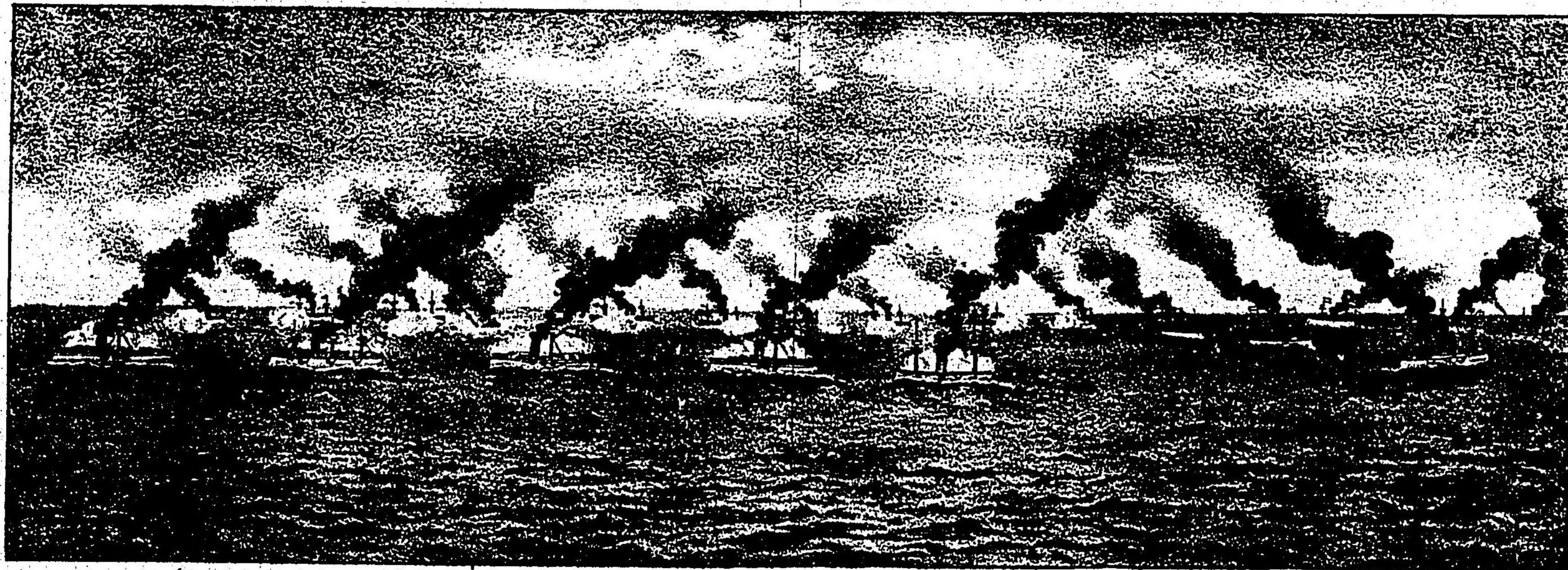
其 一 日清艦隊大鹿島沖ニ於テ會戰先發砲ヲ始ム (午後五時十分)



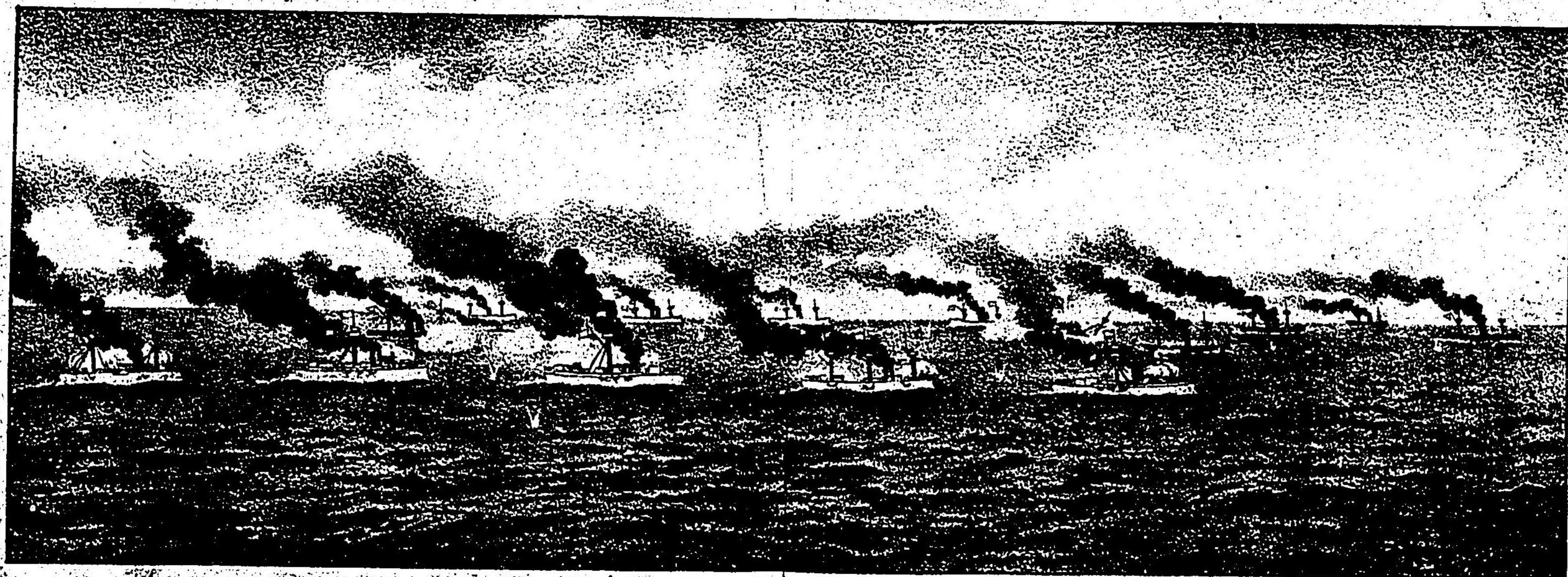
其 二 此敵未苦戰第一遊撃隊ノ右翼ヲ痛撃シテ左方ニ點六ノ方ニ轉ス (同一時十二分)



大孤山沖入海戦真圖

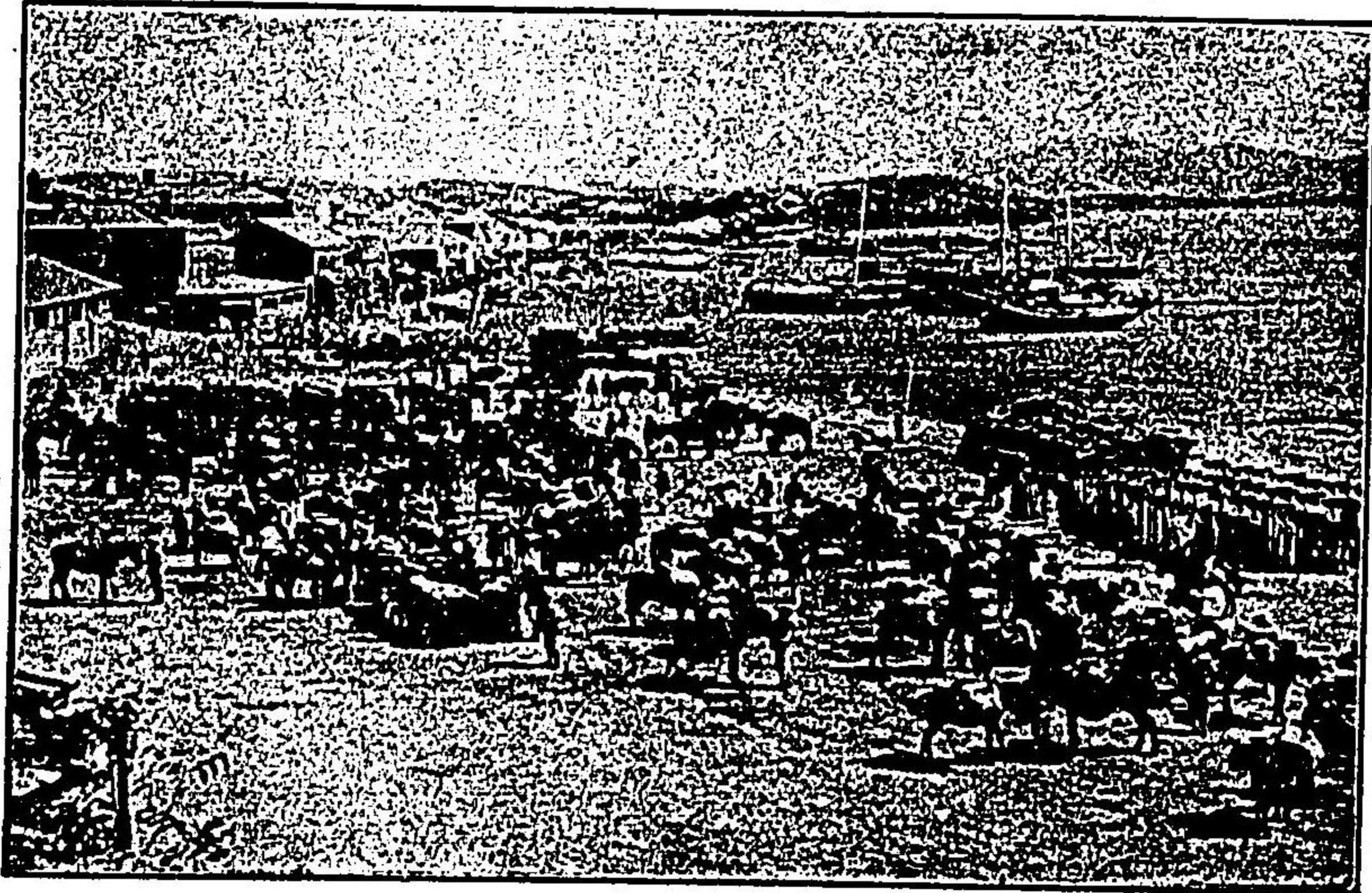


赤城苦戦第一遊撃隊之救援に本隊ト敵ヲ撃ス (二時四十分)



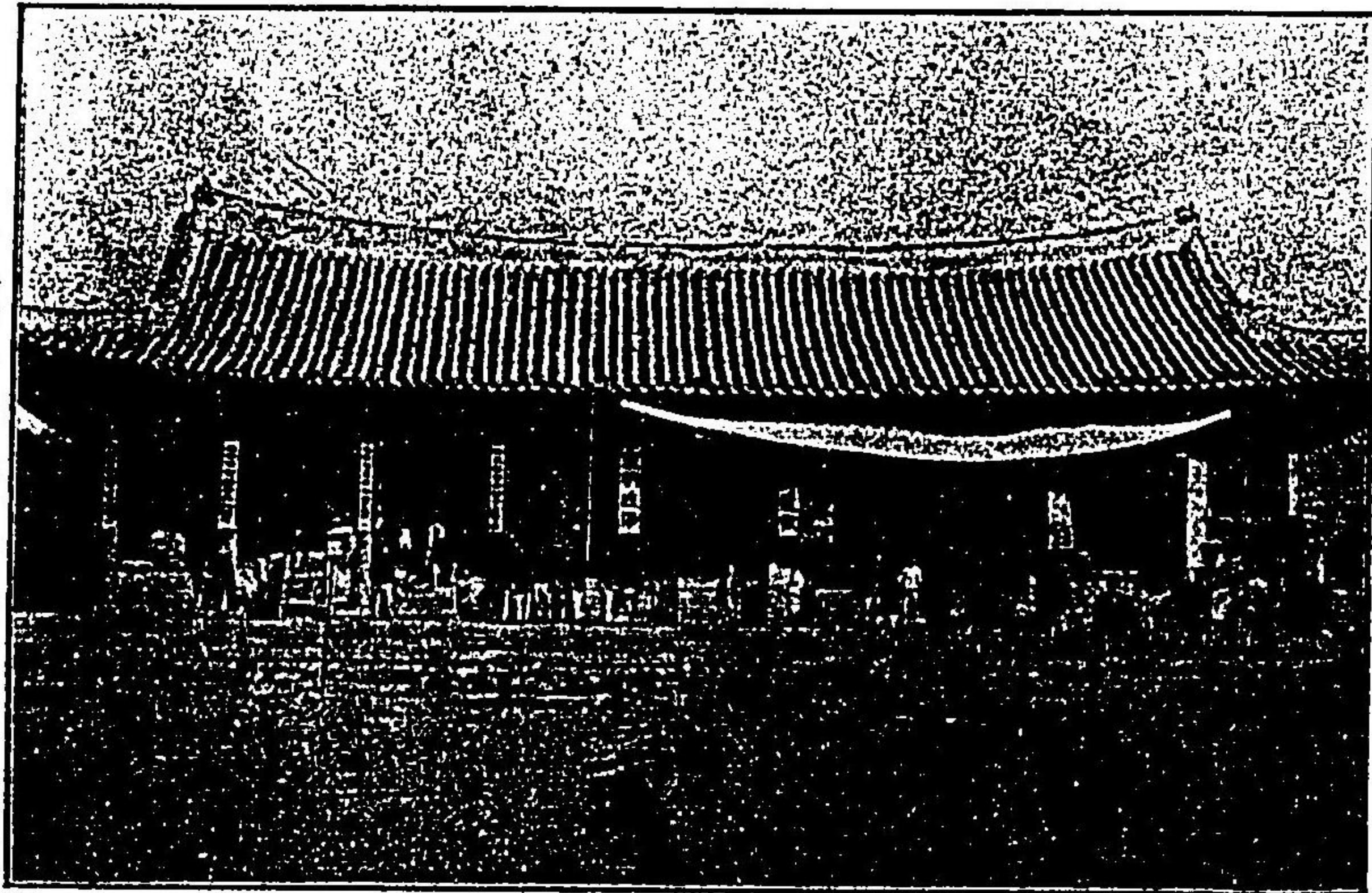
我軍大敵艦ヲ走シ始メ第一遊撃隊之追フに本隊速進シテ圍ム (三時三十分)

(版權所有) (陸地測量部)



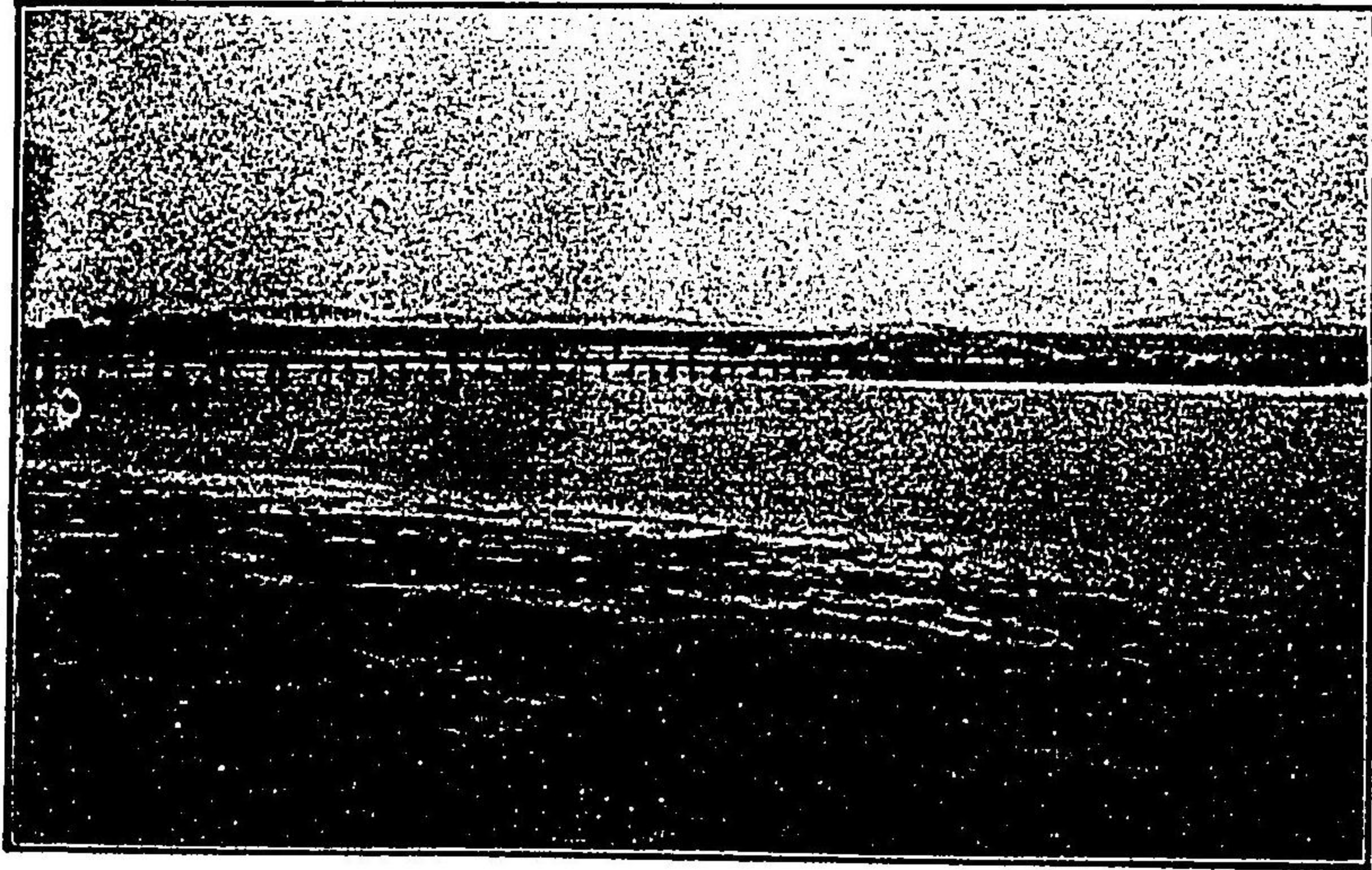
第一朝鮮仁川港上陸の光景

(版權所有) (陸地測量部)



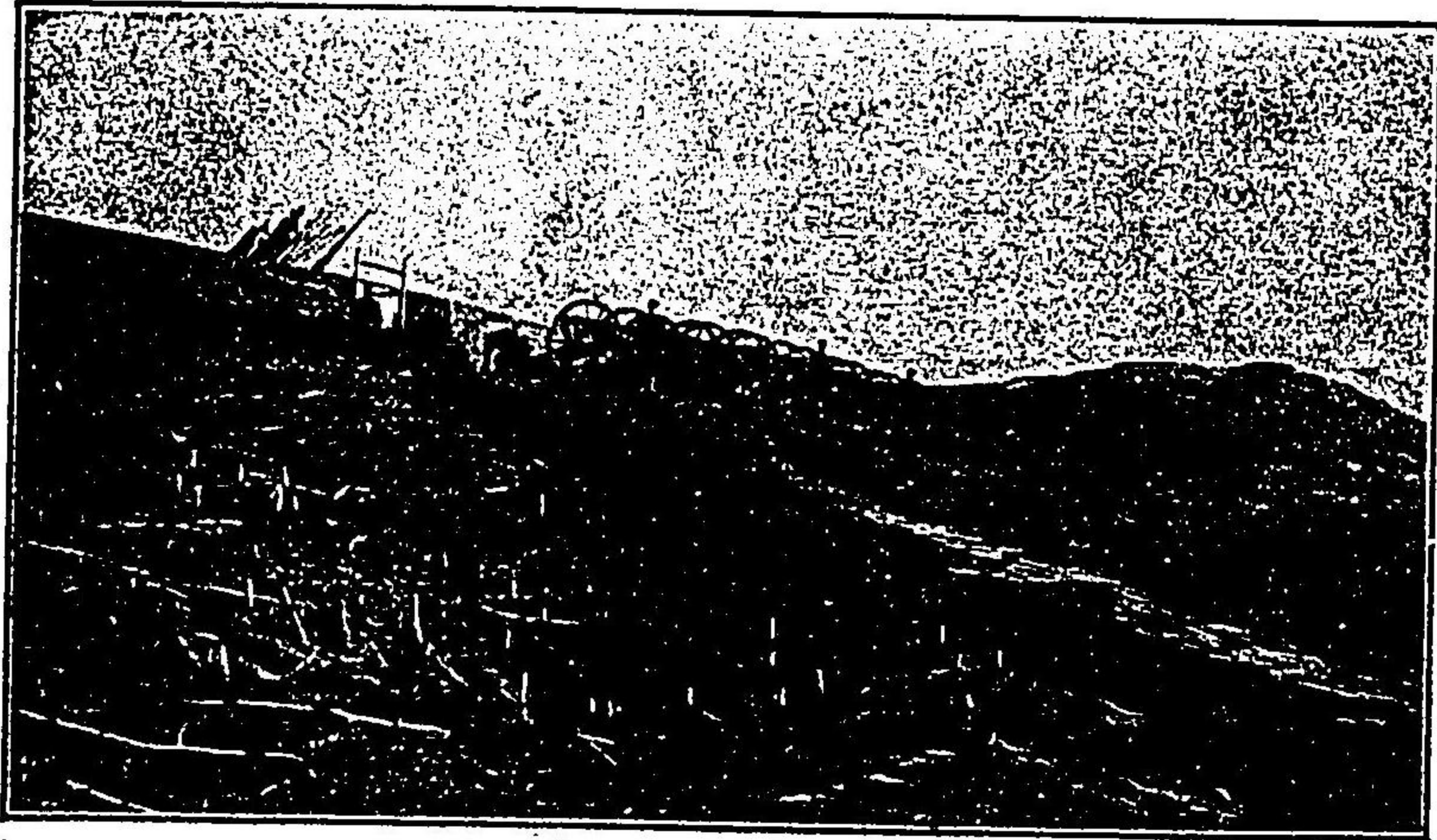
平壤に於ける第五師團司令部

(版權所有) (陸地測量部)



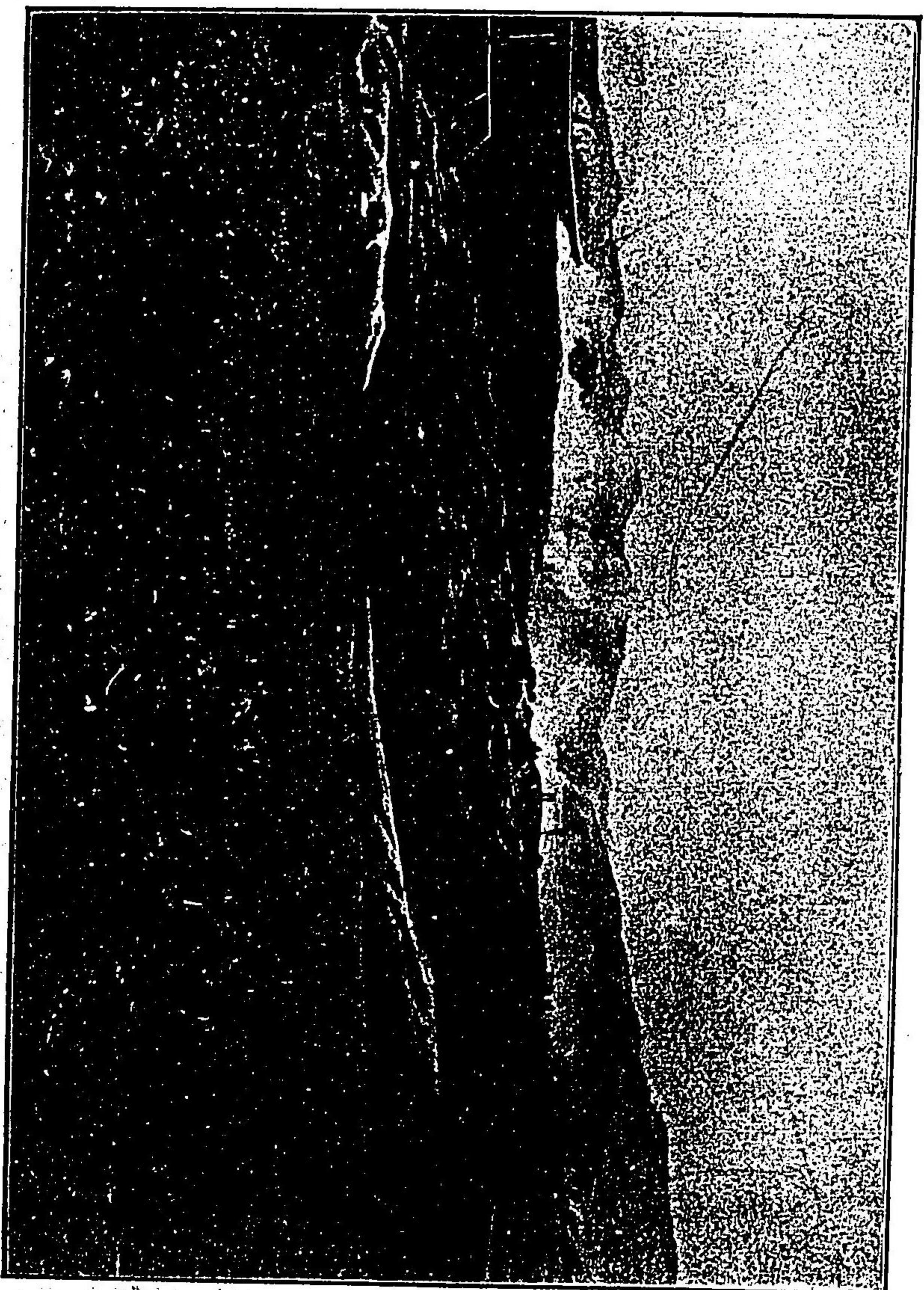
景光の林全橋軍江緑鴨

(版權所有) (陸地測量部)



旗軍び及砲大の利戦る於城連九

(既述所有) (陸軍部)



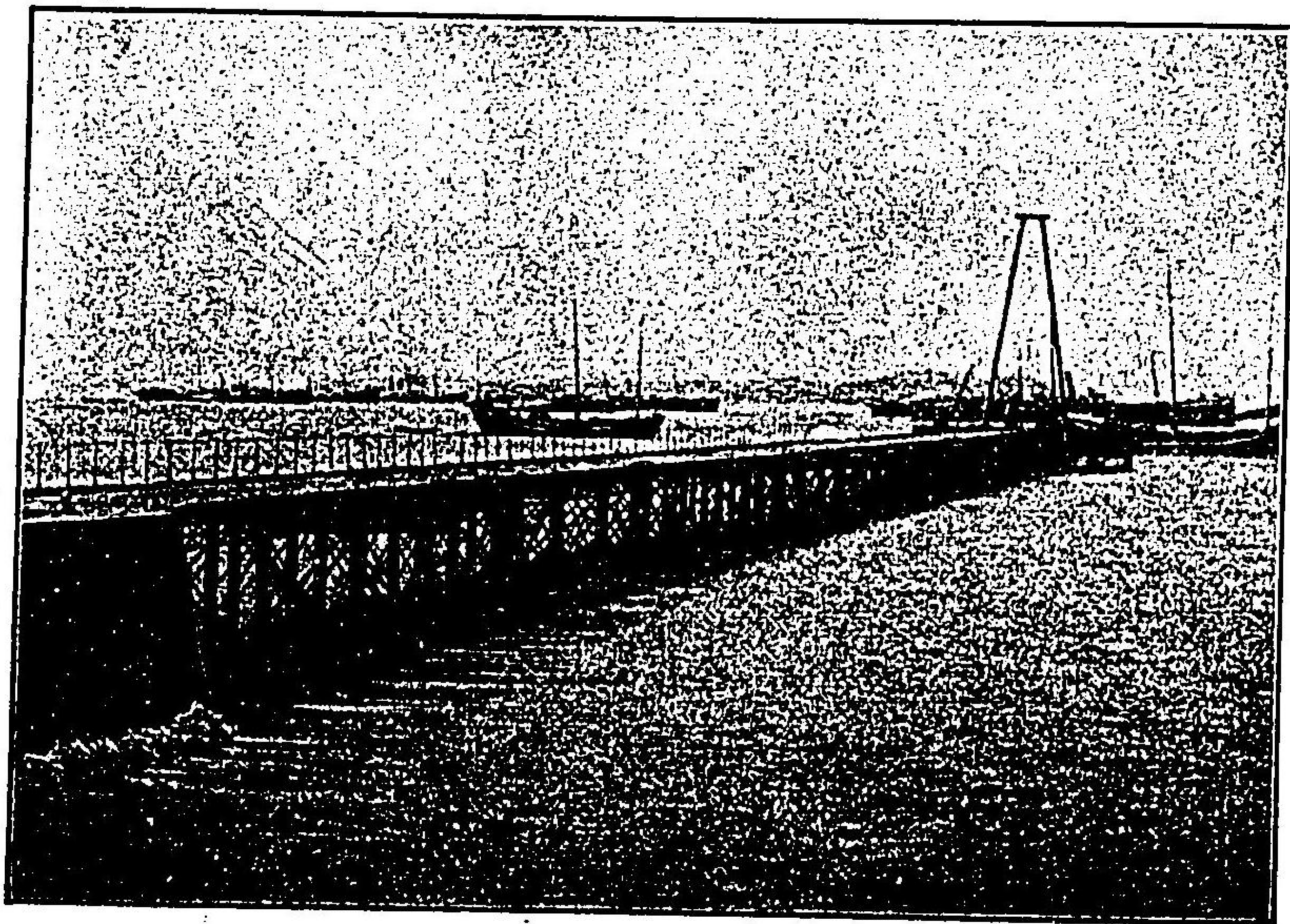
景真の撃砲城州金リよ地陣兵砲戦野

(版權所有) (陸地測量部)



景光の撃砲隊中砲山て於 1 近附屯家方方西の順旅

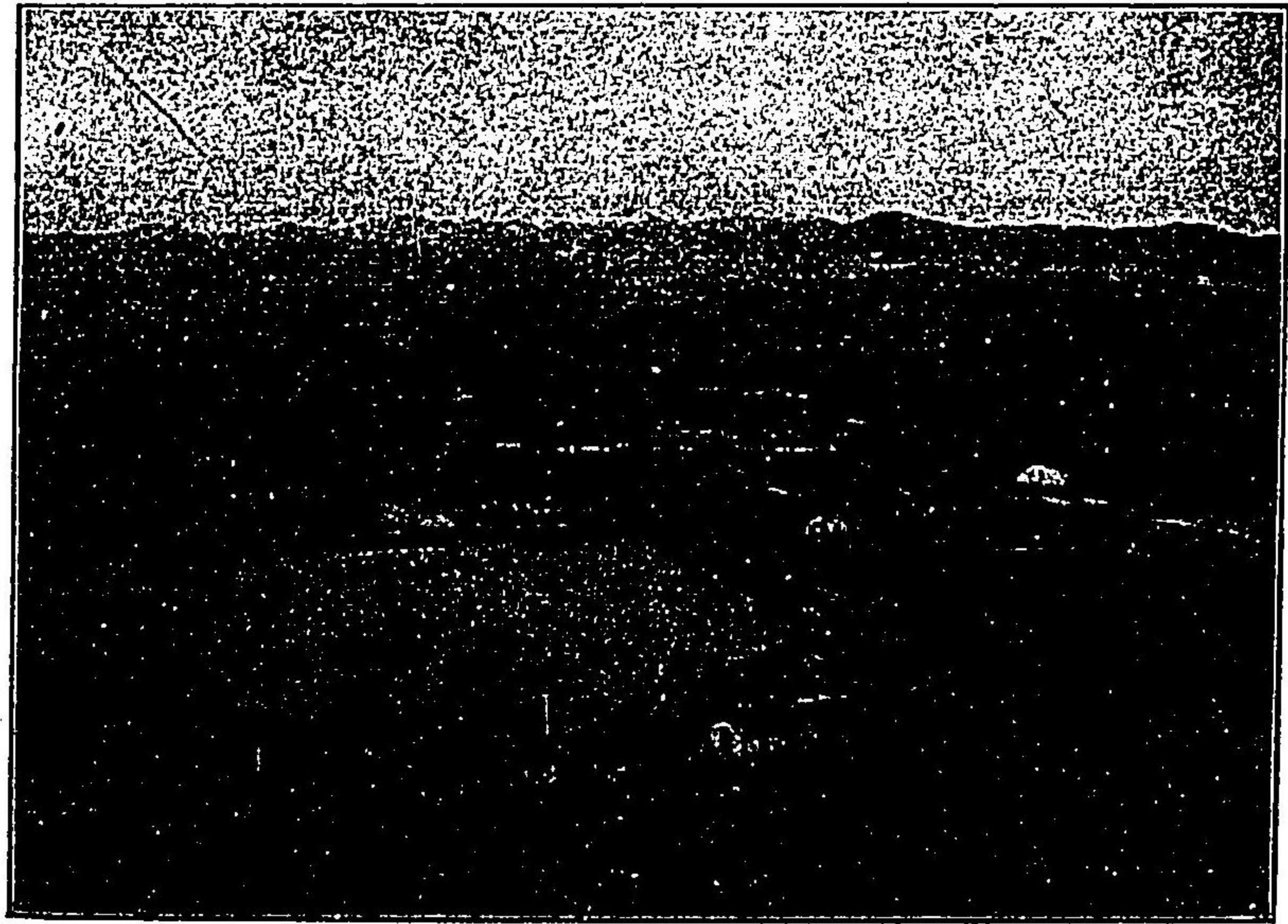
(版權所有) (陸地測量部)



景真の橋棧屯樹柳灣迎大

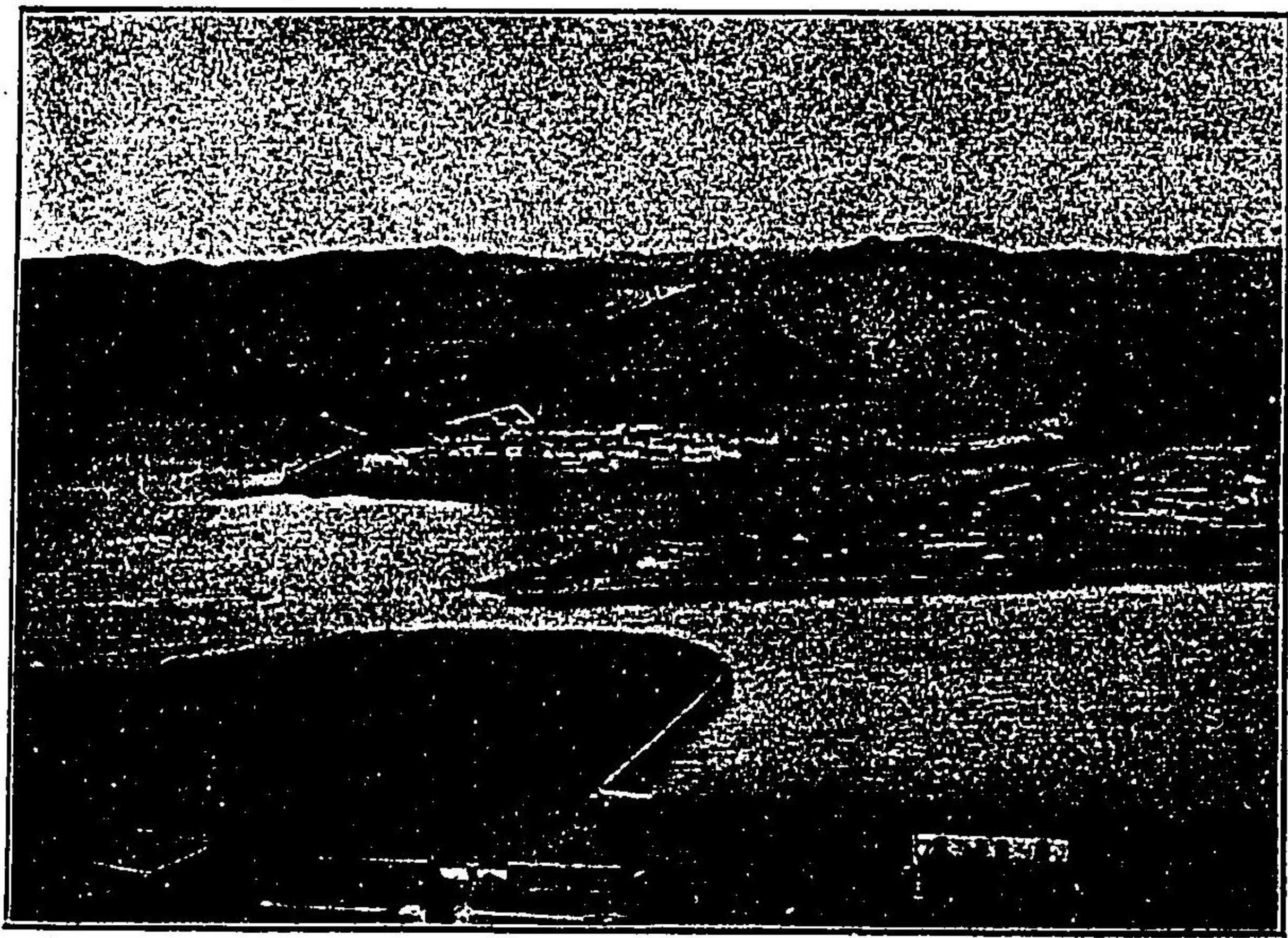
小川一真寫真彫刻銅版及印刷

(版權所有) (陸地測量部)



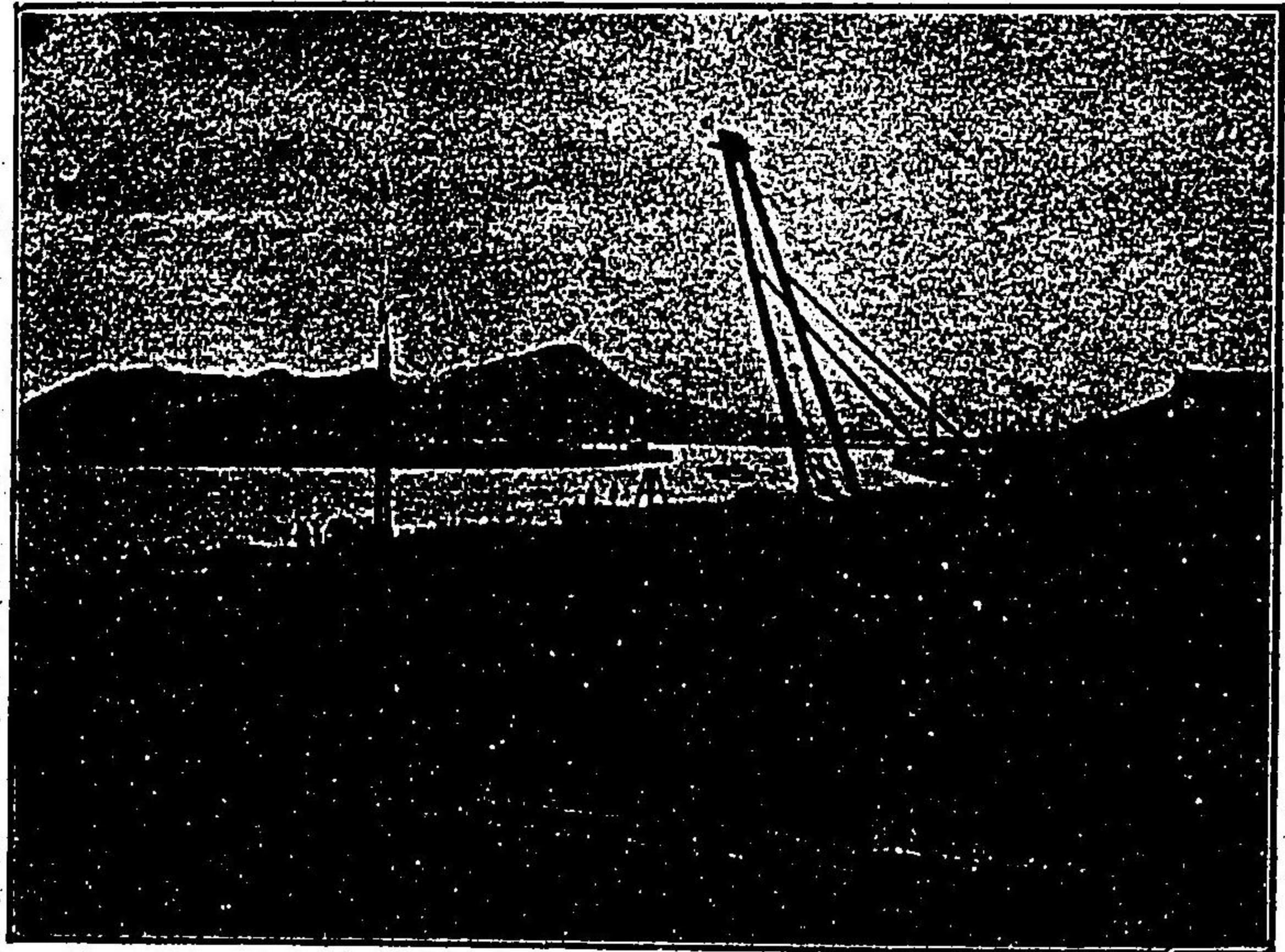
(一其) 景全街市順旅

(版權所有) (陸地測量部)



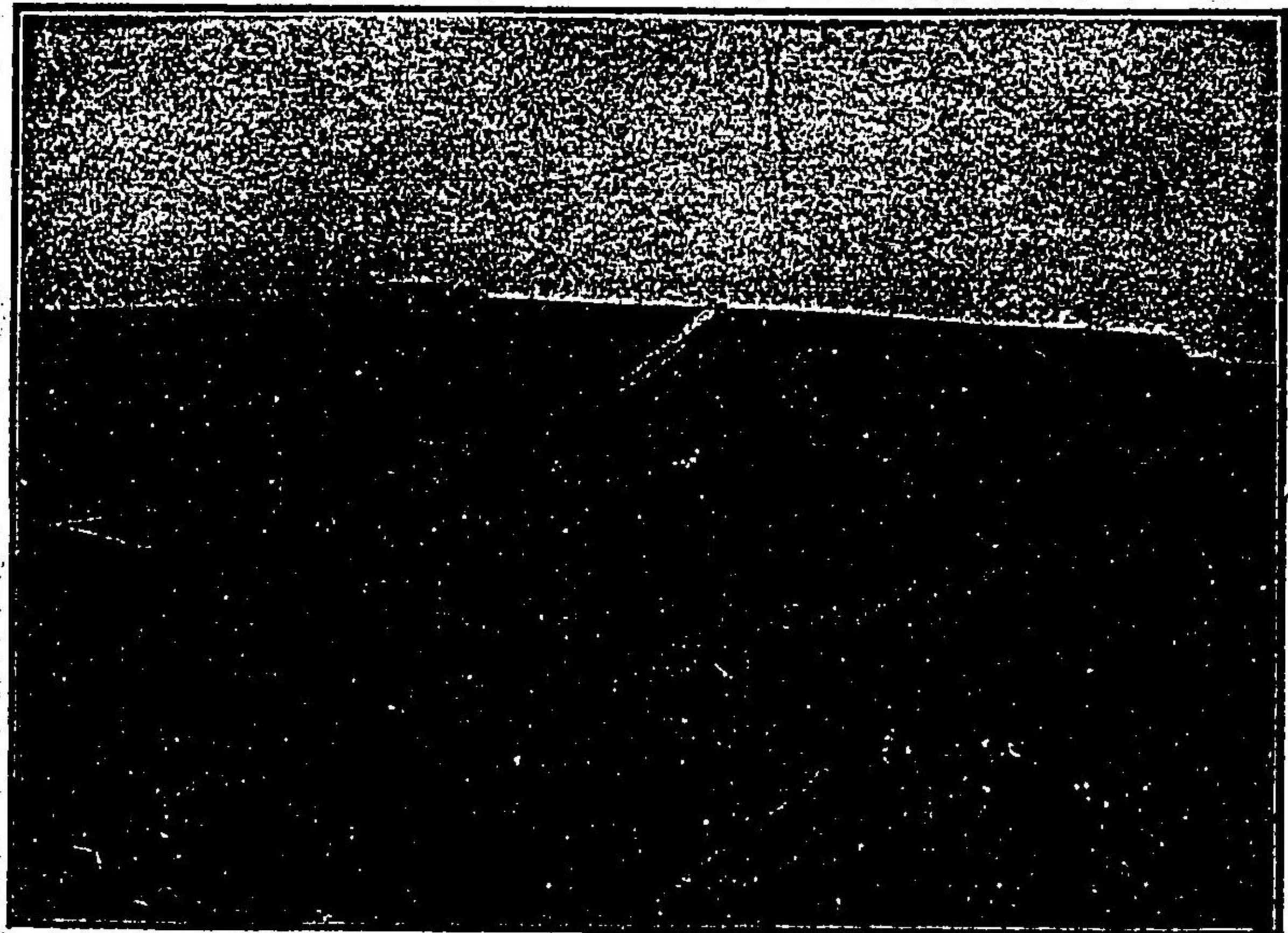
(二其) 同

(版權所有) (陸地測量部)

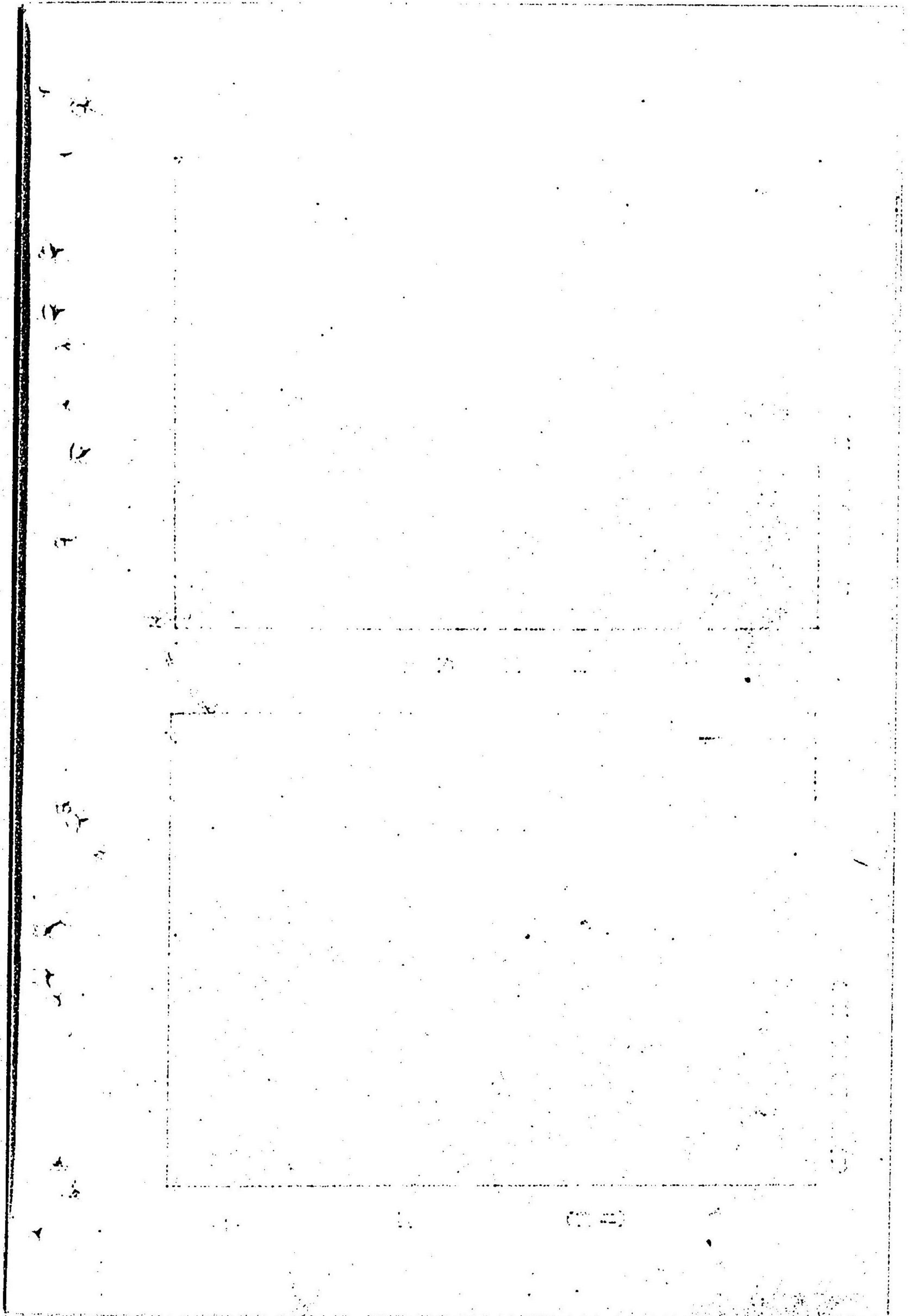


旅順口船渠内於陸軍將校戰勝祝宴の光景

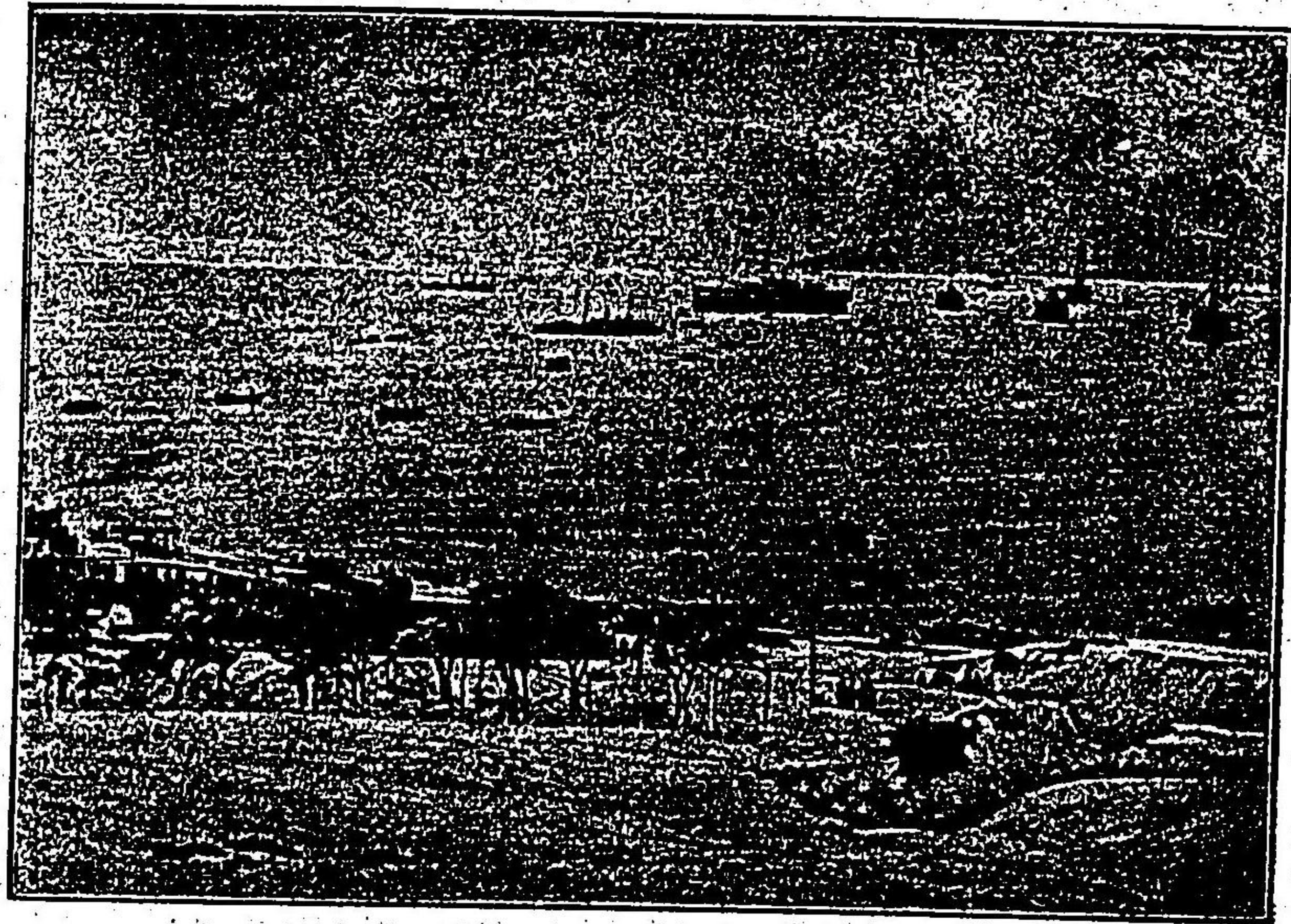
(版權所有) (陸地測量部)



旅順口城頭砲臺及親兵左營の光景

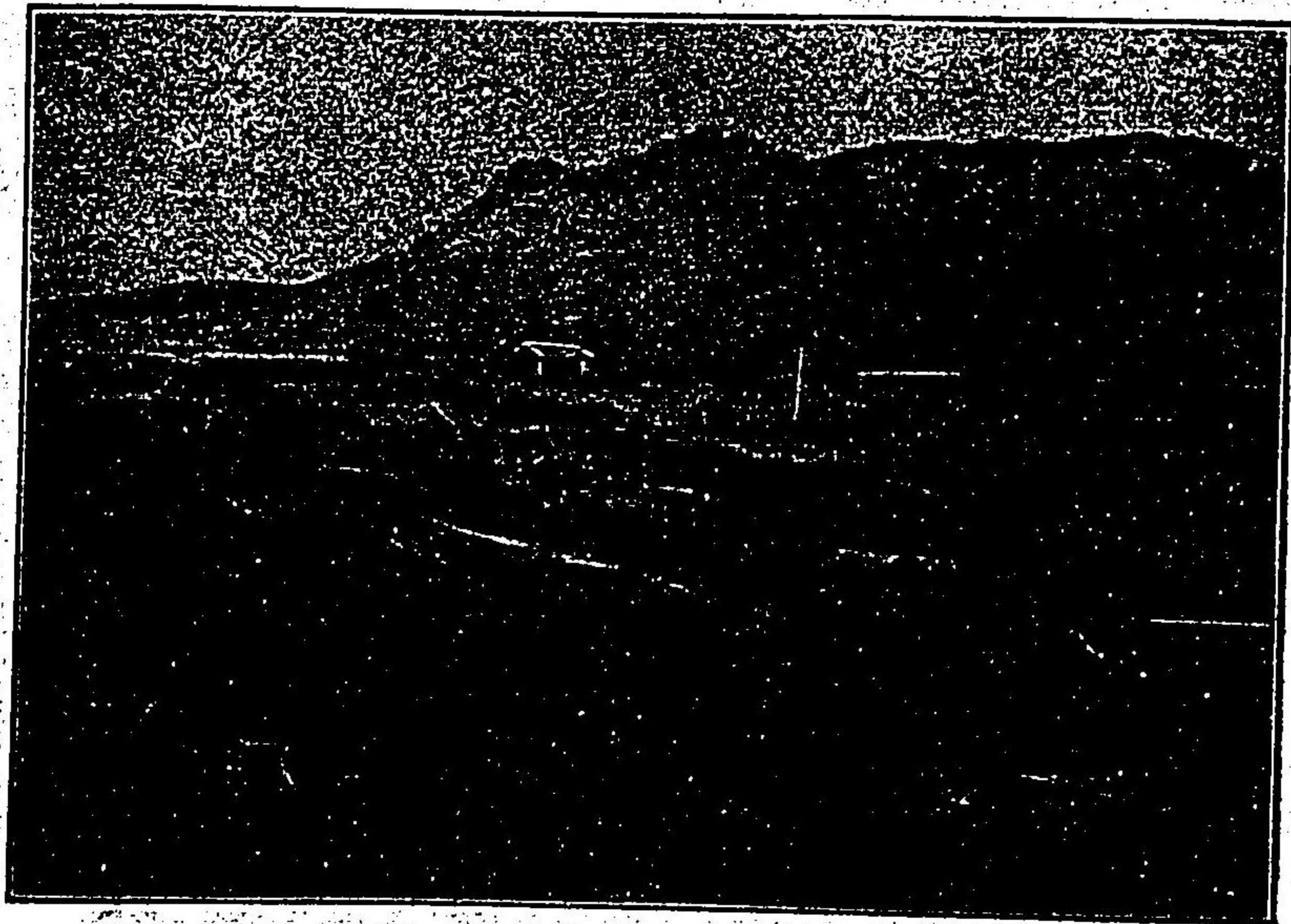


(版權所有) (陸地測量部)

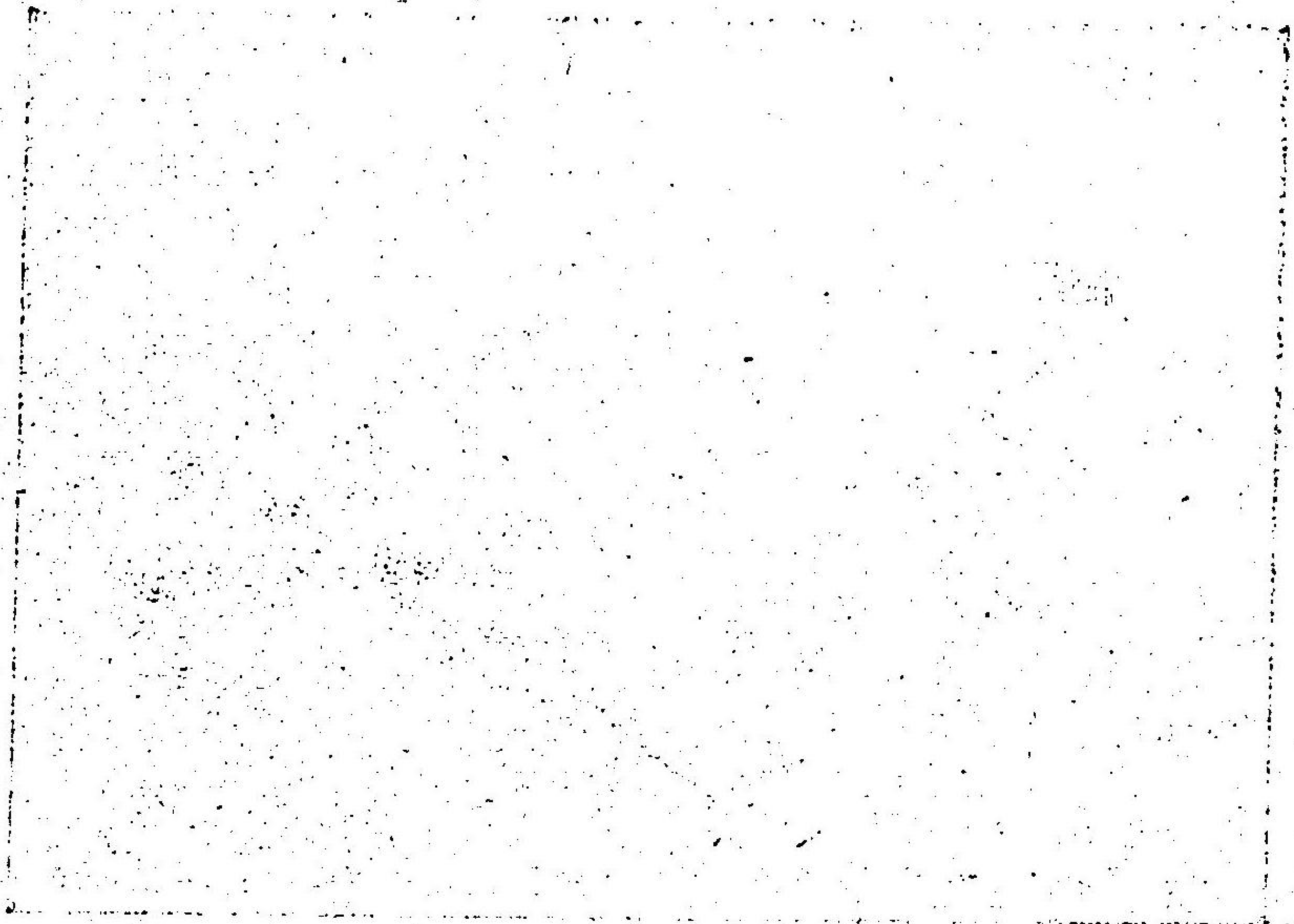
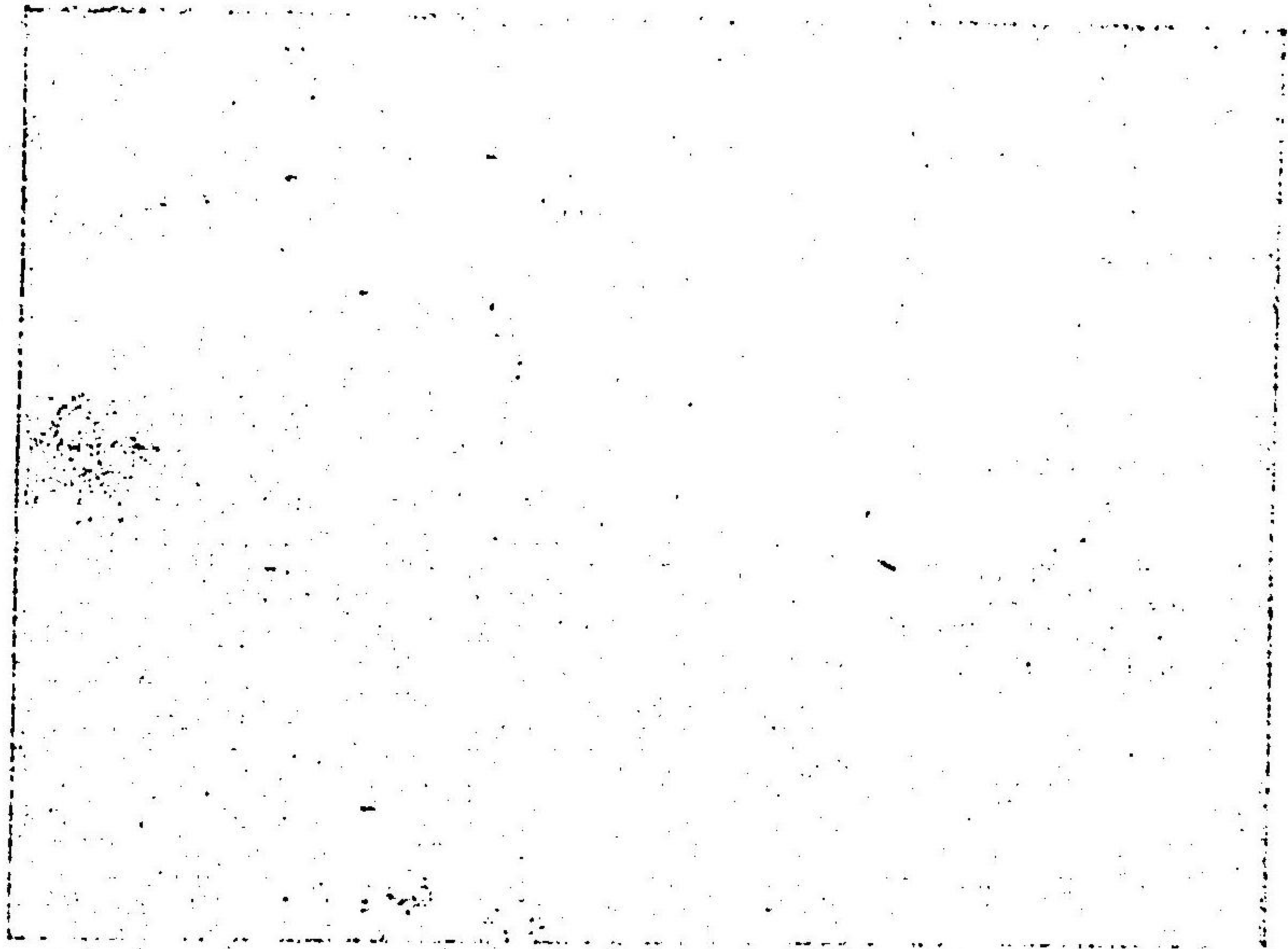


陸揚の回一第灣睡龍縣城榮

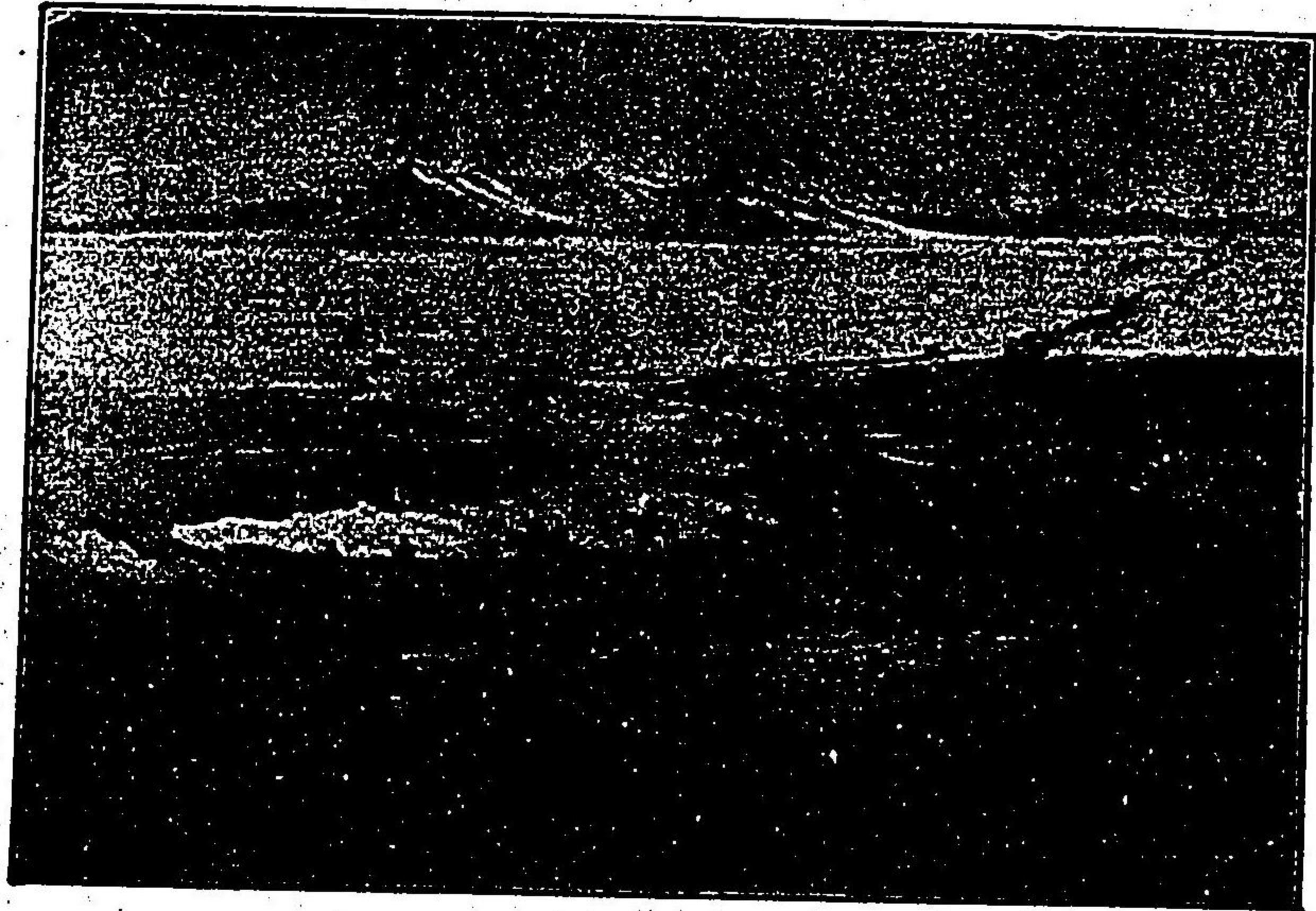
(版權所有) (陸地測量部)



陸揚の列從食糧團師二第る於に灣睡龍縣城榮

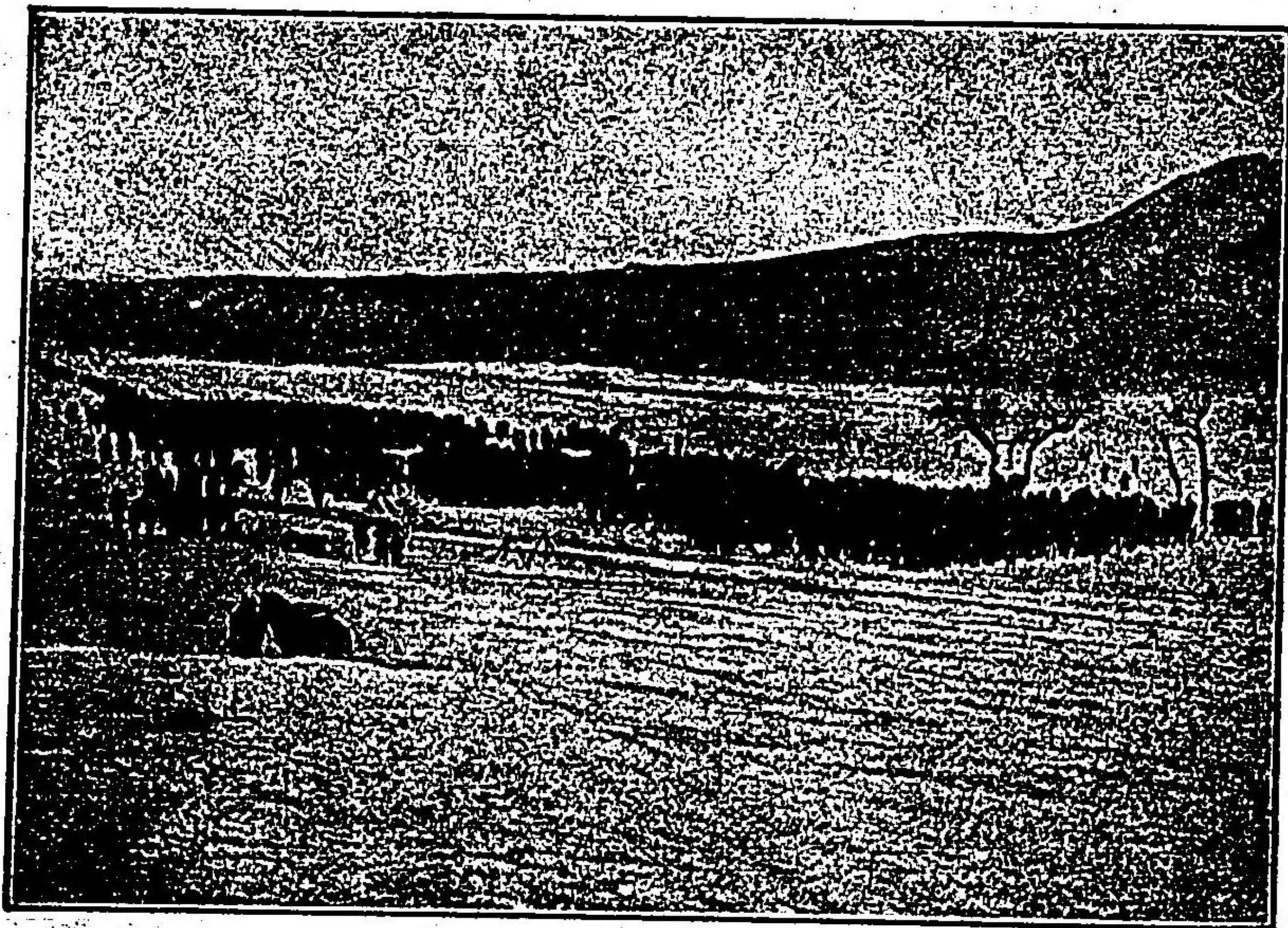


(版權所有) (陸地測量部)



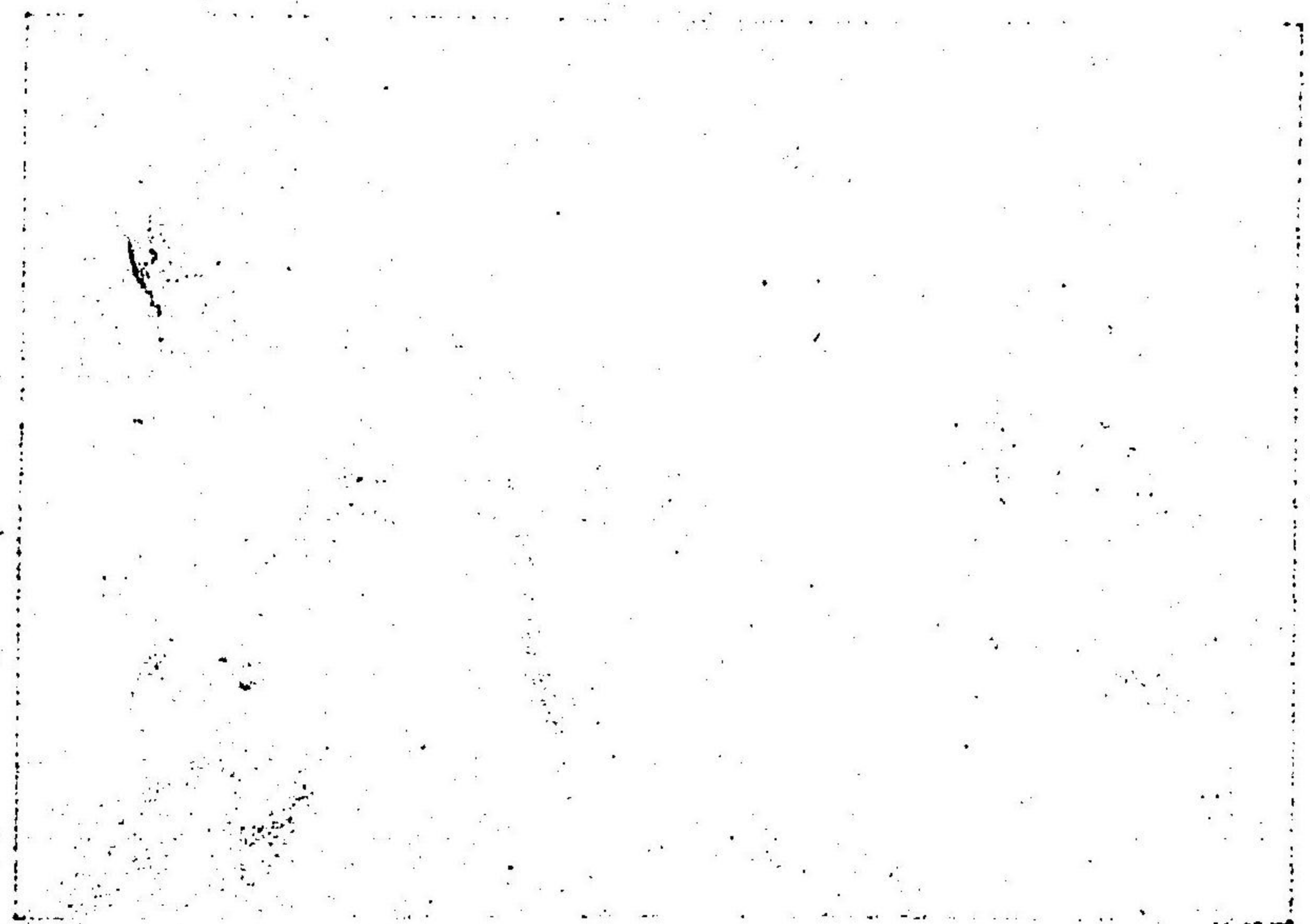
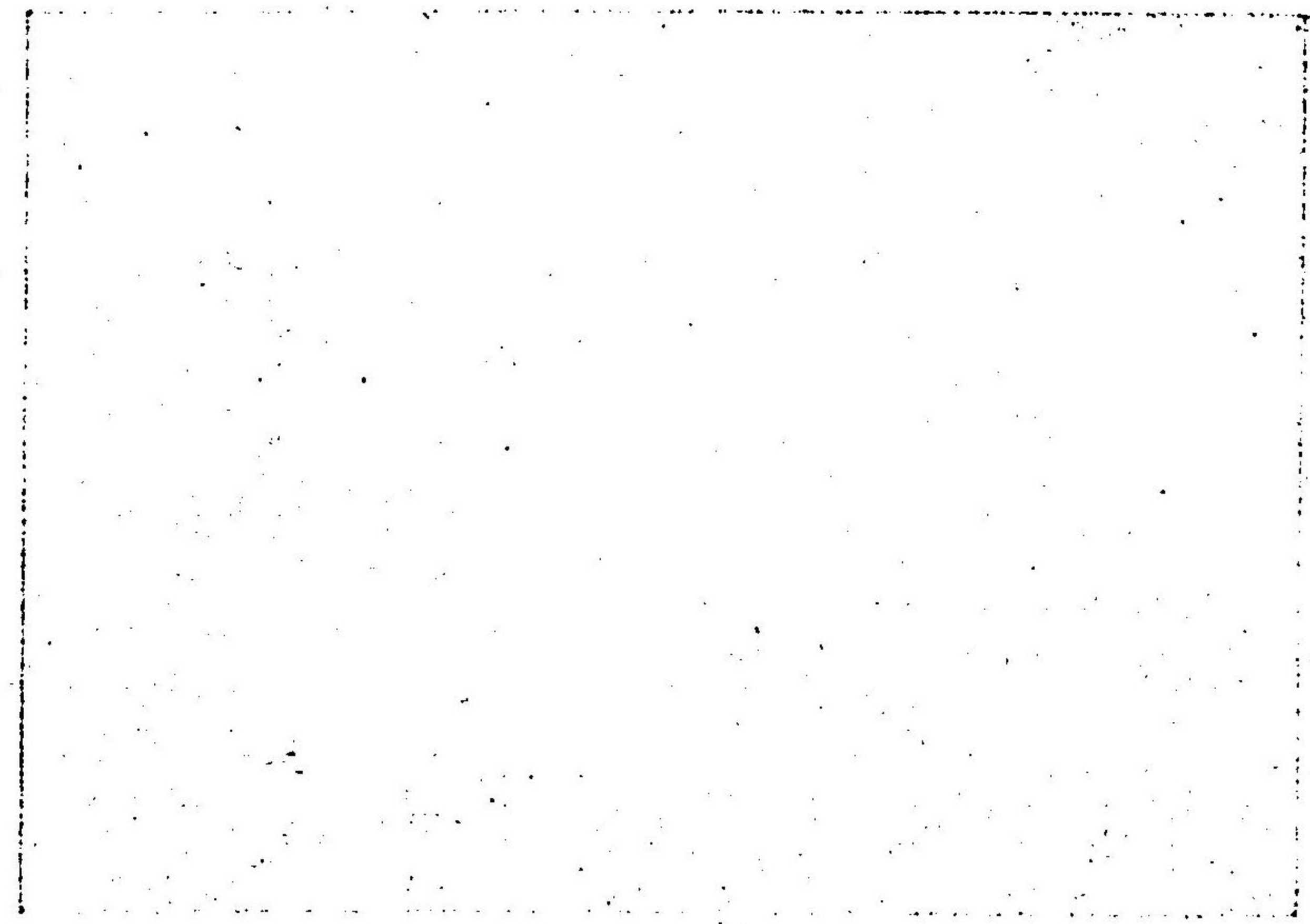
ふ向に縣城梁部令司軍二第

(版權所有) (陸地測量部)

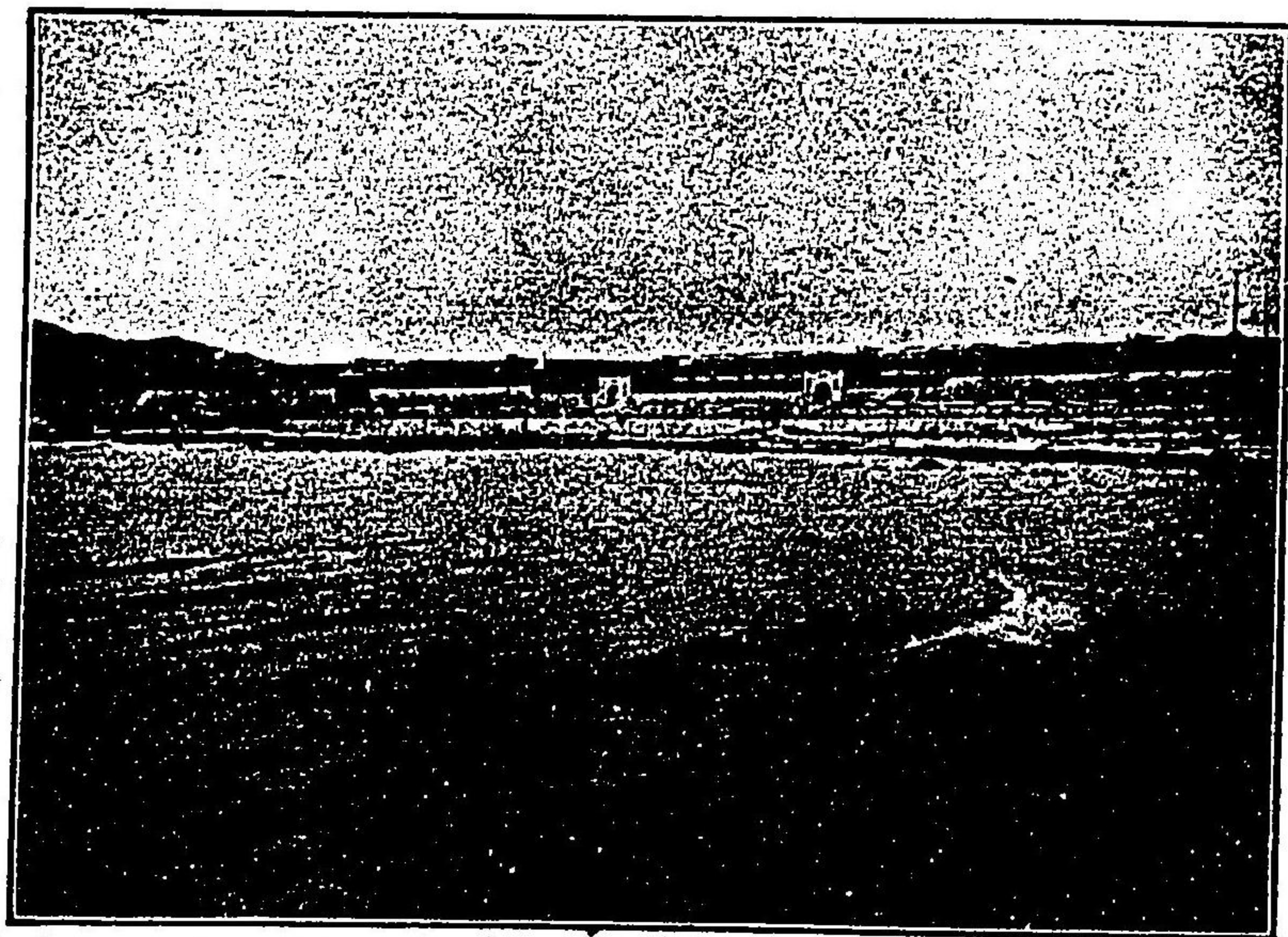


ひ向ニ山虎リヨ向方湯泉温南東の新海威
進行の中營部一の團帥六第

小川一眞寫眞彫銅版及印刷

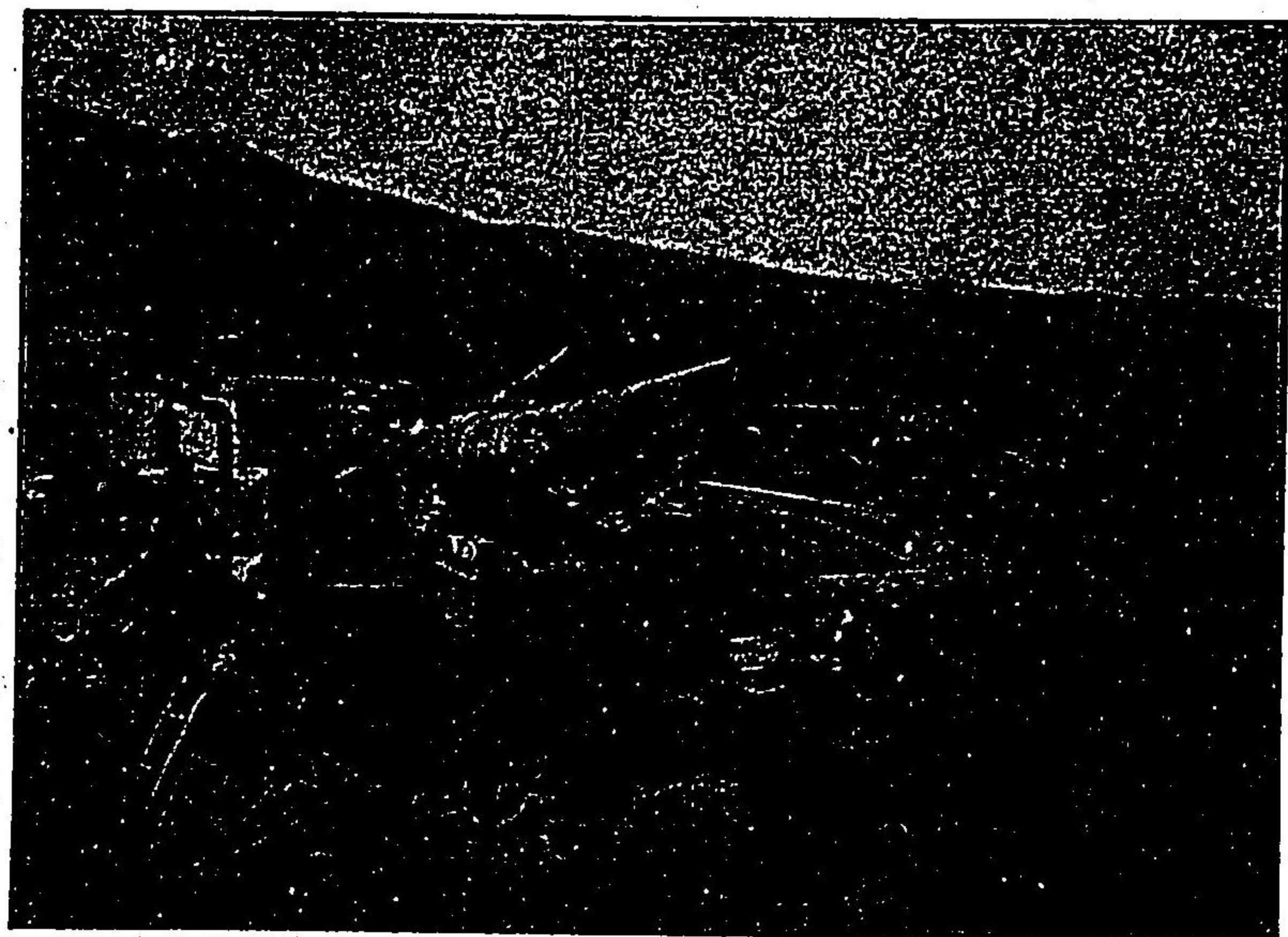


(版權所有) (陸地測量部)

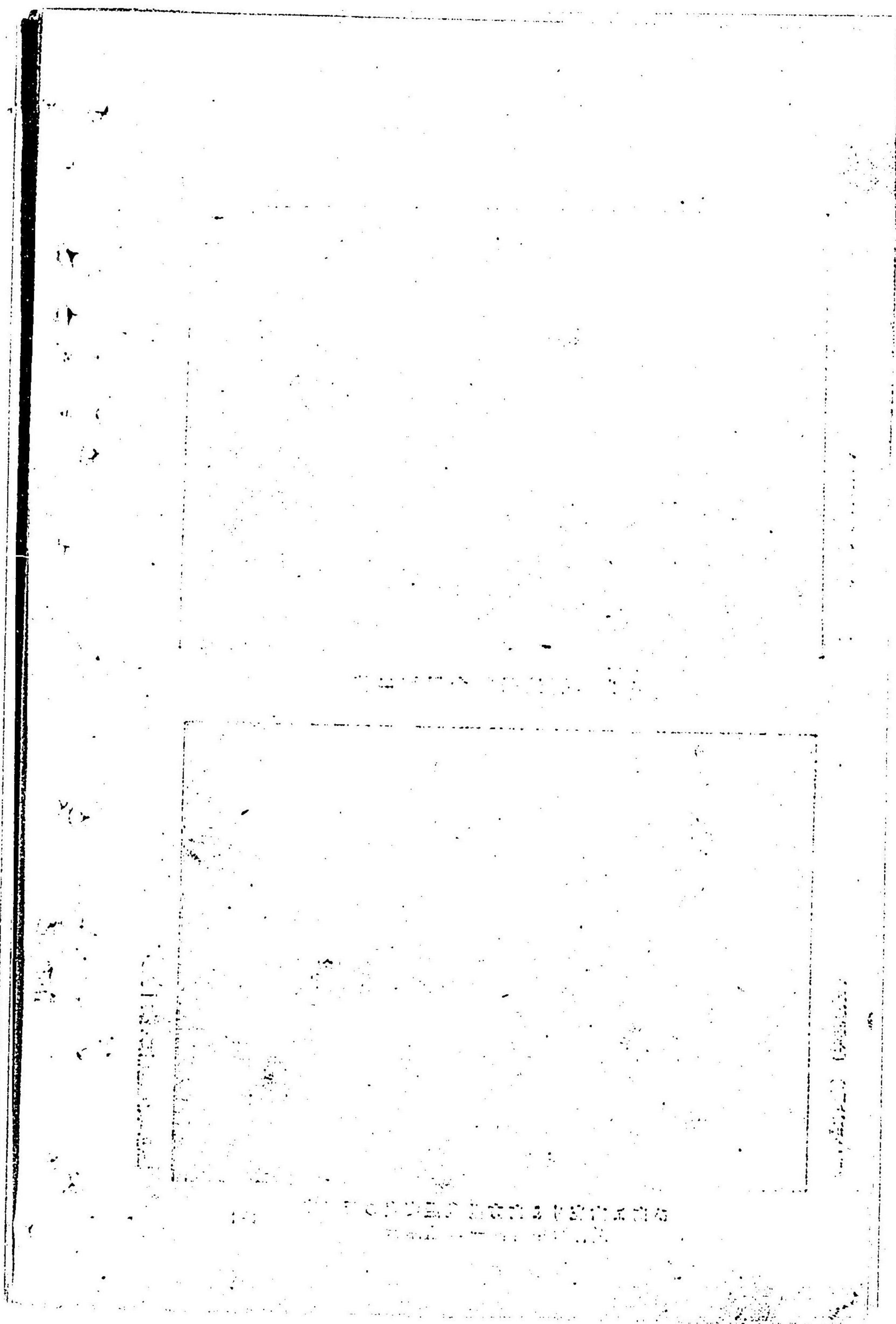


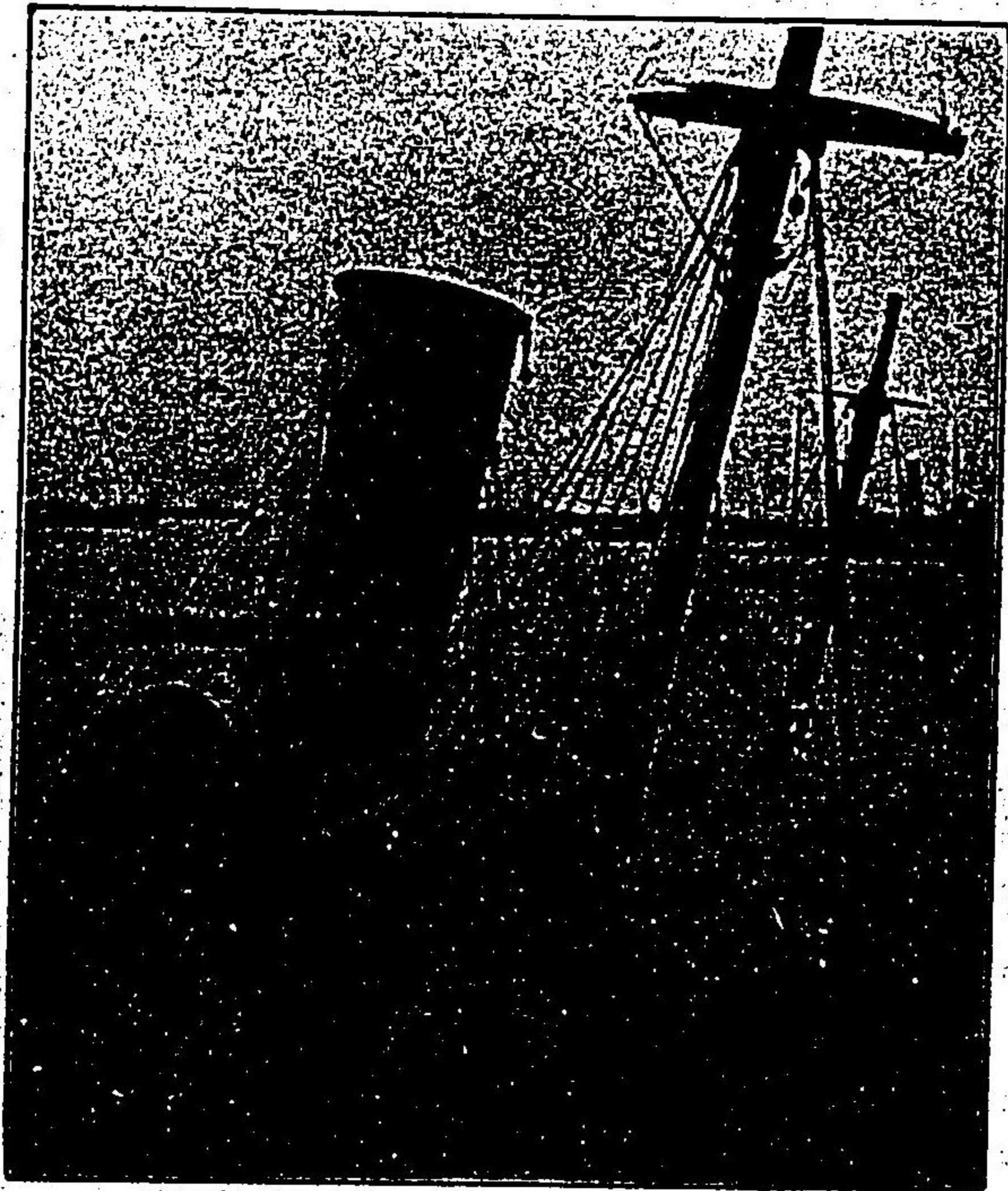
威衛港黃島砲臺の全景

(版權所有) (陸地測量部)



威衛港北西岸土崖砲臺破壞報告(甲)二門





(版權所有) (陸地測量部)

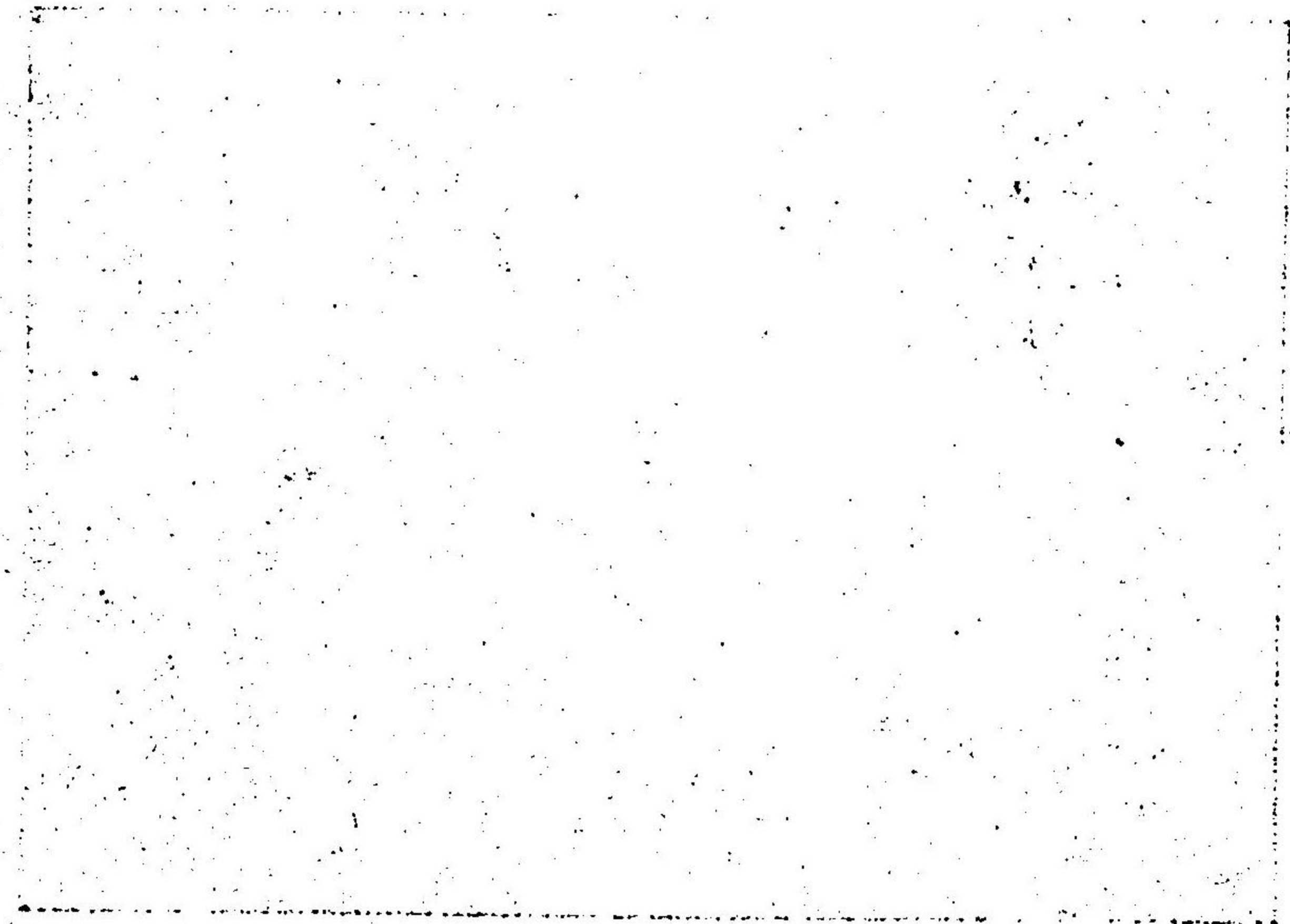
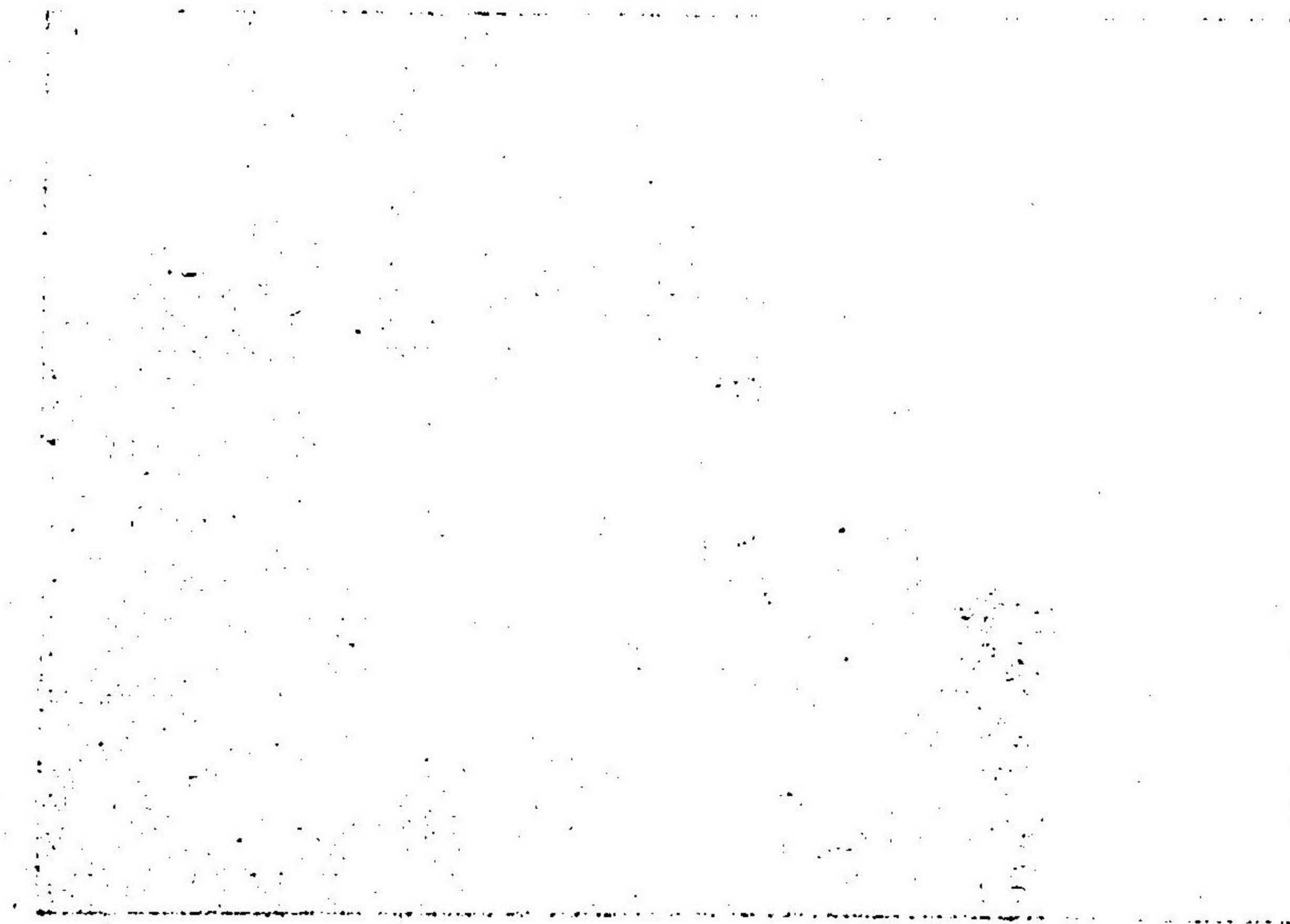
號運感艦敵るせ没沈に前橋枝島公劉港衝海威

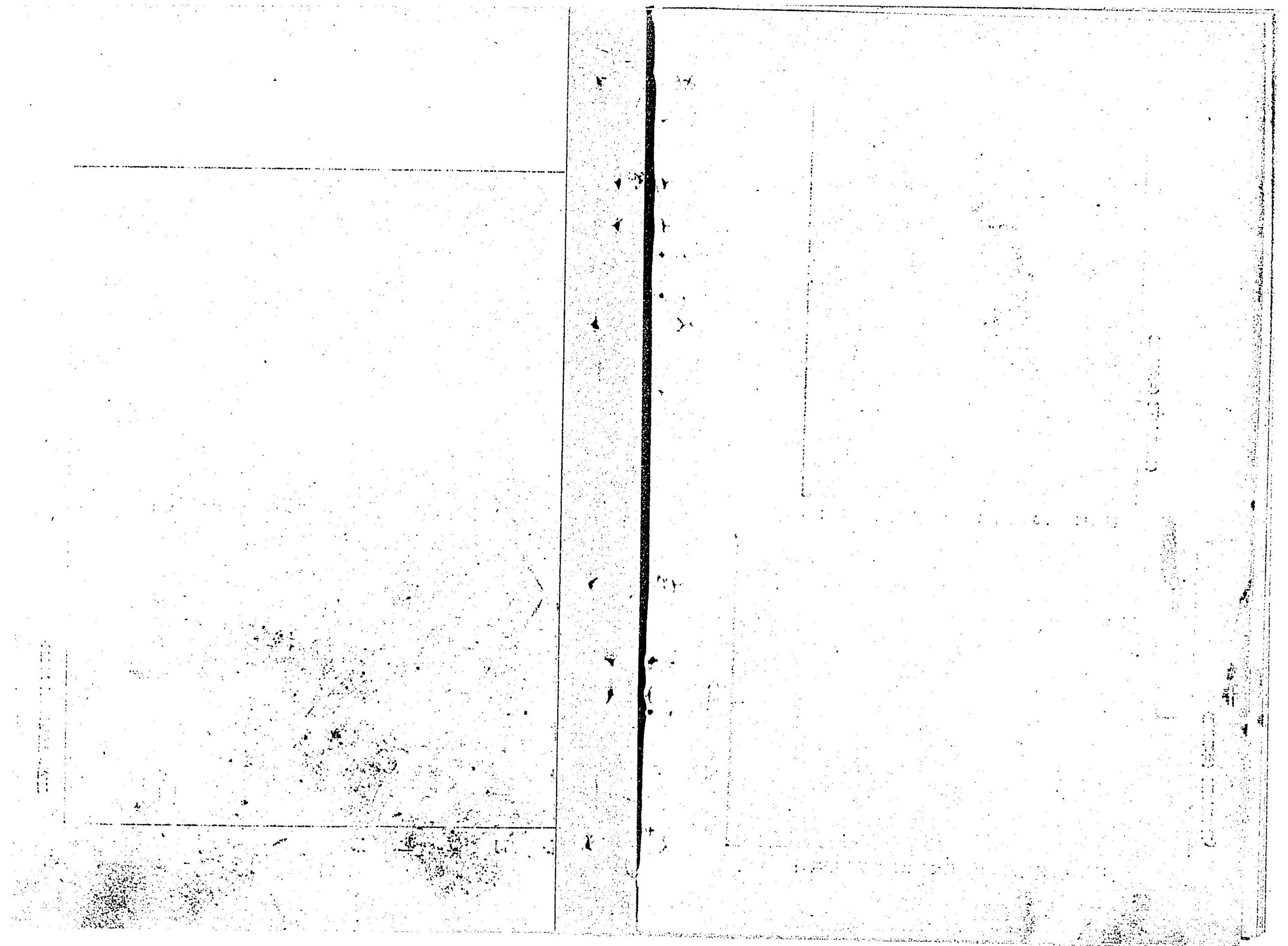


(版權所有) (陸地測量部)

小川一真寫真彫銅版及印刷

況狀の療治者傷員の兵敵て於に院病站兵軍二第



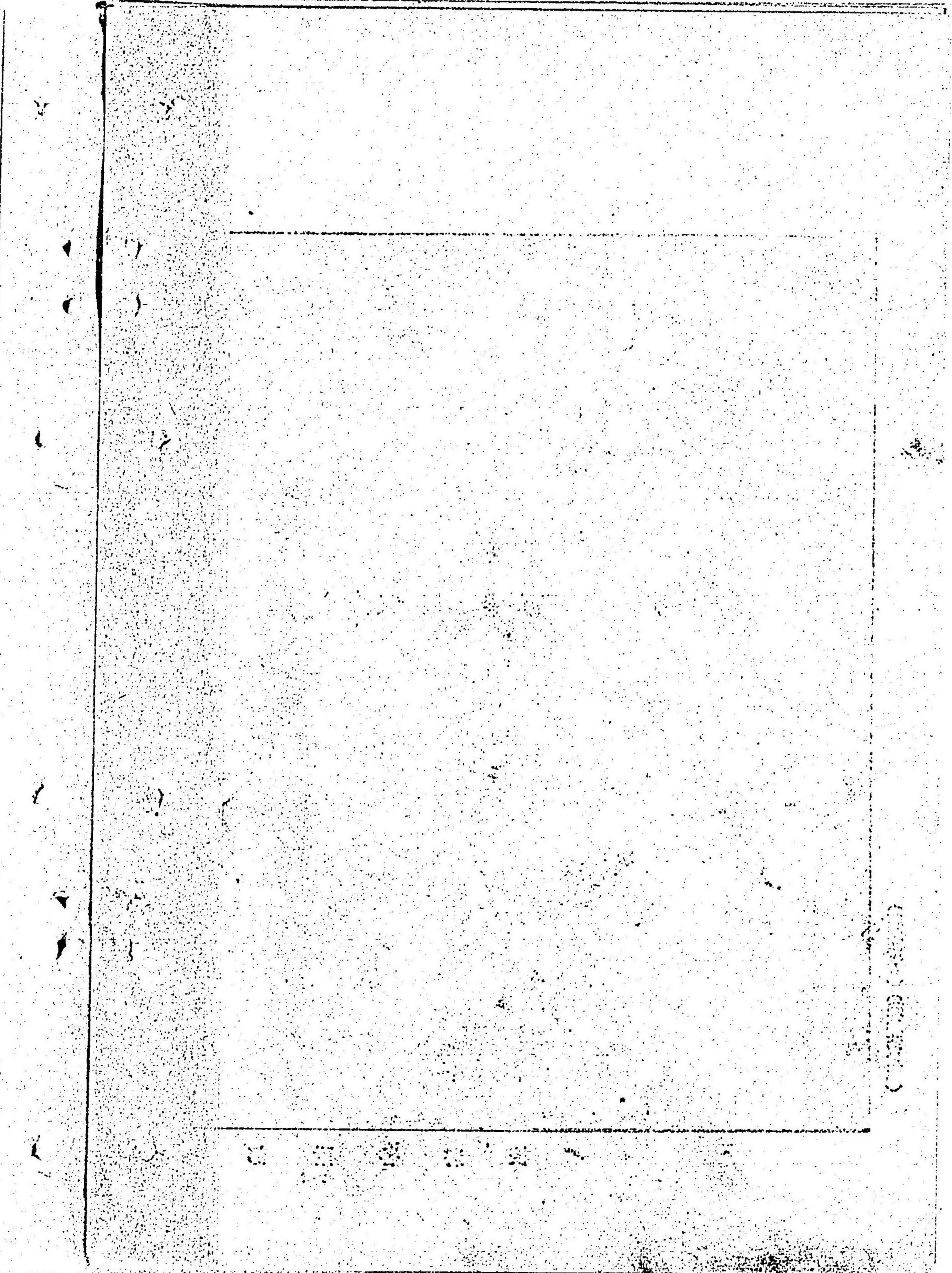
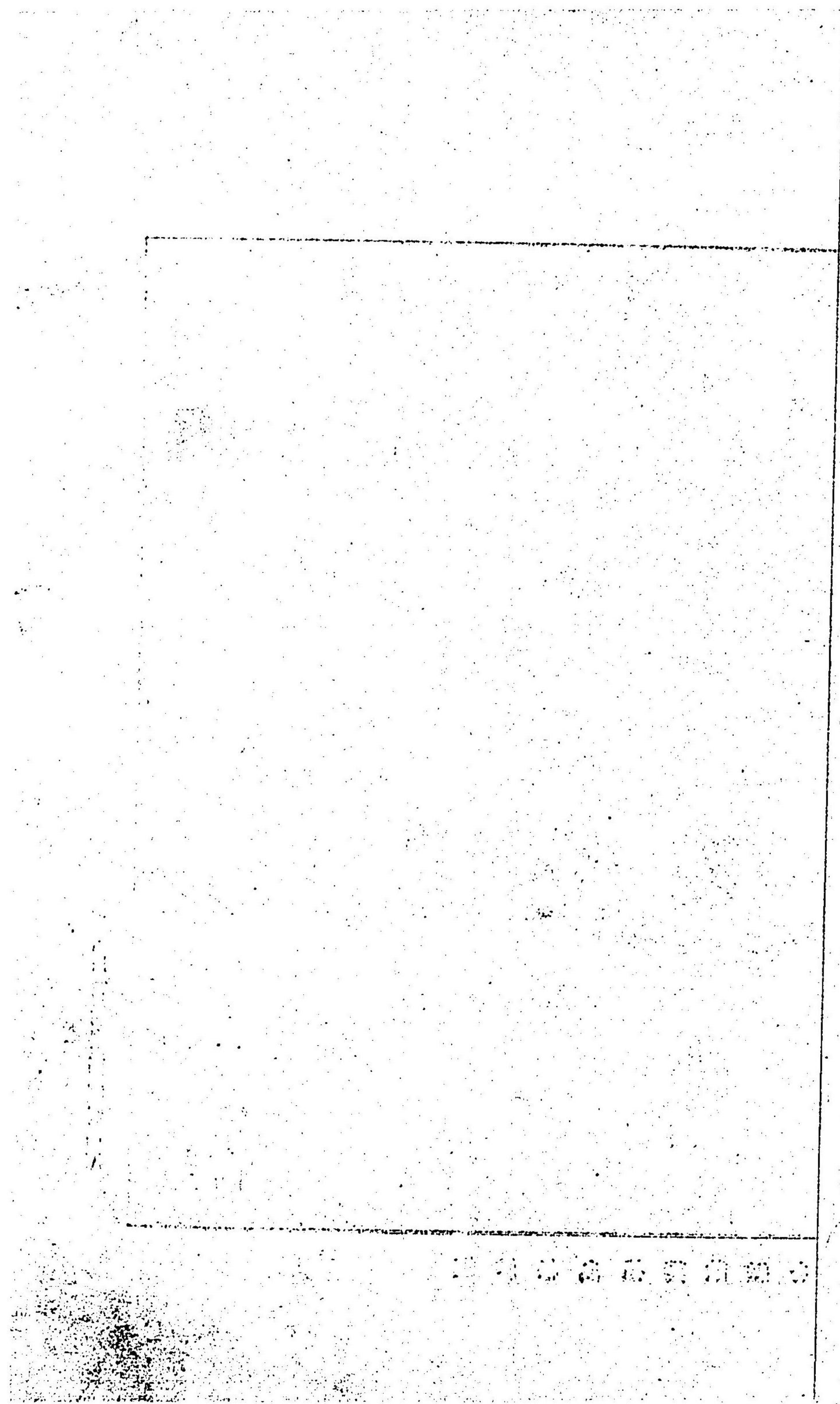


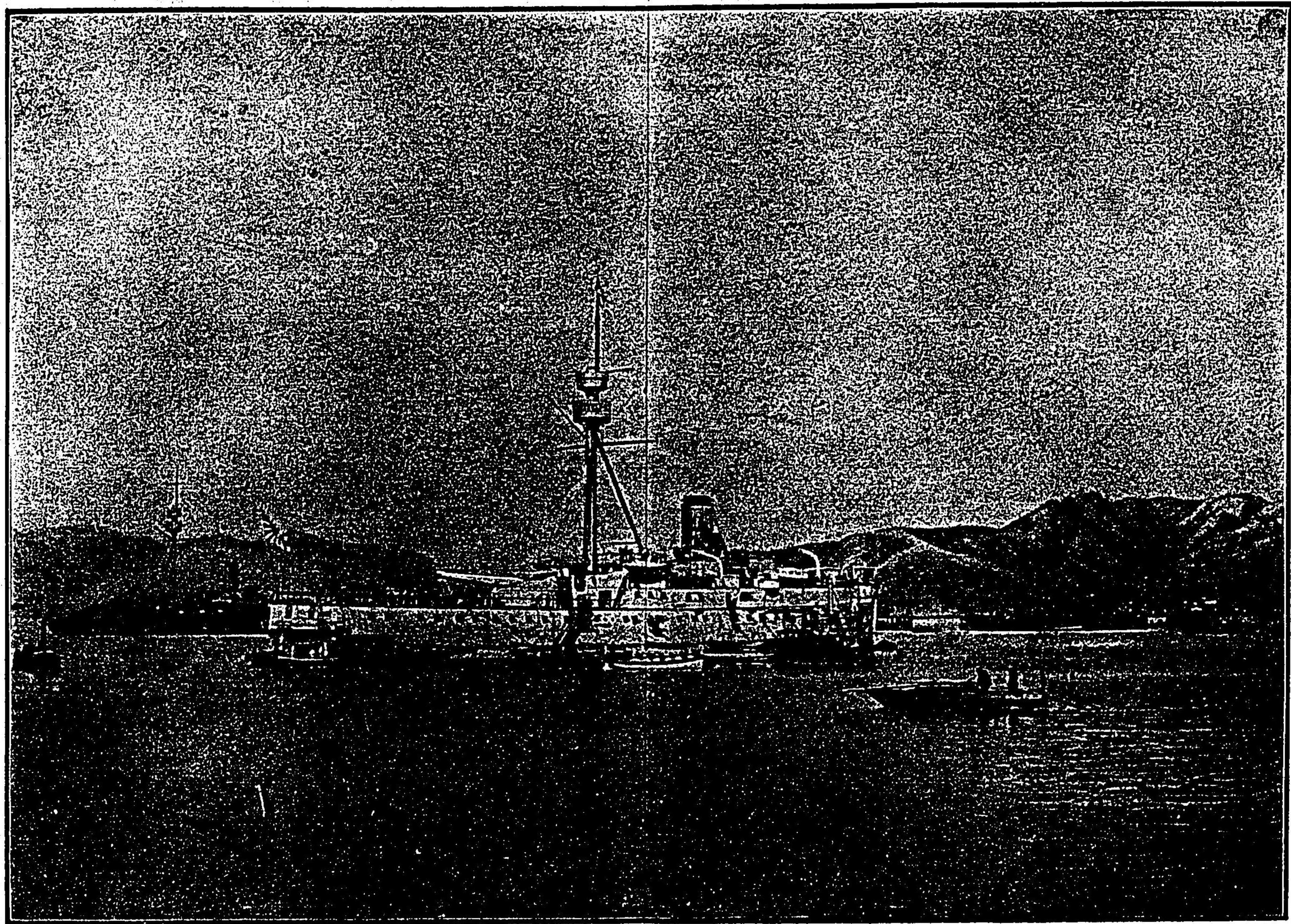


小川一風寫真影刻銅版及印刷

第 二 軍 司 令 部 各 將 校

(版權所有)(陸地測量部)





(版權所有)(陸地測量部)

小川一眞寫眞影刻銅版及印刷

旗艦松島捕獲敵艦宇品に引來れるの圖

210,652
R52g

凱旋紀念帖

凡例

一本帖は、其名題に示す如く、今回我帝國が義侠なる戦争の結果として、古今未曾有なる偉業を成就し、東西比類なき名譽を擔ひて凱旋したる事蹟と、其直接間接の關係を網羅し、之を現今に廣頒し、之を將來に紹介して、以て國美を永遠に直揚し、一般國民の紀念とする趣旨に出づ。

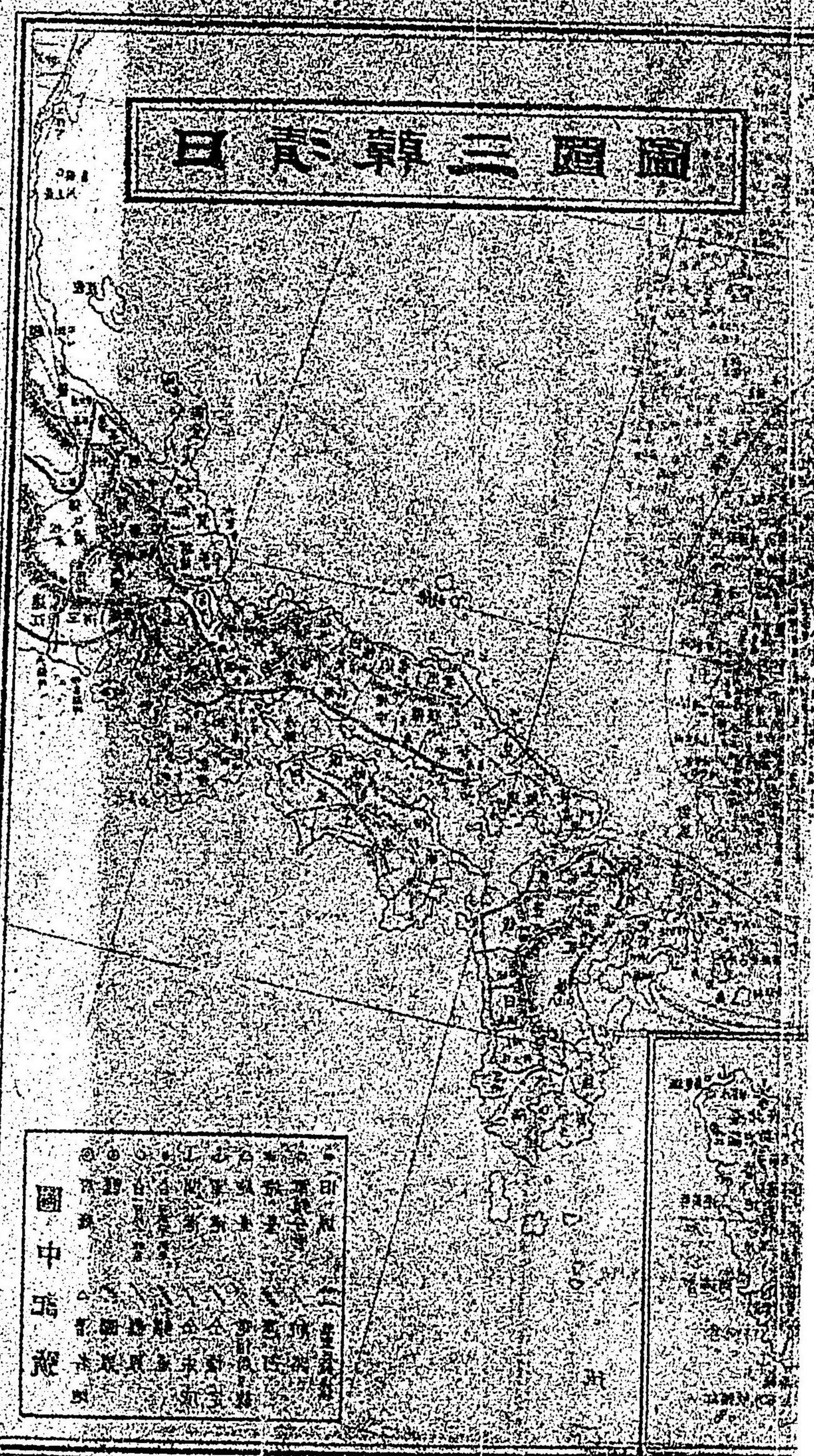
本帖は、務めて其仁慈忠勇智略なる帝國の敵愾奉公の事蹟及び、其他這般の事蹟を概括し、遺すなきを期す。



一本帖は紀事本末體を大綱とし、日月を以て之を行り、特に我軍大團隊運動の所在に就き、其離合集散の跡及び、其進行大體の順序

凱旋紀念帖 凡例

513612



を明瞭にす。而して其叙事は、常に戦状を詳記するに止らず、併せて眼を其内外表裏に傾注して、得る所の美事奇蹟及び、特殊の事情は之を各編の前後に附記し、彼是参照し、以て其大勢の歸する所と、其施設の在る所とを明示し、以て後鑒の便に供するに在り。

一本帖は本紀、傳記、凱旋記、奉公記、頌讚記、臺灣誌の六大段に分ち、而して本紀は更に之を數大項目に分ち、以て其戦争の進行大體と、其軍隊の動作分合とを示すの便となす。即ち本紀は戦争の繼續に係り、傳記は戦争に忠勇なりし軍人の履歴に係り、凱旋記は國光の顯耀と、戦争の收結とに係り、奉公記は此名譽なる國民の敵愾奉公の事蹟に係り、其頌讚記は戦争の結果を稱揚し、臺灣記は臺灣の地理、其他の要項を叙述せしものなり。

一本帖の材料は躬此戦争に閱歴せし軍人の指示と、軍人以外に實

見せし従軍者の談話とに重きを置き、之を戦地報告官報及び、當時の諸報、若くは軍人の書簡等に徴し、且つ之を精確なる地圖に照し、而後叙述編纂し、尙其實地に參與せし幾多將校の校訂刪補によりて大成したれば、征清に關する一野史として、略完きを得たり。

一本帖の行文は、普通人に解し易き記事戦記體とし、傍訓の如きも煩を避け、難解の箇所のみ之を附す。但彼地地名の如きは、耳慣れたる漢音に因りて之を附記し、強て支那、朝鮮等現今の俗稱を用ひず。是れ本帖の主とする所、彼の地誌旅行記等と異ればなり。

一本帖は、始く筆を、大元帥陛下の皇都御凱旋の慶日に擱く。是れ未だ暫く他の結局の公に記すべからざるものと、臺灣征討等のこと尙終を結ばざるとによればなり。然れども本帖に泄らせる

所は、他日拾集網蒐して、更に拾遺として補缺せんことを期す。
 一本帖編纂に就きて、陸海軍要術に於て、正確緊要なる圖書を惠
 まれ、且つ陸海將校諸君の貴重なる賛言校訂等の勞を添へられ、
 又朝野名士の筆蹟詩歌等を寄贈せられたるは、深く此に鳴謝す
 る所あり。

明治二十八年八月

凱旋紀念帖目次

◎天の巻

本紀

事 端	丁數
第一 京城の變	一
第二 豊島の海戦	二四
第三 成嶽及び牙山の陸戦	二九
第四 平壤の大戦	四〇
第五 大孤山沖の海戦	一〇六
第六 虎山及び九連城の戦	一九三
第七 安東縣の占領及び民政廳	二五一
第八 鳳凰城の陥落	二七四
	二九〇

參照

日清韓交渉の由來……………三一五

朝鮮出兵に關する日清兩國政府の公文……………三三二

朝鮮批政の改革……………三三九

大鳥公使の改革案……………三四〇

恤兵に關する公文……………三四二

軍資金……………三四五

平壤に於て押收したる文書……………三四八

末松法制局長官の高陞號取調報告書……………三七一

高等捕獲審檢所……………三八一

臨時軍事費……………三八四

戰時に於ける諸勅令……………三八六

以上

凱旋紀念帖 天之巻

本紀

事端

東洋の天地の、久しく風穩かに浪靜かなる、幾星霜の其間は、劔戛の聞くべきなく、砲煙の見るべきなくして、太平無事の夢を結びける。時の武人の閑暇なる、常に肥肉の嘆に堪へざりき。茲に明治二十七年は、はや五六旋回の月を閱せんとする頃かも、俄に人々の眠を破るべき警報の、西の方より傳へられたる。特に山陰山陽の山下にありて、永日に倦みはてたる陸軍武人の耳には、一層銳利なる感覺を興へたり。「出師の準備」、あはや一齊に躍立せり。又帝國軍艦の精銳なる、松島、千代田、高雄の、徐に南洋の熱海を巡りて、福州の灣に碇するあれば、こゝにも本國よりの警電は飛來したり。「朝鮮不穩、釜山回航を命ず」と。あはや海軍武人の意思を刺撃して、彼等を躍起せしめたり。三艦ハ馳せて釜山に入る、これ六月六日なり。尋で九日再び命令あり、將に

四海の警報到る

仁川に入らんとすれば、濟物浦頭早く已に我が筑紫あり、大和あり、赤城あり。清艦濟遠、平遠、揚威等も、米艦佛艦と共に國旗を月尾島邊の潮風に飄して、海面爲に狭く、鷄林の唯ならぬ様も明かにみゆ。午後又一艦の此に入り来るあり。筑紫出で、之を迎ふ。我が八重山なり。清國兼朝鮮國駐劄特命全權公使大島圭介此艦にあり。公使は、二十日前歸國して、大磯に在りしが、命令を奉じて、直ちに歸任したるなり。仁川着の夜は、混雜にはや白みて、十日午前五時となりぬ。こゝに昨夜三艦より上陸組織したる海軍陸戰隊は、肅々として公使を護衛し、降りしきる大雨を衝て漢城に向へり。越れて十二日午前四時、和歌浦丸は碇を投じたり。載する所は廣島に於ける混成旅團の先發兵。未だ幾ならず旅團長陸軍少將大島義昌近江丸に搭じ、十數の軍艦運送船舳相啣みて入港せり。敏速なる上陸を了へて、韓民の驚愕と、清民の狼狽と、外人の嘆賞と、而して我居留民の歡聲との間に、一隊は早く京城に進み、一隊は京仁間の九峴山を扼し、他は仁川に充ち滿ち、港上の軍艦と呼應して、勢京畿を壓せり。これのみならず。清國は已に我に通牒して三營の兵を牙山に進めたりといひ、その北洋艦隊は常に近海を警戒すとらふ。實にこれ所謂『朝鮮不穩』に因りて致すところにあらずや。然らば不穩の中心たるべき京城の模様は如何、これ誰も先づ知らんと欲するところなり。

事の原因

不穩の緒は、三四月前全羅道古阜に蜂起したる東學黨に開かれたり。緒は亂民にわれども、其源は政府にあり、虛政にあり。『公卿より以下方伯守令國家の危殆を念はず、徒らに己れを肥し家を潤はすこと』の計を切にし、銓選の門を見て、生貨の路となし、應試の場を擧げて交易の市となし、許多の貨賂は王庫に納れずして、反て私藏に充て、國に積累の債あるも圖報することを念はず、驕侈淫昵にし、畏忌する所なし』とは、此等の亂民の唱ふるところなれども、虛政の様は實に之に悉せり。當時閔族は國王の姻戚として甲申明治十七年の亂後政府と八道とに亘りて常に顯要の位を占め、閔泳駿は勢室として之が首に座し、官史社會富裕の第一に居り、上に王妃閔氏あり、隊を政に容れて爲さるる所なく、而して之を操縱するに。大清駐紮朝鮮總理交涉通商事宜袁世凱あり。李鴻章が對韓政略を一身に擔ひて恩威并び行ひたれば、鷄林八道たゞ此等二三の手に委して、清國の勢力は年毎に加はり、紀綱は日々に弛びて、また如何ともすべからず。怨嗟の聲は四方に滿ちたり。されば東學黨が白巾黃旗一たび古阜に起るや、輔民安國を口にして頗る據あり。響の物に應ずるが如く、旬日にして慶尙道全海府に起り、忠清、平安の諸道また到る處に起れり、舉朝震駭急に洪啓薰を招討使とし、兵を率ゐて全羅道を鎮せしむるに、官軍概ね利あらず。援兵も亦屢到りて、屢敗れ、全州は終に六月一日に陥りて、公州以南全く東徒に歸し、長驅直ちに京城

を衝かんとする勢あり。此時に當り韓廷は計の出づる處を知らず、一報發る毎に相顧みて色を失ひ、唯各自家財を理めて遁逃の計を爲すのみ。李鴻章の耳目たる袁世凱は、機を見て動けり。五月二十六日閔泳駿を訪ひ、從容として曰く、朝鮮の文武官中人物なし。閔の曰く、何の意ぞや。曰く亂民猖獗を極むれども朝を擧げて其術を知らず、孺子洪に附するに招討の重任を以てす、將に威なく軍に律なくば、いかにしてか功を奏せんや。具に其狀を説く。閔が曰く、然らば大人我邦を援くるに一隊の兵を以てせんやと。嗚呼これ袁が期するところ、是に於て清國出兵の事、閔袁の間に決したり。是れより先き、兵を他に借るの議屢韓廷に出づ。而かも常に日清の交渉を慮かりて決せざりしが、全州陷落の報は、滿廷の氣を沮めて、又閔の畫策に抗するの勇なからしめたり。

清國の出師準備は數日に整ひ兵千五百を威海衛より乘船せしめ、全時天津條約(明治十八年四月締結其第三項に曰く將來朝鮮國若有變亂重大事件、日中兩國或一國要派兵に據り、在天津の本邦領事を経て『今回朝鮮政府の依頼により、内亂鎮撫の援兵として、兵三營を朝鮮に送る。』の由を我政府に知照し、終に六月八日を以て、忠清道牙山に上陸したり。牙山は京城の南凡我二十二里、山巒起伏して、大戦に適せずといへども、自ら要害の地たるを失はず。而して海上に於ては北洋水師提督丁汝昌旗艦鎮遠號

清兵牙山に上陸す

に乗じ、定遠等の堅艦を威海衛に集めて、敢て動かす。揚威、操江、平遠等は仁川を警戒し、濟遠致遠等は牙山近海を偵察して怠ることなし。

我帝國政府も、朝鮮の動靜に注意して、早く之に備ふる所あり。最も秘密を守りて、着々事に從ひ、先づ數艦に命じて仁川、釜山等の要港を警戒せしめ、六月五日出師を第五師團(廣島)と吳鎮守府とに命じ又嚮に歸國して、大磯に在りし、朝鮮駐劄公使大島圭介に、即日出發を命じたり。公使は外務參事官本野一郎、參謀本部員及び、海兵團六十名、巡查二十名と共に、軍艦八重山に搭じ、午後四時を以て横須賀を發す。第五師團長陸軍中將野津道貫は、出師の命に接するや、直ちに豫備兵の召集に着手し、先づ第五師團を抽きて混成旅團を編成し、第九旅團長陸軍少將大島義昌を以て其長となしつ。九日午前九時、陸軍中佐福島安正、陸軍少佐一ノ戸兵衛其先發兵を率ゐ和歌浦丸を以て宇品を發し、山城・越後・近江・酒田・仙臺・兵庫・熊本・住江・遠江、の諸船は漸次兵士糧食等を分載し、十一日午前二時より六時に至り、整々として宇品を發せり。之を我第一回の出師と爲す。十三日第五師團は再び充員召集の令を發し、十四日の夜又一隊の兵員は肥後、酒田の二船を以て宇品を發したり。新聞通信員等此に従ふ。之を第二回の出兵となす。是より廣島市は、非常の混雜を極め、軍隊駐在、文武官往來の中心となり、宇品は朝鮮交通の要港となり、

第一回の出師

第二回の出師

韓廷の狼狽

馬關の兵器彈藥餉糧の集積場となりて、師團管下の人士は熱心に軍隊を送り、公事に周旋し、實に盛觀を極められたれども、當路の人は勿論、全國の新聞紙も軍事の秘密は一切口にすることなかりしかば、邦人のうちや出師の詳かなることを知らざるもの多かりき。されば此等の事情を確知するに由なかりし韓廷當時の狼狽はまた非常なりき。初めは東學黨の猖獗に苦しみて清兵を借らむとせしが、其兵の將に到らむとするや、我軍艦も亦兵を載せて既に出發せりと云ひ、魯佛は交々異議を清の出兵に容れて之に迫る所ありと云ひ、元と内亂を治むる爲めの外兵借來は、忽ち一變して外交上の紛議となり。旁々以て大患の種子を蒔くに似たるより、韓廷は大に之を憂ひ、日夜評議を凝せども復如何ともすべからず。必竟此紛端たる、清兵の下來より生せし事なれば、暫く先づ清兵の上陸を留むるより外に良策なしと一決し、その談判をば外兵借來の主唱者たる閔泳駿に命じたり。閔は此頃官軍全州の東學黨を打ち破れるよしの報に接して纔かに之を口實とし、直ちに袁世凱を訪うて其兵上陸の猶豫を請ひ、袁が然らば向後一周間にして、全州愈々官軍に回復せられなば、右の請求に應ずべしとの答を得て歸り、直ちに若干の官兵を増發して、力を全州恢復に盡したり。袁世凱は、早速其旨を牙山港に通せしに、清軍も先づ目下の形勢を伺ひ、旁後軍の來るを待て上陸せんと、意外に喜び居る折しもあれ、六月九

日突如として我大島公使は、海兵を從へて仁川に上陸し、直ちに京城に入るとの報に接したり。韓廷の喫驚狼狽は果して如何許なりし乎。依て急に外務參議閔商鎬及び、同衙門主事李鶴圭の兩人を仁川に馳せて、我兵の入京を止めんとせしも、兩人が仁川に着せし時は、我公使の一行は、已に上京の途にありて、其甲斐あかりければ、政府は更に外務協辦李容植を遣はして之を道に要せんとせしも、我公使は斷然之を斥け、終に隊伍整々として京城に入りぬ。而して又清兵は遂に牙山に上陸することとなりて、韓廷の苦心は全く水泡に歸したり。我先發兵を載せたる和歌浦丸は、十二日を以て仁川に着し、後軍も亦續々として到れり。此に於て一隊は直ちに京城に入りて海軍陸戰隊に代り、一隊は九峴山に據り、大砲を備へ天幕を張りて露營し、他は仁川に駐まりてこゝに軍令部兵站部を置きたり。

東學黨の勢も、是に至りて先づ清兵の來援に折れ、次で我兵は京城に入て、其要所々々を固めしに沮み、漸く南方に退却して靈光、務安地方に屯集して、機を伺ふもの、如くなりしが、これ亦何時しかに跡を潜めしに似たり。我陸軍は、日を追うて京城・仁川・釜山に充滿たり。而して仁川に至ては、警戒殊に嚴重を極め、同港居留民保護の爲め、今回の事變以來續々當港に上陸して、居留地の日本商家は勿論、各國居留地内の我邦人の住宅にも、家屋の廣狹に論なく、毎戶壘數に配

當して、多きは二三十名、少きも四五名の兵士を宿泊せしむるに至れり。然るに最初各國居留地内の我兵士宿泊の事、各國公使に照會せざりしとて、英國領事主として故障を唱へ、各國共有地内へ、武装の兵士を、無断に入込ましむるは不都合なりとて、我能勢領事に此旨通じ越したるを以て、我領事は直に會議を開き、種々協議の末、我兵士を各國居留地より撤して、同地海岸なる日本墓地の邊に於て五十餘個所に天幕を張りて野營を設け、一旦此に引き移らしめしが、かゝる多數の兵士なれば、津々浦々皆我兵ならざるはなく、一日二回、若くは三回宛、代る々々隊伍を整へ居留地内を巡邏警戒するを以て、居留我邦人の氣強なるに引換へ、清韓兩國民の恐怖は、日一日に加はり、今にも一大戦争の起らんもの、如く、同地清韓の商店は閉鎖せしもの少なからず。而して日本居留地の町角には、一名宛の番兵を配置し、且仁川より内地に通ずる要所々々には、數十名の我兵を屯在せしめて嚴重に出入を取調べ、聊かにても怪しき者と認めれば、其往來を差止るなど、凡べて我警備の嚴なると、我兵士の隊伍整然として、其舉動の敏捷なるに、さすがの各國公使も、一驚を喫したりき。然れども一方に於ては、各國公使の、我兵滞在に就き異議ありて、我公使大に苦配する所ありしといふ。斯くの如くにして、仁川は日増に危機切迫するが如き有様となり、我が常備艦隊の松島・吉野・千代田・高雄・筑紫・赤城・大和・武藏・鳥海等の諸艦、警備艦八

我艦隊仁川に集る

重山等の清の數艦と共に此に集りて、互に砲門を開き、彈丸を裝し、何時にても鐵火を迸らせん用意を調べ、一人の水兵も上陸を許さず。朝鮮政府よりも、重々兩國水兵の上陸せざる様、堅く請求し來りたる由なりき。在仁の諸國官吏は、皆開戦の覺悟を爲し、支那理事は、其居留人民の老幼婦女をして歸國せしむべき旨命令を下したり。

然るに、目下韓廷は只上を下へと混雜を極むるのみにて、一向取止めたる處置なく、専ら日清に對する撤兵請求の一事に傾き、沈舜澤以下の顯官等は、國王の密勅を奉じ、百方協議の末、先づ閔泳駿を彈劾して職を奪ひ、之を以て清國に出兵を請ひしは、閔一己の取計ひなるを示し、此理由を以て、清國に撤兵を請ひ、然る後日本に向て同様の請求をなすべしとの評議ありしに似たれども、袁世凱は本國の命を以て、日本撤兵せざる限りは、一步も退かずと主張し、之を我公使に談判すれば、我公使は、我政府の斷乎たる方針目的を徹底せざる限りは、如何なる請求も之を容るゝ能はずといひ、双方共に固く執て肯かはざりければ、韓廷の苦心大方ならず。滿廷の視聽は皆閔泳駿の一身に集まれり。然るに閔泳駿は之が責に任ずるを爲さずして、畢竟外清の勸誘に由れりと云ひ、内申正瀾・成岐連等が德愆に成れりと云ひ、己れ獨り免れて無過の地に居らんとするは何ぞや。かゝる非難は千百其身に落ち來りて、今は逃るゝに途なき有様となる、是に至り閔泳

清兵出師
の知照

駿は日夜憂悶の外なく、屢自ら袁世凱を訪ひて其兵を撤せむことを求むれども、袁は之を聴かざるのみならず、六月二十日訪問の折は、太く悶を罵り、其面に唾するに至れりといふ。此不面目なる待遇を受けてより、悶と袁との交情は初めて冷却し、兩個の勢力は全く地に落ちたり。是より先、清國出兵の知照天津より、我邦に達せしとき、本邦駐劄清國特命全權公使汪鳳藻より、六月七日を以て我外務省に全様の事を照會したり。中にいふ「兵を派して援助することは、我朝の屬邦を保護するの慣例なり」と。外務大臣陸宗輿は、即日公使汪に答へて、行文知照の趣を承知し、且ついふ、「貴節中保ニ護屬邦一の語相見居候處、帝國政府に於ては、未だ曾て朝鮮國を以て、貴國の屬邦とは認居不申」と。全時在清の我臨時代理公使小村壽太郎をして、我派兵の旨を彼に告げしめたり。九日清國は小村公使に答ふるに、其兵を派するに、從來屬邦を保護するの慣例なり。「貴國より兵を派遣せらるゝは、専ら公使館、領事館及、商民を御保護相成候爲なるべければ、申迄もなく多數の兵を御派遣相成候必要可無之、又朝鮮より請求したる次第にも無之候へば、決して朝鮮内地へ進入し懸疑を起さしめざる様致度旨を以てしたり。我政府は十二日、小村公使をして、我は「他より御射せらるべき筋毫も無之」と答へしめたり。越て十五日、袁世凱も我京城の公使館を訪ひ、談するに此事を以てしたり。曰く、我邦は朝鮮國王の囑に應じ、一旦兵

危機一髪

を出したるも、今や既に其用なし、故に當に兵を撤すべし。其間貴國亦兵を出す、貴國を累はすこと甚だ多し、冀くは、共に兵を撤せられんことを。大島公使も斷然之を卻けて曰く、貴國の兵を派したるは、亂民を鎮むるにあり、已に其用なくんば、唯當に撤すべさのみ、我が兵を出し、は、居留民保護にあり、故に保護の必要ある間は、之を撤するとなかるべしと。尋で十七日、我外務大臣は清公使汪に會して、日清協力亂民の鎮壓に従事し、并に兩國より常設委員を朝鮮に派して、財政調査・官吏淘汰・警備隊設置等の取調に従事せんことを其政府に協議せしむ。二十二日清は之を拒絶せり。我邦はこゝに於て獨り自ら朝鮮をして改革せしむることを得るに至れり。斯の如く兩國の談判は、いよいよ進みて戰機漸く將に動かんとす。而して日清上下、皆互に敵意を狭み、渡韓の兵士日一日より多く、千軍萬馬鷄林の野を蔽ふ。然れども當時電音區々其報を一にせせ。曰く清國更に天津より五千の兵を朝鮮國大同江に向ひ出發せしむべし、已に北塘(天津)より四千、次で千五百を出せり。是等は平壤に據て本營を定むべし。曰く五千の兵は虚なり、實は三營兵に過ぎず、此等は悉く旅順口附近に屯りて未だ發せず。曰く李鴻章の意五千尙且足らずとし、一層其員數を倍し、十七營(八千五百人)の出兵を命じたりと。是れ半は我兵の案外多數なるに驚て、準備したるものなるべく、又半は我を威赫せんとの虚報もあるべし、或は又清

國に於て義州電線を杜絶して、我邦人の通信を断てりと云ひ、若くは又私交上に於ては、在韓の清商我邦人に物を賣るを謝絶せりと云ひ、概して之を言へば、日清交際の絶は殆ど、茲に断絶し、清商は閉店歸裝して陸續途に上る者日に多きを加へ、今にも戦争起らん許の有様となれり。

御前會議

是に於て、我政府は六月二十二日、閣議の決定に依り、陸奥外務大臣より、最後の訓令として、大鳥公使へ向け、外務書記官加藤増雄、命を銜みて渡韓したり。翌二十三日樞密院に於て大會議あり。陛下親臨あらせられ、事體極めて輕からず。是より軍人は常に得々の風あり。出師の準備は晝夜を通じて忙はしく、翌二十四日は、第三回の派兵を見るに及べり。二十七日又御前會議あり。樞密院會議あり。對清の事全く決せるが如く、我邦に駐在せる清國公使汪鳳藻は勿々にして東京を引揚げ、其旨を我外務省に通ず。又朝鮮公使金思徹も公用に托して國に歸れり。我政府の六月二十九日を以て、又外務省政務局長栗野慎一郎を朝鮮に遣はし、最後の處置を我大鳥公使に傳へしむ。金思徹も之と同行せり。

第三回の出師

外國の調停

日清兩國の間、日に難きに陥るをみて、外國の調停は起れり。是れ蓋し清より求めたる所なり。我邦駐在の露國公使先づ之を試みたり。我政府は其好意を謝し、且つ我が意思を明かにして曰く、貴國の勸告は隣國の交誼に出で、好意固より日本政府の深く謝する所なり、然れども我

兵を朝鮮に出すは、毫も野心あるにあらず、唯一に我公使館及び、國民の保護と、朝鮮の獨立を擁護せんとするに在るのみ。況や清國に對するをや、敵意を存せざること勿論なりといへども、清國の決意と舉動とに依りては、我も亦之に對する準備を要する次第にして、或は更に進で平和を破るの不幸に遭遇せんも知るべからず、然れども今日に於ては、日清兩國の間に貴國を煩はして、調停を要するものなしと。繼ぎて英も米も亦調停するところありき。然れども我がこの意思を聞きては、皆我に同情を寄せて、日清協力の事を清に勸むるに至れり。清の政府は尙頑たり。外國は傍觀せり。日本はいよいよ其志すところを貫かんとす。

さて當時清國の意を聞知するに、かの東學黨の内亂に乗じ、力を朝鮮に伸さんとするもの、彼は我が議會紛争の困難あるを察し、政府の威信全く地に墜ちたりと信じ、能くわが大兵を動かさることなからんと思へり。然るに我大兵は直ちに韓境に入り、其迅速其精銳、實に豫想の外に出でぬ。而して内は清帝の生母西太后六十一の賀節に際すれば、開戦の不祥を説くもの多し。李鴻章も頗る惑ひ、大に主戦を装ひ、大兵派遣を報じ、頗る示威の運動を力めたれども、これ益我出兵を増さしめ又備を嚴にせしめたるのみ。止むことを得ずして外國の力を藉り、その仲裁に依りて局を結ばんと欲せしも、亦是に至りて水泡に歸せり。此上は唯戦ふべきのみ、數字、盛字の兵

勇を要港に召集して、漸く爲すところあらんとせり。
是に於て我は尙一層の警戒を加へ、殊に在韓の兵士は、皆意氣軒昂號令一發せば、千軍萬馬立所に動かんとの有様にて、晝夜の備へ怠らば、京城より各方に至る間の險要を扼守し、就中龍山・梧里洞・九峴山の三要害は、其守備最と嚴を極めたり。龍山は京城を距ること一里、漢江の大河を臨み、仁川・京城間の一要津たり。故に我兵の渡韓以後、騎兵工兵及び若干の歩兵は同地に屯し、以て萬一に備へたり。是より仁川に向て、一步は一步より高く、其頂上は即ち悟里洞(韓名オレクリ)なり、其高所に上れば、俯して漢江一帯の流れを臨むべく、遠く望めば龍山及び、九峴山は一瞬中に收りて、實に京城仁川間の氣脈を通じ、且漢江運送の保護を兼ね、一朝事起らば、他の往來をも遮断し得べし。去れば我兵早くも此地を扼しつ、又西して一里九峴山を得、要害甚だ堅固にして、王城擁護の天險と稱せらる。顧みて北漢山を望めば、歴然眼中に在り。渾々たる漢江其山下を流れ、仁川一連の海面降中に盡き、船舶の往來點々指示すべし。嘗て我西郷南州此地を過ぎ、嘆稱して曰く、嗚呼天險無二の地、他日吾若し兵を朝鮮に用るば、必ず先づ之を占めんと。以て其要地たるを見るべし。其他各地の整備皆之に類せり。
去程に韓廷の内憂外患は、日一日に迫り來りて、袁世凱は曰く、朝鮮一惠堂の奸計小謀、焉ぞ敢て

韓廷の内憂外患

我を沮せんや、惠堂既に言を食ひ、吾意問罪に決したりと。而して我大島公使も起てり。同二十八日、國王に謁し、具に我邦出師の理由を陳じ、更に進んで曰、貴國果して清國の屬邦たるや否やと問ひ、明日を限りて之が回答を請ひ、若し貴國にして、果して屬邦を默諾せんか、我邦は嘗て世界萬國に率先して、貴國の獨立を承認せしを以て、今敢て斷然たる處置に出でざるべからずと。乃ち退て決答を俟つ。朝鮮政府は、即日廟堂の大會を開きしに、其議論二派に分れ、一は曰く、我國を認めて獨立國となし、之を世界各國に紹介したるは日本なり、獨立國と答ふるも何の憚る所あらんと。一は曰く、我國の清に對する關係は、之を歴史に徵するも、之を今日の實際に證するも、獨立國とは稱し難し、其旨を以て答ふべしと。異説紛々として定まらず。なほ一の折衷説起りて、曰く、目下我國の地位は齊にも事へ難く、又楚にも事へ難き有様なり、依て最も穩かに回答して、『現に今日の條約面に於て、貴國の認知せらるゝが如し。』といはば、圓滑にして、双方の怒を招くことなかるべしと。然れども議なほ決せず、止むなく飛電して之を李鴻章に問ふ。會翌二十九日、義州線切れて電報不通なりしが故、回答終に至らず。其夜十二時に至るも、尙決せずして、時間猶豫の使者安駟壽馬を飛し、三十日午前二時、更に外衙門丁主事我公使館に來りて、同八時までの猶豫を乞ふ。時至りて決せざること、又前の如し。最後に内務參議金嘉鎮來り、又

午後三時までの延期を求めて去る。而して天津電報終に至らず、依て已むなく、前の廟議を以て答へざるべからざるの困難に遭遇し、意を決して、獨立國なりと復讐したり。其困難果して如何、後れて七月一日に至り、清の訓電あり、曰く、袁が電報を接し得たり。朝鮮の事務頻りに惶急すと、皇上殊に屬民の光景を念ひ、姑く自主を以て、外に答ふるを許し、朝鮮自ら内徳政を收め、皇恩に負く勿れ、倭寇放肆、敢へて狡毒を恃みて天兵を蔑視す、天兵一舉せば石を以て、卵を壓するに異なるなけん、但自今倭兵都城に在るを以て、鼠に投ずるに、器を忌むのみ、別に良圖ありと。

大島公使
改革案を
韓廷に呈す

大島公使は、已に獨立國たるの確答を得て、七月三日を以て、朝鮮政府に對し、内政改革の方案を呈せり。朝鮮政府も、是に至て稍活氣を現はし、我要求に對して、少しく容るゝ所あるもの、如く、日本黨の勢力は、俄かに加はり、安福壽、趙義淵等之が主働者となり、金嘉鎮を内務參議に任じ、其他進歩黨の有力者をば、夫々樞要の地に擧げて、將に大に爲すあらんとす。然れども此輩皆閔族との軋轢頗る甚しく、爲めに國步艱難の際に處するに、圓滑の活動を欠き、各疑懼として其地位に安んぜず、事大黨の如きは高論して、弊政を改革するとせざるとは我が自由なり、他の關する所にあらずと。議論頗る紛々たりしが、一人の以て我公使にいひ得るものなし。國王は

終に我公使が要求せる内政革新の議を容れ、我七月八日を以て、其傳諭を發し、翌日校正廳設置の勅諭を發したり。校正廳は、新政を議する所にして、即日右總裁官堂上等の諸官の任命あり、校正廳堂上中より申正熙、金宗漢、曹庚承を撰みて、大島公使との商議委員に命じたり。公使は、翌十日委員と始めて老人亭に會し、爾後數度の會合あり、公使の改革案五條の細目を示したるは、此間にあり。而して協議は着々歩を進めて、大體は承諾に傾きたり。

近く閔泳駿の威權太く地に墜ちてより、國王は萬事を生父大院君に謀らんとする傾を生じたりしと云ふ。大院君は曾て十五年の變、清に伴はれて長く幽せられ、後國に歸るを得るに至りても、雲岬宮に屏居して政に與らざりしが、國運の日に非なるを見ては、再び動かんの志あり。まづ閔族の勢を殺ぎ、清兵撤去の方針を執りて、國運挽回の策を立てしもの、如く、既に今回諭示を以て、多少の黜陟を見しも、或は大院君の建策に由ならんといふ。閔泳駿は、當時已に統衛使の職を罷められ、尋で又宣惠堂上の官をも褫はれたり。

是より先き、袁世凱の種々の流言を放ちて、暗に韓廷を動かさんと謀り、或は清兵二萬來襲すべしといひ、或は忠清道に五千の清兵來れりといひ、或は大兵不日仁川に入らんなどといひて、韓廷を恐嚇し、又其本國政府の内命を以て、日本の好意を入れざる様、勸告し、只々手を盡して日韓

袁世凱の
所作

の間を離隔せんとのみつとめたりしが、今や朝鮮は、日に日に清に薄くして、我邦に厚きにぞ、頗る狼狽して、從來韓廷に装ひし信實の假面を脱し、俄かに脅迫手段に出で、國王を始め、大院君、安弼壽、其他の要路に向ては、威迫に至らざる所なく、何れも之に苦しめられたれども、毫も其影響の我に及ぶものなかりき。されば清國直隸總督李鴻章も、近日の有様を見て、愈開戦に決意せしもの、如く、清國政府は敕令に由り、我七月二日を以て總理衙門内員の秘密會議を北京に開きしに、慶親王を除くの外は、皆日本に對する主戰論なり。この會に於て日本は唯虚勢を張るのみ、一戰以て之を懲らすんば、萬國の笑を招かんとの旨に決し、之を國帝に上奏したるに、西太后の今茲六十一の賀宴、即ち萬壽節の費用を省きて、大に軍備を整へよとの令旨を下せり。而して李鴻章は朝鮮に對しては先づ我同六日を以て竭我力量設法保全、至於内政、惟上國下得于預、況倭爲隣國一乎、不爲所惑、免致後悔、(密教中堂爲津電)と慰むるが如く、威すが如く、抑へ置きつ、一面我國に對しては、故に、遷延策を示して、在北京の我代理公使へ、更に改めて、北京を以て兩國談判の地と定め、充分に熟議を遂げたしなどの旨を致し、以て一は我邦の軍備を怠らしめんと計り、一は自國の準備を整理して、開戦せんと謀りしに似たれば、我政府は直ちに之に答へて、貴國は朝鮮問題につき、一切帝國の意志に應ずること能はずと返答したるを以

李鴻章の訓電

て、今に及んで北京會議を開くの必要なし、尤も清政府に於て、何事かの要件を具し、更に我に申出でんとならば、其要旨は一應聞取るべしといひしに、七月十二日に至り、彼れ更に奇問を放てり。曰、貴國の撤兵せざる理由は、貴國代理公使より聞知すと雖も、改めて公文にて、其理由を答示せられんことを望む。我政府は今更に之に返答すべき所以なきも、今回に限りて彼れの望みに任せ、下の如くに返答に及びたり。曰く、苟も出兵するには、出兵するの權利あり、必要ありて之を爲したるものにして、貴國に對しては、當初隣誼を重んじ、朝鮮の將來に就き、特に協議を試みたるに、謂れなく之を排斥せられたるとなれば、此排斥の爲めに、將來何等の事態を生ずるも、其責任一に貴國に歸すと。是れ其要旨たるに過ぎずと雖も、之を玩味すれば、向後の活劇は歴々想像し得べし。而して清國政府は、更に七月十六日を以て、在北京の我小村代理公使を経て、照會して曰く、日清兩國交渉中、萬一の不虞を防遏する爲め、我軍艦は貴國の開港に入らしめざるに付き、貴國の軍艦も亦我江蘇・浙江・福建・廣東の開港に入らざるを望む。若し入泊の必要あらば、港外に投錨せられたしと。我政府は、即刻同公使の手を経て、清國政府に答へしめて曰く、我政府は明治十四年日清貿易章程に依り、互に開港に往來するの明文に由り、必要あるに應じて、何時にても貴國開港に出入するものなり。殊に日清間は未だ交戦したるにあらざれば、我國は

右の條約に由り、平和の間は隨意に貴國開港に出入するの權利を有すと。これ實に日清交渉の最後なり。これ既に一步平和の境を踰えて、開戦期に踏込みたるものなり。かく日清の關係急を告ぐるや、在韓の各國公使は、兵を以て自ら護り、獨り米公使、其兵の入京を止めたるあるのみ。

嚮に大島公使が提出したる改革案五條の細目は、大體の協議を終へて、七月十五日、承諾の言は委員の口より出でたり。公使は他日の證左として、其趣の公文を得んことを申込みしに、袁世凱の清兵大來の説を以て、いかに韓廷有司の間を説き廻りけん、韓廷は其聲言と、李鴻章の脅迫とに戰慄して、改革案承諾の議は、此時より全く反覆し、十八日に至り、韓廷は公文を以て、大島公使に左の意を通じたり。曰く、日本の提議に係る内政改革案は、韓廷の喜んで容るゝ所と雖も、今日の如く、大兵を駐在せらるゝに於ては、國民自ら疑懼し、治安を紊亂するの恐あり、又朝鮮政府、日本の提議に従ふに於ては、各國も亦陸續兵を出して要請するに至るべく、朝鮮政府其處置に苦まざるを得ず、依て先づ日本の兵を撤回し、併せて其提議に係る改革案をも撤回せられたし。朝鮮政府は其後に於て、任意改革を決心せんと。是れ暗に我要求を拒絶したるものなり。依て我政府は、更に大島公使に向けて、日本が兵力を以てするも、貴國は猶獨立を示さるるかど、

危機急迫

韓廷に對して手詰の談判をなすべしと訓電したり。嗚呼事此に至て、三國間の平和的關係は、既に全く破れたるものなり。是より更に一步を進めて、唯砲烟彈雨の韓山を蔽ふあるのみ。李鴻章の旨を承けて、韓廷の局面を一變せしめたる袁世凱は、七月十九日を以て、突如として我公使に向て、歸國の旨を報道せり。これ一は本國の訓令を受くるとは云へ、又一は韓地に於ける權勢日に可ならず、一先我國の鋒を避くるの意にて、自ら韓京に於ける權理を拋棄し、歸國せしものならんとも云へり。此日未明袁は京城を出でしが、乗物も粗末なる上、又護衛とても僅少にして、荷物には機名の名刺を付け、力めて密行して仁川に下り、軍艦に搭じて天津に去れり。解纜の後、京城より電報にて、袁は下仁せし筈なるが、そは歸國するにはあらざるやの照會もありし程なれども、無論各國公使には通知なかりしならんとも云ふ。袁は十年一日の如く、京城に駐在して朝鮮の内政外交に干渉し、韓廷の顧問の如く參畫せしものゝ、今回突然歸途に上るや、韓廷は非常の狼狽を極めて、暫しは爲す所を知らず。外務督辦趙秉植の如きは、終日東西に奔走して、向後の措置を協議し、次て韓廷の大會議となり。深更に及ぶも退散の模様なし。畢竟袁が歸國は、同廷より見れば、一の大示威的運動の如くなれば、是より清韓の關係も、如何あらんと恐惶せしは、強ち理なきにあらざりけん。

國民の氣
愈奮ふ

我國に於ては、日清交渉のはじめより、國を擧げて主戰論に傾きたりしが、韓廷の優柔終に爲すなきと、清國の日に妄狀なるを見、ますます烈火の如く、怒りて、政府の英斷を望むこと日に益々切なり。而して七月八日に至り、福島中佐・本野外務參事は、相携へて韓より歸り、大島公使よりの上申を傳ふ。政府は是に愈々決心せしもの、如く、再び中佐と、參事とを韓に遣れり。清が十五日牛莊・芝罘より陸兵千五百人を出發せしめたるの報、十六日の夜に入りて達するや、翌朝直ちに宮中大會議は開かれ、大臣將校の重なるもの悉く會し、海軍中將樺山資紀現彼に復して、海軍軍令部長となれり。全國この模様を見て、いよく奮へり。軍人は殊に意氣激昂殆ど自ら禁する能はず、壯者は陸續從軍を出願し、劍客者流の名あるもの、亦各地に起りて其徒數千人、結隊渡韓を冀ひ日夜其準備に汲々し、演說・新聞・書籍より、演藝の類に至まで、一として戰に關せざるはなく、人として戰を口にせざるはなし。或は軍資の金を獻じ、或は在韓兵士に物を寄贈せんとして、陸海軍省に至るもの、日に幾百人、陸海軍省爲め各恤兵部を設けて之を受理し、國民至誠の情を貫かしめんことを期せり。嚮に衆議院、政府外交の失を擧げて彈劾的上奏案を可決して解散せられしより、天下の志士は六派合同して對外硬派を作り、大に政府に反抗するところありしもの、清韓との交渉ありてより以來、全く消えて、今は唯敵愾の氣象東西に通く、國論全く一

敵愾心

に歸せり。後に此一致せる大國民を扣へて、在韓の外交官、海陸軍は、其爲さんと欲するところを爲す。何事か成らざるの理あらんや。

第一 京城の變

大島公使は、太く朝鮮政府十八日の公文の無禮を憤り、翌十九日早く、外務府に至りて、大に其の反覆を責め、且つ曰く、政府にして稅政の改革を遂ぐる能はずんば、我軍隊も撤回し難し、依りて濟物浦條約に遵ひ、我軍隊の爲に兵營を建築ありたし、而して屬國保護の名ある牙山の清兵と現行の清韓條約とは、貴國の獨立の體面に關すれば、撤去廢棄の處置あるべしと。三日を期して其決答を要求したれども、優柔不斷なる韓廷は、二十二日の朝に至りて、猶決すべき模様なし。公使は憤然として、韓廷の有司終に爲すなし、直ちに王に謁して事を決せんのみと。禮服を着して、翌朝參内の用意を爲し、龍山に屯在する大島少將の派兵を求めて夜を徹したり。

二十三日午前三時、龍山の二大隊は大雨を冒して起ち、拂曉公使の輜輿を護して王宮景福宮に向ひ、將に興化門に入らんとするや、景福宮に屯在せし韓兵等、閔族の使嗾を受け、突然我兵に向て發砲せり。我兵直ちに之に應戰すること十七八分、進んで正門を破て入る。韓兵倉皇遁走したり。同時王城の四周に在る我兵、又敵の砲撃に遇ひ、彈丸雨注し來る。我兵呐喊猛烈門を衝き、且城壁に梯して四方より乗越ゆ、競進して韓兵を合撃す。韓兵狼狽兵器を棄て、潰散す。我兵乃ち

我兵韓兵を斥く

之に代て王城を守衛す、時に午前六時なり。

大島公使國王に謁す

大院君參内

是に於て我公使は、直ちに參内して國王に謁し、我政府最後の方針と、并に韓兵挑戰の事情を上奏するや、國王頗る驚愕せられ、深く大島公使に謝し、豫て貴國の勸告する所、決して不可なりとするにはあらず、只之に應じ難き事情ありて然りしのみ。且公使及び、其軍隊を狙撃せるは、斷じて、手が意に出づるにあらざれば、必ず臣僚に下命し、嚴重の處分に及ぶべしと、懇々右の事情につきて陳説する所あり。大院君は同く我兵に護衛せられつゝ、兼ての王命に依り、入城あり、國王乃ち大院君を別殿に延き、其要請を容れて、斷然内政を釐革するにあらざれば、朝鮮の獨立は保ち難しとて、其儘大院君を王城に留められ、向後攝政として、一切の政務に任せらるゝ事に決し、其旨直に揭示せられたり。右に引續き、各國公使は何れも臨時參關し、又韓廷の重臣等も、三々五々袖を聯ねて參内しけるが、此に王妃は病と稱して出でず、閔族の棟梁たる泳駿及び、應植等は、言ひ合せたる如く、一人も參關せしものなく、何れも身を匿くして難を避けたるもの、如し。此日大院君は宮中に於て我公使に會し、朝鮮の將來を囑して曰く、弊政改革の事を、一に貴公使を煩はす。又同日大院君の召に應じて、參集せる開化黨は、金宏集・金永壽・趙秉世・申正熙・鄭範明・李鍾健・金炳始・趙義淵・趙秉植・安駟壽等の輩なり。

初め閔泳駿・袁世凱等の國王と、大院君とを離隔せんと相謀るや、國事日に急なるを以て、或は兩々相會せんことを恐れ、之を妨げんとて、袁世凱は閔族に計を授け、一は國王を清國に誘拐せんとし、一は大院君の國王に謁するを止めんとせり。依て閔泳駿は、嘗て國王に説き、避暑を名として京城外の北漢山に移さんとせしに、我兵は大門を鎖して殿に之を守りし爲め、其事遂に行はれず、第一策は遂に破れたり。されば今回大院君の參闕を妨げんものと、兼ねて兵を使嗾し、此舉に及びたる次第なりき。然るに我兵は國王の依頼に依り、之を護衛しつゝ、無事に官闕に入れたり。是に於てか、第二策も亦破れたり。即ち閔泳駿の陰謀は、是に於て一朝皆水泡に歸せり。茲に國王と大院君とは正しく父子骨肉の間にありながら、逆臣閔族の爲めに妨げられて、數年空しく、愛慕の涙にくるゝのみなりしが、當日は久々にて、測らず對面の事なれり。國王は大院君の參内するや、直ちに端近く出迎ひ、暫しは默然として物をもいはず、老顔を仰ぎて涙を浮べ、やゝありて兩手を以て大院君の兩腕を抱き上げ、滿面に喜色溢らして共々に奥殿差して入内せり。義和宮も同様の有様にて、直ちに大院君の袖に縋りて、共に涙に咽びけりとぞ。

さて我兵は、同日午前の戦終りし後、東大門の左に當る東營の引渡しを求めたるに、同所に屯在せる韓兵之を拒絶し、且つ我兵に向て發砲したりしかば、我兵又之に應戦し、僅かに五分間にし

韓廷の意
向一變す

て、悉く之をうち拂ふ。而して此日午前の戦、我即死歩兵一名、負傷歩兵二名あり、韓兵の死せし者十七名、負傷凡七十名ありたり。我分捕品は、大砲十五門、小銃一千餘挺、其大砲は何れも新式にして、蜂巢連發砲あり、普通砲あり、其小銃にも、内五百餘挺は、例の火繩銃にはあらずして、皆新式の良銃なりとぞ。

かくて大院君入闕以後、朝鮮政府の形勢は全く一變して、閔家一族は、悉く退けられ、閔泳駿以下重なる者を流刑に處し、且一般施政上の改革をば、漸次之を決行せんとせり。元來同國王は、前既に記せるが如く、我勸告を是認して、之を實施せんと望む事頗る深かりしと雖も、其輔佐官たる閔族の頑迷ある、王命に負きて清國に結托し、國家の敗滅を賭して、唯一身の利益をのみ是れ計り、自ら主權を掌握して、其專恣横行極りなく、終に清の教唆に乗り、我邦を敵視するに至る。而して大院君の、既に起て攝政となり、軍國の機務を總攬するや、専ら我大鳥公使に依頼し、主として清兵撤去の事を委任し、又清國との從來の關係を一掃し、以て獨立の實を擧げんとするに汲々する事なれば、即ち我公使は、殆んど同國の總後見職の如き觀ありて、大院君が我れに任せる意味は、甚だ廣し。清兵は勿論、東學黨の餘類、其他將來に起らんとする内亂の鎮撫に至るまで、凡そ朝鮮の獨立と、改革とに依り、從て生ずる内外の事件と對しては、最後の保護を求めんとす

るにあり。嗚呼其任たる、重且遠と謂ふべし。然れども、事既に此に至る、皆是れ我國の義舉に出づ、故に今其任の至要を以て之を難するを得ず。又其事の至遠を以て、之を辭すべからず。是に於てか、我公使は、直ちに其委任に對して、既に之を甘諾せり。されば今後に於ける日清の關係及び、韓廷の形勢は、果して如何、請ふ次叙する條下に就て之を知れ。

第二 豊島の海戦

清國の和戦論

初め三國交渉の起るや、李鴻章は、遙かに駐韓の清國總理統交渉通商事宜たりし袁世凱に謀を授けて、朝鮮國王、若くは大院君を奪はしめ、以て大に爲す所あらんとせり。然るに陰謀是に破れり。韓廷却て我國に依頼し、着々革新の施政方針に向て進みけるのみか、剩へ其結果として、勢ひ牙山の清兵撤退の議、日韓の間に囂々たるに至れり。清國政府は今更猶豫する能はずと、愈々我に向て開戦をなさん準備に汲々たり。是より先き清廷の和戦を論するや、議論二派に分れ、一つは主戦論を執り、他の少數は媾和説を主張せり。媾和論者の意は、清朝已に帝位を有つこと、茲に三百年、革命の時機將に來らんとすと。斯の如き詭言は昨年湖南事件以來、普く民間に流布し、以て大に上下の感情を害せり。是時に當て一朝事を外國に生せんか、從て内亂を媒孽せんも亦未だ知るべからず。恰も好し今茲西太后萬壽節に會せり。是に由て盛に祝典を擧げ、彼の妖言を攘ひ、併せて民望を收め、徐々に内地を整理し、而して後大に力を異域に伸ぶることの勝れるに若かずと。然るに主戦論者の主謀として目せらる李鴻章は、當時清廷の文華殿大學士直隸總督北洋通商大臣・民部尙書・兼都察院右都御史・直隸等所管地方兼管河道軍務・糧餉刑密雲等關

李鴻章の
權勢

管巡撫事として、權勢赫々内外に振ひ、加ふるに其資産歲入三百萬圓に上りて、富貴復た比すべ
き者無く、實に同國の君主と云ふも不可なきに似たり。而かも彼の國にて最も精銳と稱せらる
二萬餘の洋式兵も、東洋に雄飛する北洋艦隊も、汽船會社招商局も、鐵道も電信も、實は彼が所
有ともいふべく而して彼はもと外交官にあらざして、外務たる總理衙門の顧問に過ぎずと雖も、
其勢却て衙門を凌ぐ。さては外國交渉事件の如きも、往々之を北京政府に議せずして、先づ李鴻
章に謀りて決行することあり。是を以て對外主働の大任は實に彼の一身に負へり。斯る次第な
れば、如何で主戰説の多數にして、且之を通過せざることをあるべき。こゝに同國皇帝は遂に主戰
説を裁可せり。

駐韓の我
兵動く

然して在韓の我軍隊は、京城の四方は勿論、京仁間の各要所を占め、京城に於ては、當時南上下を
根據として居留地に充滿すれども、毫も區域の外に出づるを許さず。故に其勇氣を漏す所なく、
たい一日も早く劍光閃き、砲聲轟くの實況に際會せんことを望むのみ。かくて對韓の談判の愈々
切迫すると同時に、遂に其二隊は京城より南部忠清道に、一隊は北部平安道に又他の一隊は義州
路に出發を命せられたり。而して其名義は單に普通の行軍運動と稱せしが、其實忠清道の方面
は、暗に牙山に備へ、平安道地方に向ひしは、將來清兵の上陸を慮りて、其本據たるべき大同港、

李鴻章の
作戰計畫

平壤等に備へ、殊に義州路は、清韓兩國陸地往來の咽喉なれば、之れが備たる最も必要のことと
云ふべし。是に至つて我軍は朝鮮の各要地を占め各枝隊に至るまで何時開戦せんも差支なきに
至らしめたり。就中牙山に對する駐屯兵は、最準備整頓して、果川・水原・振威等へは我騎兵を派
し、若し變あらば號令一下直ちに起たんとす。之に引換へて、牙山の清軍は爲めに海路の外は本
國と氣脈を通ずるに途なく、全く孤立の勢に立至れり。

さて李鴻章は、近來部下の諸將を集めて、日々軍議を凝らしけるが、其陸軍作戰計畫なりといふ
を聞くに、先づ第一に京城、又は其附近に於て、朝鮮を助けて我兵と對抗し、第二は陸路義州よ
り、海路大同江・平壤より、大兵を送りて我と戦ひ、第三は牙山・南陽・水原地方を固守して、京仁
間の我兵を孤立せしめ、第四は海軍と共に、直ちに我國を衝かんとし、又海軍に於ては、第一に仁
川と我邦の聯絡を杜絶し、更に爲し得べくんば、釜山航路をも占領し、一面に仁川に於ける我軍
艦を打拂ひ、他の一面に於ては、我極南の琉球を占め、次で壹岐・對馬を取り、九州を衝き、其陸軍
を上陸せしめ、進んで馬關海峡を打破らんとの方案なりしと。然れども是れ坐上の空談となり
ぬ。其最初の方針は、韓廷に對して、日本政府が何程多數の軍隊軍艦を派出するとも、其本國の
交通は我在牙山兵及び、その航路に於て之を切斷し、尙大兵を北部に發して攻め下らしめば、精

鏡を以て自負する日本の陸海軍も、遂に爲す無きに至るや必せりとの大言を放つにありしが、幾ならせして忽ち變じ、牙山の兵は新に充分の實力を加ふればいざ知らず、然らざる限りは、却て之が安全を計る爲め、我陸海軍の力を分たざるべからざれば、其不利決して少からずとて、斷然該地を放棄し、兵を他に移さんと決せり。然れども此方針亦變じて、今や再び牙山を以て、日本の後顧たらしめんとし、即ち牙山沖と、威海衛との海軍聯絡を嚴にし、同地を固守せしむる事はなりぬ。

去程に、牙山の清將聶士成は、我軍各地の防備甚だ嚴みして、同地の既に孤立あるを思ひ、乃ち李鴻章に飛電し、一先づ其兵を引上げんとの建議書を呈せり。其意に曰く、今日の形勢、日本兵は京城、其他漢江沿岸の要勝を扼守し、其戦備何れも能く充實せり。然るに、我軍は上陸以來、既に四旬、牙山の一隅に蟄居して、兵氣未だ八道に振はず。況んや附近の地、多くは寒僻にして食糧の供給意の如くならず。彼我の得失、決して同日の談にあらず。此の如くにして、時日を経過せば、恐らくは兵氣日に倦んで戦の不利なること、智者を俟て後知らざるなり。若かず、今日の事宜しく先づ我兵を撤し、日本をして撤兵の已むべからざるに至らしめ、機局一轉せば、精銳を拔擢し、大舉して三韓に入らん。是れ最上の策なりと、頗る凱切なるものありしと雖も、李鴻章は

聶士成牙山の兵を撤す

斷乎として之を排斥せり。

是に於て、李鴻章は急に芝罘に於て、北洋艦隊の檢閲を行ひ、又部下各兵營の檢閲をなし、或は國中に戒嚴令を布き、或は各兵營に向て戦時出兵の準備を命じ、軍艦を軍港に集めつゝ、出發の用意を整へしめ、又海防砲臺の砲門を開き、要所々々の河海港口に水雷を布設して、以て非常を戒めたり。就中威海衛は、同國咽喉の要地にして、海軍の根據とする所、而かも電信に依るを要せず、十九時間を以て在韓清兵と氣脈を通じ得る程なれば、當時北洋艦隊の軍艦二十七隻を同軍港に集めて之に備へたり。かくて七月廿二日の頃に至り、牙山援助の目的にて、李鴻章は其部下四千を以て、八隻の運送船に分乗せしめて出發を命じ、同艦隊の軍艦を以て之を護送せしめ、該軍隊には、同國政府の雇教師たる獨逸國陸軍將校「エヌケル」及び、同「リッテル」二名を顧問として之に乗組ましむ。

七月二十三日、我軍艦吉野・浪速・秋津洲の三艦佐世保を發し仁川に向ふ。二十五日午前七時、豊島沖「シヨバイヲール」島邊、(太沽及び牙山間の航路に當る)に於て、清艦濟遠・廣乙に會す。是れ太沽より兵若干を載せたる運送船一艘を護衛し來る清艦操江號を迎へんがため、牙山港より發したるものとは、後に至りて知られたり。當時我軍艦の一隻にも、司令旗(坪井少將司令官)

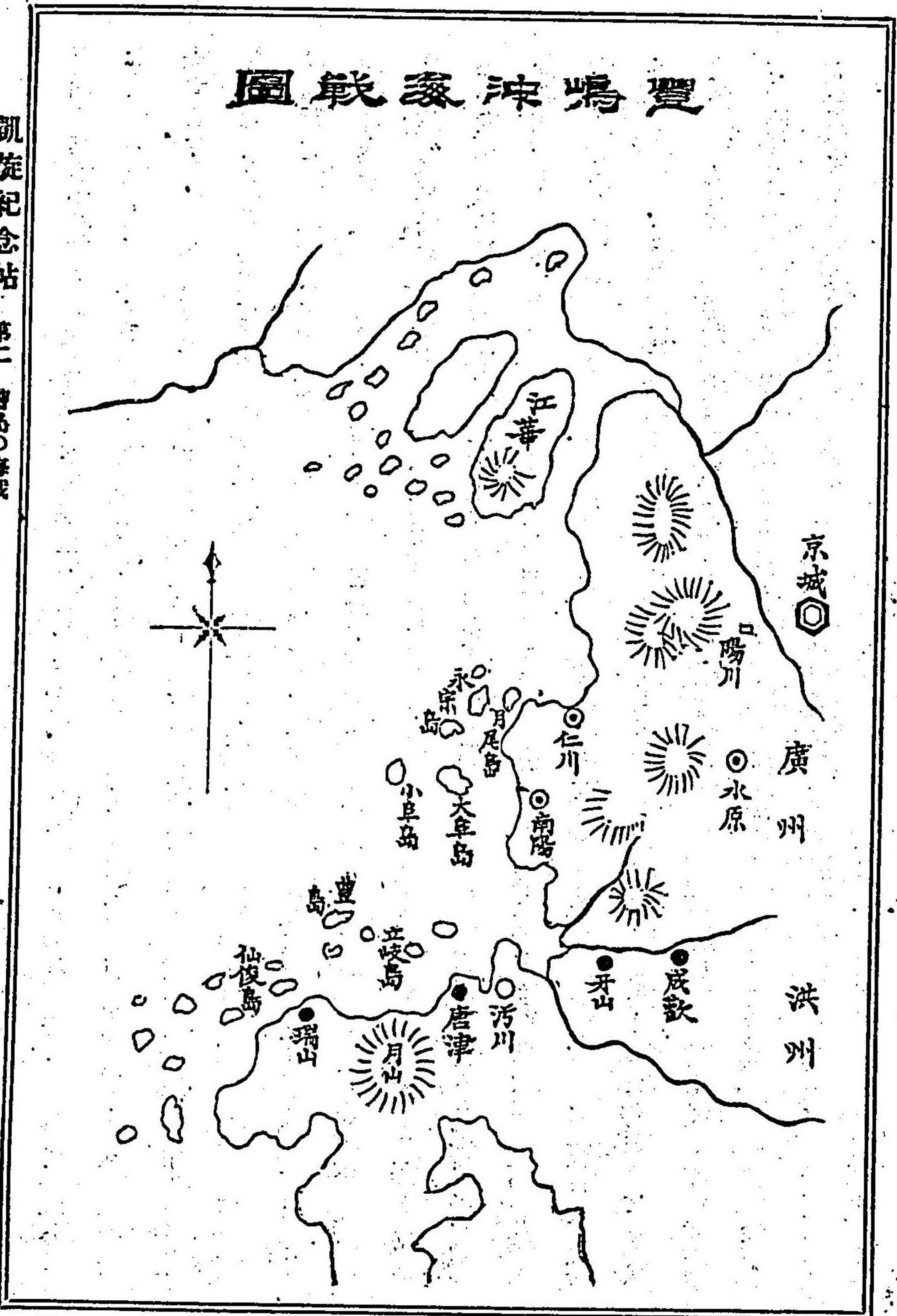
清國艦隊の準備

豊島の閉

り。を掲げたりしに、彼れは相當の敬禮をなさざるのみならず、却て戦鬪の準備に着手し、我に向ひて敵意を表せり。然れども、司令官は、海面狹隘にして、且戦鬪の位置不利なるを見、進路を西南に變じて敵を誘ひけるに、彼れは忽ち發砲したり。是に至り我三艦は、直に之に應じて、發砲し、激戦凡一時二十分間、敵艦稍動くを見て、我急に突進しければ、濟遠は直隸海灣に向て逃走し、廣乙は著しく速力を減じて、遂に東海岸の淺瀬に遁去せり。此時忽ち沖合に二隻の汽船現れたり。漸く近づくに従ひ之を見れば、一は清艦操江號にして、一は英國商船の旗を掲げたる清兵運送船、高陞號なり。此時操江號は、他の二艦の我が艦の爲に敗北せしを見て、大に恐怖し、早くも白旗を掲げて降伏せり。乃ち我秋津洲は進んで操江號を捕獲し、浪速は高陞號を撃沈したり。而して濟遠に尾したる吉野は、今や其の淺瀬に北ぐるを見、追撃の不利を知りて來り會す。今高陞號撃沈の顛末を考ふるに、初め浪速は、彼の運送船に對し、空砲一發投錨を命せし折、我司令官よりは、該船を我本隊に連れ行く可きの命令を受けたり。乃ち人見大尉を該船に派して調査するに、清兵一千百餘を乗込ませ、併せて武器をも積載し、清國の爲めに今や牙山に向て航行中なりと告ぐ。依て船長に對し、本艦に隨ひ來るべきやと尋ねしに、船長應へて、吾今助けなし、只貴命に是れ従はんといひければ、直ちに拔錨を命せり。彼れ更に端艇を送られんことを請ふ。

高陞號
沈の顛末

豊島海戦圖



我因て端艇を送りし時、船長は本船乗組の支那兵は、予が貴艦に随航するを許さずして、直ちに太沽へ回航すべしと主張すと云ふ。此時艦内騒然、我に對して敵意を示せり。かくて端艇の歸艦するや、我浪速は、船長「ガルスウォルズミー」以下の外國人が清兵の爲めに脅迫せらるゝを察し、信號を以て其船を見捨てよと命じたれば、彼れり去るを許されず、端艇を送れと信號す。我は端艇を送り難しと信號せり。是れ愈々清兵が船長を脅迫して、我命を拒絶するものと認め、前橋に赤旗を掲げ、再び早く其船を見捨てよと命ず。是に至り愈々彼を破壊せんと決し、午後一時水雷を放ち、同時に發砲して、遂に之を轟沈せしめたり。時に船長以下の外人は、早くも海中に飛び込まれたれば、清兵は船上より之を射撃せり。我は急に端艇を飛ばして怒濤の中より之を救ふ。船長・運轉手・按針手等皆死を免れたり。而して乗組の清兵中甲板上にありし者は、附近の島嶼を目掛けて泳ぎ行くものあり、又板切を便りに蟻の如く取付くもありて、海上は暫し哀れなる現象、悲泣の聲にて充たされたり。かくて、右の船長等は、操江號の捕虜と共に我國に護送せられ、我の優遇を受けて、他の捕虜と共に深く其恩を感謝する所ありき。而して該船沈没事件は、英國東洋艦隊司令長官之が裁判長となり、清國上海に於て審判せし所、遂に日本海軍の處置は正當なりと決定せられ、直ちに我邦に向て其判決理由を通知し、且つ清國に向ては、其損害賠償を要求

したり。此海戦の後四日を経て、七月廿九日午後に至り、牙山灣口なる徳積島より、急使京城に達するあり。曰く、支那兵四百四十七人裸體の儘よて本島に漂着し、救助を求めたるに依り、牛及豚等を以て之に與へたり。同兵等は、何れも日本軍艦の爲めに沈没せしめられしもの、由にて、内二十人は近傍の島に移れり。此儀何等の處置をなして然るべきや。至急回示を請ふと云ふに在りしと。果して然らば、右の高陞號乗組中、實際死没せし數は、全員中の幾部分に過ぎざるべきか。

此海戦に當て我に一人の死傷なく、艦體亦異狀なし。而して敵の二艦は破損し、運送船は撃沈せられ、清國陸軍將官二名・大隊長四名・中隊長十名・兵員二千百・野砲十門を失ひ、又操江號の捕獲せられて、艦長王永發以下、八十二名の兵員は皆擒となれり。

豊に東海岸に向て遁逃せる清艦廣乙號は、同月二十七日早朝、我高千穂・摩耶の兩艦、端艇を派して其實地を見分せしめし所、憫むべし、『カロン』海の西隣なる淺瀬に乗上げ、且其艦體の破壊せるを認めたり。同艦は一等水雷砲艦にして速力十七海里なるが、十二瓏「ケルツ」式速射砲三門、六斤速射砲四門、及び機關砲數門の外、水雷發射管四個を具へしに、火藥庫破裂の爲め、艦體の多分は浸水し、十分之を檢視するに由なし。蓋我軍艦の爲めに撃破せられて、其要部を損傷

廣乙號の
破壊

し、周章遁走の結果遂に淺瀬に乗揚げ、之が保護の術なきより、乗員は自ら火薬庫に火して逃走せるものか、或は又其要部を砲撃せられし爲め、火勢延て火薬庫を破裂せしめたるものか。即其本部は多く焼燬せられ、艦首より凡三分の二の所中折して、半は水に没す。内上甲板は鋼骨を露はし、其十二珊砲の、尙實用に堪ふるが如し。右舷側砲の傍には、死屍葉々として堆く、又艦橋下に於ける司令塔内の如きは、羅鐵盤・信號旗等粉碎して、慘狀言ふべからず。中に三個の立屍ありしが、蓋し艦長ならんか。其他所々に屍ありて、臭氣殊に甚しく、又下甲板に於ける、數多の屍あるを知るも、浸水の爲めに詳算することを得ず。我軍艦より發せる彈痕は、其後に水面上に出たる部分のみにても、十ヶ所に及び、其他小口径速射砲彈等の破壊は甚だ多し。端艇は同艦員の之に乗じて遁れしものもありと見えて、其三隻は陸岸に漂着しあるを認めしと云ふ。また吉野に追尾せられたる濟遠號は、頻りに我に追尾せられつゝ、其大砲を連發せしが、一も我艦に命中せしものなし。之に反して、我艦の砲彈は、一も虚發なく、先づ彼が舳部を貫穿して大損傷を與へ、帆樫を折り、艦體を破り、哀はれ海底の藻屑と化し去るべかりしに、遂に遁がれ得たるは、僥倖といふべし。

操江號捕獲の始末

曩に操江號の降旗を掲ぐるや、秋津洲は、該艦の餘りに其降伏の早さを怪しみ、如何なる詐謀の

あらんも計り難ければとて、直ちに水雷を用意し、砲門を開き、然る後端艇を卸し、士官一名と十數名の水兵とを遣はしたり。至れば船員一同甲板上に整列し拜拱して出迎へ、艦長は直ちに其帶劔を捧げたり。乃ち降参の儀式を畢へ、悉く彼等が武器、其他危険の具一切を取纏めて我艦に轉載し、同號を曳て秋津洲は佐世保に入る。因に記す、同號艦長王永發り、維新前わが赤間關砲撃の際には、某國の水夫たりしもの、由なるが、今度日清事件の起るや、袁世凱に金二十兩を賂ひて、かくは艦長に昇りしなりと。此海戦以後、清國の海軍は深く渤海灣内に潜みて、復た朝鮮近海に出没するものあり。されば牙山の清兵大凡四千五百(或は五千五百とも云)の、全く本國との交通を絶たれ、孤城落日の有様を呈せしかば、將軍葉志超・聶士成等は、大膽にも、畫策に怠りなく、一千五百餘名を牙山に駐め、別に二千八百餘を同地の東南四里、成歡の地に分派し、以て我軍の南進に備ふ。成歡は京城より牙山に至る通路に當る山間の一小村に過ぎずと雖も、亦要害の地なり。されば清兵早くも之に據りて、許多の胸壁堡壘を築き、死力を以て之を守る。而して同前營の羽翼をば、水原附近まで延長し、又他の一隊は沿海路より、南陽附近に哨兵線を張る。其防備嚴なりと云ふべし。

第三 成歡及牙山の陸戦

是時に當り、我兵漢城に駐すること久しく、將士皆脾肉の歎あり。偶韓廷より、在牙山清兵擊退の依頼ありしかば、士卒大に悦ぶ。曩に韓廷數々清兵撤去の事を清廷に要求せしかど、清廷毫も之に應ずる色なきを以て、かくは韓廷の強硬なる依頼となりしなり。時に炎熱燠くが如き三伏の候、即ち七月二十五日午前八時、我軍一隊を殘して萬里倉の駐在地を發す。午後漢江を渡り、薄暮、銅雀の險を超えて果川に達す。果川は京城を距ること二里餘にあり小驛にして、全軍を合營せしむるに足らざるを以て、衆悉く近傍の松林に露營せり。二十六日拂曉、全軍堂々朝霧を破て水原に向ふ。汾道の民戸毎に冷水を供して我渴を慰せり。午前十一時水原に着す。水原府は朝鮮屈指の都會たるを以て、人家頗る稠密なり。此夜大島旅團長は、平城騎兵少尉に命じ、府の判官の官舎に就き、人夫五百人、牛百頭を徵發せしむ。判官直ちに命に應じ、東奔西走して其徵發に従事せり。依て我軍は判官並に中軍には、各金參拾圓を與へて之を賞し、人夫には判官の面前に於て、定額の賃金を下渡せり。古來公用には報酬なしとせる韓民なれば、大に我軍の厚志を喜ぶと共に、奇異の思ひをなしたりとぞ。

我兵龍山
を越りて
牙山に向

翌二十七日午前四時、全軍徐々として進行を始めけるが、其警戒は一層の嚴重を加へ、一隊の騎兵は、先發偵察に努めたり。水原より振威に至る間は、すべて道路狹隘なれども、概ね平坦にして、行軍に便なり。然りと雖も、四面皆廣漠たる田野にして、適當なる飲料水に乏しく、加ふるに炎暑甚しきも、日光を避くべき樹蔭なきを以て、行軍殊に困難なりしかば、五六の兵士は、之が爲に卒倒したりと云ふ。然れども、次第に牙山に近づくと以て、兵氣益々盛なり。午前十時頃に至り、海岸一帯の山黒雲湧起、雷鳴殷々、既にして一抹漆を流して、大雨沛然、疾風之を鼓し、跋涉頗る困難を極む。然れども之を大陽の赫耀を冒すに比すれば、却て涼味の體に愜ふを覺えて、午後一時半、早く振威に着く。既にして一天拭ふが如し。此日は此處に滞在し、夜に入りて悉く附近の山中に露營せり。

此地に入りて、先づ土民に就き、清兵の消息奈何を尋ねたるに、一昨日まで清の騎兵斥候此にありしが、日本兵の來るを聞きて、皆引上げたりといふ。我軍愈敵兵の近きにあるを知りしかば、各自輕裝して、進撃の準備をなしぬ。二十八日素沙場に着きぬ。

曩に路を沿海に取りて進みたる別隊の我軍は、二十八日午後六時過ぎ、南陽附近の華陽に近づきたるに、早くも清兵の一隊は此地を屯守せり。我乃ち使を遣はして、之に退去を命じたれば、一

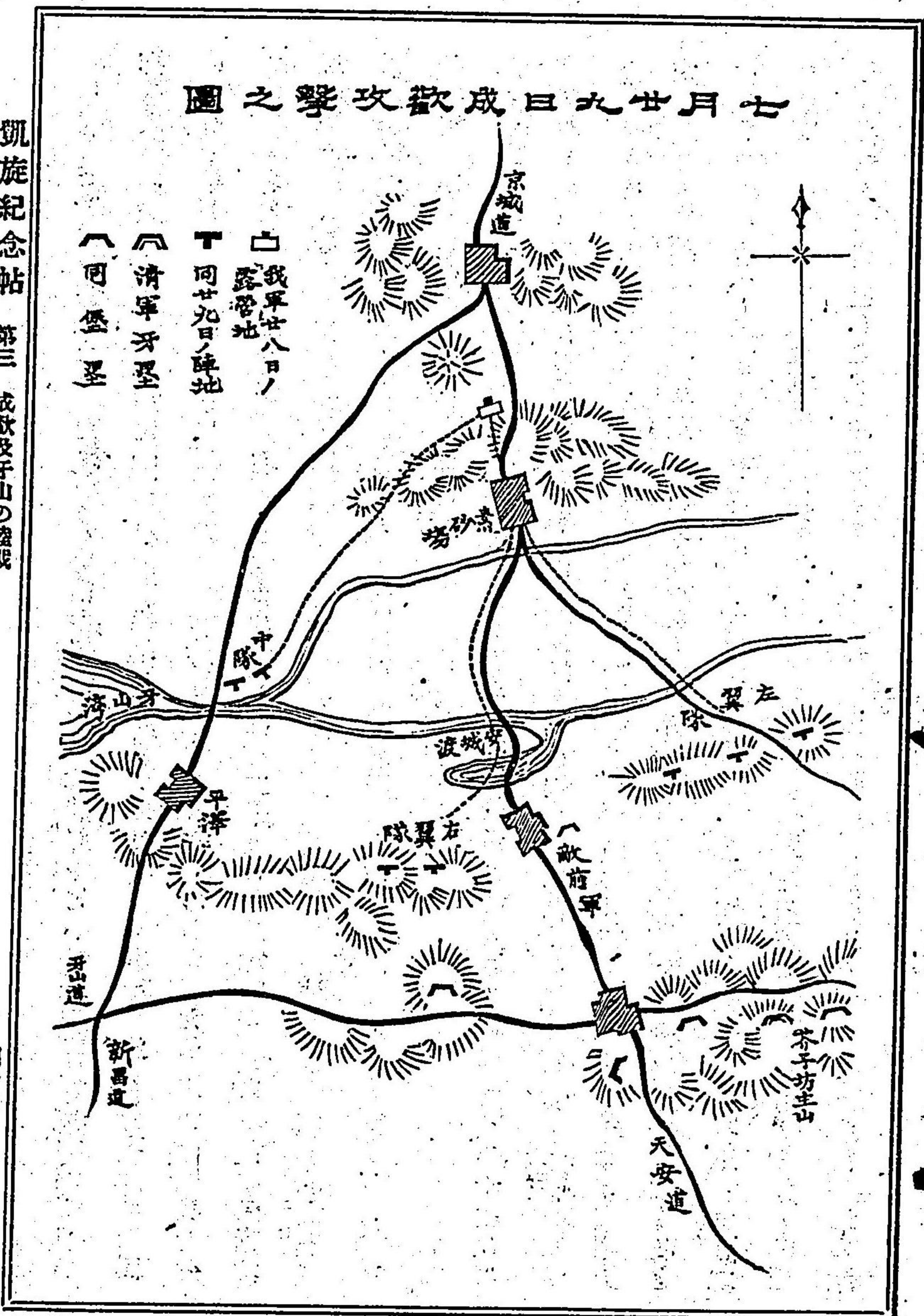
日^ヒは抵抗^{ていこう}せんず勢なりしが、我軍の勇壯に恐れ、先を争て逃走^{たいそう}せり。我軍依て守兵若干を此地に駐^{とど}め、更に進んで海門に至る。此地亦凡六百五十の清兵あり。烈しき小銃の抵抗ありしかば、我兵爲めに一二名の負傷者を生じたり。一時は中々の勢なりしが、我軍は數分時間にして之を撃破せり。當地にも亦若干の守兵を駐めて前進し、貢進倉^{こうしんそう}を経て、牙山に向ひしは、正に二十日なりき。

山路より前進したる我軍の一隊は、初め二十七日黎明^{れいめい}を以て水原府を發するや、其附近貞松^{ていしょう}に於て敵の斥候兵一隊を認めれば、又使者を派して之に退去を命じけるに、彼れ之を肯せずして、忽ち小銃を亂發したり。我前軍亦直ちに之に應じ、銃戰殆んど三十分間、既にして敵兵次第に加はり來り、凡六百五十餘に上れり。敵は意外に我兵の寡少なるを見るや、益頑固^{いんくわんと}の抵抗を爲せしこと一時間に及び。清兵遂に退去す。我兵進んで兵器糧食^{りやくじょうじき}を收容し、更に勢に乗じて七原に至る。時に我騎兵馳せて南より來る者あり、報じて曰く、敵成歎に幕營^{まくえい}を張り、我を俟つもの如しと。我軍依て實戰の準備を整へ、斥候兵を戒め、徐々然として進み向ふ。七原を去る一里許なる素沙場に至り、其北方の高地を占めて駐屯し、暫時休息す。素沙場は成歎を距ること一里半、望遠鏡を執りて、遙かに敵壘を望めば、清兵の幕營數十相連り、壘上には青赤の旌旗數旒^{しほ}を翻

前軍の衝

始めて清兵の抗するあり

圖之擊攻歎成日九廿月七



へし、騎兵東西に馳驅して、我に對する警備の匆忙なる、其狀歴々として眼中に映じ來る。抑も成歎の敵壘は、水田沼澤に圍まれたる高地にありて、素沙場より其地に迫らんとせば、田間の小畦を通行せざるべからざるのみならず、又江流の渡るべきものあり。大島旅團長は、兵を分ちて二軍となし、夜に乗じて左右より敵壘に迫らしむ。二十九日午前零時、全軍枚を衝みて素沙場の松林より發す。其左翼隊は、同地より直ちに左に折れ、前面なる松林中に進み、其右翼隊は武田中佐之を率ゐて、牙山の本街道より進む。而して其隊列の沼澤山野の間を潜行すること、宛然一縷を引くが如く、月光照す所、朦朧として陰影の如し。

かくて、我右翼隊は道の細くして、凹凸極りなきより、自ら隊列を整ふること能はず、兵士相互に警めつゝ相携へて、先づ第一の橋梁を渡り、松崎大尉の率ゐたる前衛兵は、安城渡(本道にある第一の川なり)を超えて前進し、武田中佐の本隊及び衛生隊、次で來り、安城渡の此方なる一小村落に近くや、人家の陰より突然として銃聲起り、飛丸雨の如し。是れ蓋し清兵我夜襲を豫知し、此に伏して我を要せしものなるべし。かくと見る武田中佐は、直ちに馬より飛び下り、颯聲一番、全軍を壓ぎ之に應戦せんとせしが、如何せん、事不意に出で、且つ敵の發砲甚だ猛烈にして、見る／＼數人の死傷を生せしに、已むことを得ずして少しく卻き、田の畦、或は川の堤を楯として、此に一場の激

松崎大尉
安城渡を
超ゆ

武田中佐
大に戦ふ

戦を開けり。

安城渡の橋梁を超えて前進したる我右翼隊の前衛は、既に一町許りも進みし頃、俄然後方に當て萬雷の一時に墮ちたるが如き響と共に、銃火閃々として激戦の様子なり。松崎大尉は、直ち又引き回へし來り、既に安城渡に至れば、敵は早くも橋梁を破壊せり。松崎大尉は、元來勇悍の將なれば、何かは以て躊躇すべき、我兵速かに徒渉せよと叫びつゝ、先づ河中に入る。兵士ハ之に勵まされ、先を争て飛入りぬ。案外にも水深く、殆んど頸に至り、且川底は藥研形にて、滑澤足を留むる所なく、之り込みあり、押し流さるゝものあり、其危険言ふべからず。後なる兵は多く裸體となりて泳ぎたるに、不幸にして溺死する者十八名に至れり。かゝる光景は、大尉は愈々奮激し、大聲疾呼衆を勵ましつゝ、眞先に前岸に躍り上り、吶喊して眞一文字に敵陣に突入し、縦横奮撃頗る力む。我本隊ハ之に力を得て、直ちに突進し來り、前後合撃したれば、清兵も終に辟易し、後なる幕營指して敗走せり。かくて、我軍は此奇捷を博せしもの、偶々彈丸飛來り、松崎大尉に中り、右肩より左肺を貫き、大尉は殘念の一言を發して斃れたり。遺憾の限りにこそ。

此時我兵の戦死者十四名、負傷者二十餘名を出せり。抑も此戦は、午前三時四十五分より、同四時十五分に至るまで、僅々二十分間に過ぎずと雖も、其激烈にして、我兵の奮闘せしは、戦後の形

成歡の激戦

跡に證すべきなり。試に清兵の屍骸を取りて之を検する時は、何れも皆日本刀、若くは銃鎗の傷あるを見るべし。時に敵兵の死するもの四拾餘名あり、皆是清國第一の精兵と稱せられし者にして、胸部に直隸省練軍砲隊と注せられたり。

かくの如く、右翼隊の安城渡に激戦したるの時に當り、左翼本隊は、成歡敵壘の右翼の前松柏麓蒼の高地に達し、此に砲列を布き、敵壘に向ひ榴散彈を飛ばし、砲撃すること十四五回にして、第一第二堡壘を破壊するや、敵の砲兵漸く之に應戦し、萬雷轟々地に轟き、硝煙濛々天に漲るを見る。然れども敵の砲彈、我軍に命中するもの少なし。偶々命中するも、破烈せざりしことあり。故を以て我軍の被害極めて稀なり。時に彈丸福島中佐の脚下に落つ。中佐曰く、予の死を免れたるは、眞に是れ僥倖なりと。是れ砲彈の破裂せざりし一證ならずや。之に反し、我砲彈に一の虚なるは亦く、發すれば乃ち敵壘を破り、放てば乃ち敵兵に中る。須臾にして、死者壘内に滿つ。是に至り、敵兵其の守り難きを知り、却て高地の要害にして、守るべき地たるを知らず、之を捨て、狼狽遁走して、平地の壘に據る。此機に乗じて我歩兵前んで高地を占め、敵の第三壘を下瞰し、或は銃丸を注射し、或は呐喊して山を下る、敵兵躊躇行く處を知らず。忽ちにして、第三敵壘陥る。時に我右翼隊も亦至り、直ちに敵の第五壘を奪ふ。第四壘の敵兵防戦力めたりと雖も、

牙山の全勝

孤立の勢復振ふべからざるに至り、遂に皆潰走せり。時正に七時三十分にして、砲戦起りてより僅かに二時間に過ぎず。然るに我軍既に成歡の全勝を收むるを得たり。此戦我軍一人の死者なく、唯二十餘名の負傷者ありしのみ。之に反して清兵には捕虜數名、死者一百餘名、負傷者數百名の多きに達せり。

此戦に潰走せし清兵は、往々牙山に向ふ。我軍走路を追蹶す、事火急に出づ。清兵周章備を爲す能はず、大砲・彈丸・兵器等原野に遺棄せしもの甚だ多し。時に敵四五名宛、諸所に躊躇せる在るを見て、我兵之を打斃しつゝ、尙も追撃して進む。正午頃より大雨遂かに至り、足を留むること殆ど二時間、此間敵兵洪州に向ひて奔竄し、遂に其形を隠せり。

我兵已むを得ず、更に道を南北に取り、急に牙山に向て進發せり。疾風暴雨の爲め、路悉く泥濘足趾を止めず。且つ朝來食事を爲さず、其難知るべきなり。然れども、勇武なる我軍、嘗て困難を知らず、午後三時頃牙山口なる腰覽に入り、此に小憩す。既にして牙山に向ふや、我兵謂らく、成歡既に破るゝと雖も、牙山は本據たり、敵兵必ず殊死して防戦せんと、各勇を鼓して進む。至れば滿山寂寥亦敵の隻騎を見ず、唯四邊に清兵怯懦の紀念たる遺物あるを見るのみ。我軍稍望を失ふ。試に土人に問へば、敵兵悉く洪州に遁逃せりと答ふるのみ。是に我軍手を下さずして、

牙山の本據を占領す。
 敵兵かくの如く敗北したるが、三人の清兵奇功を收めんとし、牙山敗後に、成歡の茂林中に潜伏し、我大島少將及び、重なる將校の過ぐるを見て轟然三發の彈丸を放つ、彈丸少將が身邊を過ぎ、中らず、我兵直ちに之を捕へて擊殺せり、又同夜我先着隊の牙山に至るや、同地に殘留せる清兵五十名許、深更潛かに我哨兵線を襲ひし者ありしが、忽ち我兵に擊退せられ、拂曉又更に二名の清兵、我哨兵線内に忍び入りしが、是れ亦其所に殺さる。
 是より我兵清兵が遺棄せる物品を蒐集したるに、牙山の倉庫内に貯置したる物のみにても、彈丸數十萬、兵糧六七百俵(但七斗入)、其他食物の如き準知すべきなり。軍用電信用の雷池、地雷火の爆發藥、火藥、戎服等積んで山を爲す、又堡壘には、鹿柴を横たへ、地雷火を伏せ、永久の謀をなしたるに拘らず、空しく我兵の手に歸したるを見れば、敵兵縱令怯懦なるにせよ、我軍の勇武にあらずんば、能く然る能はざるを知るべし。而して成歡の所々に發見せし大砲の數は八門なりと、大島少將の報告に見ゆたり。
 さて又成歡の戰に於て、我死傷者は左の如し。

◎將校死傷者

左足貫通銃創	陸軍歩兵少佐	橋本昌世
戰死	同 大尉	松崎直臣
戰團中溺死	同 中尉	時山龔造
足部銃創	同 中尉	山口陳
銃丸頭部擦過	同 中尉	守田利貞
足部銃創	同 少尉	山田四郎
計六人		

◎下士卒死傷者

戰死及戰團中溺死 三十二人
 負傷 五十人

計八十二人(但入院後死亡せる者五名)

成歡の役安城渡に於ける、敵の夜襲は我が兵の最も苦戦せし所、而して其實況に於ける、見聞の事項區々にして一ならず、今之を併記して後の参考に供せんとす。然れども該戰は、深夜急遽に出でしを以て、他の諸戰に比して、稍詳悉ならざるを覺ゆるは、眞に遺憾の大第なり。

安城渡激
戦の諸説

一説(山田少尉)に曰く、七月廿九日午前二時過ぎ、武田中佐は、右翼枝隊を引率して、忠清道街道を進行し、松崎大尉の中隊は、其前衛となりて敵兵を搜索しつゝ、進み、山田少尉の小隊は、尖兵となりて、其前衛の眞先にあり。時に四面暗黒にして、且つ地理に暗ければ、我軍少しく惑ふ。尖兵長山田少尉先づ河水を涉り、(此川の橋は清兵超えて秋八里と云へる一小村に至れば、不可思議の徴あるを以て、試に其土人に問ふに、清兵の潜伏し居るを以て、敢て之が確答をなさず、既にして前衛司令松崎大尉亦至る。敵其至るを見、直ちに顯はれて我が軍を狙撃す。我軍と彼と相距る事僅かに數歩、彈丸雨の如し、事不意に出で、我軍一時大に驚きたれども、急に謀を廻らし、松崎大尉及び、山田少尉は尖兵を卒る、水田を超え、終に能く全隊を堤下に潜ませ、以て敵狀を窺ふ。偶彈丸飛び來りて、少尉の左足に當る。少尉屈せず、自ら彈丸を抜きて繃帯を施せり。松崎大尉の死する、亦實に此時に在り。武田中佐は、我先鋒隊の既に戰端を開きたるを察し、乃ち一令を下す、是に於て田邊大尉の中隊は先づ進み、沼を超えて敵を討つ。次で時山中尉の一小隊來り、過て丈餘の斷崖より墮ちて沼中に入る。水練の術あるもの、泳て前岸に達したれども、溺死せし者廿九名あり。時山中尉不幸にも、亦此に没せり。他の中隊之を見、深く注意したるを以て、水難を免かれたり。是より前衛中隊は、後隊の應接に力を得て、前進し、本隊は吶喊し、敵中に突入

牙山に於ける清軍の兵器及戦備

して、之を追撃せり。時に先鋒したるは田邊大尉にして、又最も勇戦したるは此手の中隊なりと云ふ。此説前後整然秩序明晰にして、稍々信を置くに足る可きものあり。此戰に當り橋本少佐も、亦過て敵彈に觸れ脚部に負傷し、歩行甚だ難める色あり。少佐馬を命じて尙指揮する所あらんとするに、醫官之を止む。少佐笑て曰く、些々たる此の微傷吾に於て何か有らんと、毫も愁色なかりしと云ふ。又白神源次郎といふ喇叭卒あり、進軍の喇叭を吹く。敵彈に中る、然れども死に至るまで、尙之を口にして吹奏を止めざりすと云ふ。我軍の奇捷を博したる、蓋し所以なきに非らざるなり。是より進みて、敵の兵器の如何なりしかを、驗せしめよ、抑も成歎の役たる、我砲兵隊は、先づ榴彈を發し、距離を精査して、敵の堡壘を毀ち、次で榴散彈を放ちて敵兵を苦しめたりしも、之に反して清兵の砲彈は、填砂榴彈とまで疑はるゝ不發彈多く、且つ一發も我陣地に命中するものなし。又彼れの築ける堡壘は眼鏡堡にあらず、凸面堡にあらず、急造堡にあらず、又永久堡にもあらざる、一種長方形の角面堡にて、其胸壁には、斜面もなく、内外濠もなき、断面三角形にて咽喉部は、往々退路に設けられざるものありて、砲座の如きも、之を其胸壁内なる兩隅に設け、歩砲兵種の混雜を避けず、胸壁内の地面は一般に隆起して、敵の間接射撃、若くは斜墜彈に對する備を

清兵の長

なざる、其拙劣眞に笑ふに堪へたり。

然れども、清兵必ずしも長所なきにあらざる、長所とは何ぞ、曰く逃走の妙を得し事是れなり。或は云ふ、清國の兵を撰擇する、疾走と一科となすと。今其理由に曰く、國家に急あるや、俄かに兵を募りて、之に約するに死後の救脚を以てす。故に走るに拙なれば、即ち死す。死せば即ち國庫の費用を缺く、是れ其逃走を尙ふ所以なりと。清國にして此事ある、敢て怪しむを要せずと雖も、苟も國を坤輿の上に立て、兵を設け進撃の術を講せずして、豫め之に逃走の術を教ふ、其陋極る、破れざらんとするも、豈に得べけんや。大將聶提督の如きは、李鴻章旗下の勇將と稱せられ、嘗て馬賊を征して奇功を樹てたる者なれども、我が軍の攻撃を受くるや、更に交戦することを思はず、寸時も離すべからざる軍事上の秘密書類を抛棄し、軍服を脱して奔走せり。又其將葉志超の如きは、陣中に在りて、毎に韓の官妓と戯れ、偶々成歡の敗報を聞くと、其妓の服を奪着して逃走すと云ふ。大將にして既に然り、其餘は推して知るべきなり。然れども清兵の戎装を脱して、韓服を着くるは、偶以て追者の害を逸れ、定路を逃らすして四方に散亂するは、往々追者をして、其方向を迷はしむ。是れ其清國の軍律に叫ぶ所以にして、清國より之を云ふときは、實に長所と云はざるを得ず。

清兵敗走の詳報

成歡及び牙山より潰走したる清兵は、爾來忠清道の北部、江原道の近方に出没したるが、後咸鏡道、若しくは平安道に遁逃して、北韓に於ける同國軍隊に加はらんと欲したれども、彼等の多數は兵器を失ひ、又糧食を欠き、如何ともする能はず、又慶尙、全羅、京畿、江原の四道は、悉く我が手に落ち、其要所には守備を嚴にして、警戒を加へたるを以て、農家を襲ひて食物を強奪し、露命を繋ぎ、以て本國よりの援兵を待つのみ。

是より先き清兵の牙山に到着するや、韓廷より派せられたる迎接官内務協辦李重夏は、其後清兵と始終せしが、此程京城に遁がれ歸りて、其筋へ提出せる報告の、右逃走の事情を詳かにせり。其要領は即ち左の如し。

一、予は當時天安に在りしが、陰六月廿六日葉志超の、牙山より同地に來れり。翌廿七日成歡の敗報を聞くと、直に公州に向て走れり。予も亦之に従て同地に赴けり。尋て聶士成及び、敗兵等、或は銃を携ふるあり、或は銃器彈藥を打捨てたる儘、三三五々同地に來れり。但此時公州の人民等は、皆亂を避け城内空虛の有様なり。而して翌廿八日、葉志超、江自康等先づ出發して、清州に向ひ、聶士成は、幾んど半日程遅れて同地を去れり。是れ前日の散卒を集むる爲なりき。又清兵等は、二十三十つ々漸次逃走せし故、其數詳かならざれども、彼等の言ふ所に

ては、凡三千許と稱せり。

一、是れより先き、六月廿一二日頃、江自康なる者二千の兵を卒めて牙山に上陸し、引續き尙多數の軍勢到着すべしと云へり。又廿三四日泰安よりの報知に據るに、廣乙號乗組員等百五十名許、同地へ上陸せり。是は廿一二日頃陸兵を牙山に上陸せしめ、將さに清國に向て歸航せんとする時、牙山沖に於て、日本軍艦の爲に攻撃せられたるものなりと。

一、成歡の戦に、清將の内魏家訓なる者は、足を撃抜かれたりとして、途中にて之を見受けたり。一、清兵は、常に牙山を本營となし居りたるを以て、稍地理を知るが故、成歡の敗卒等も、多くは同地に逃げ行きしが、繼で日本兵に追撃せられしを以て、皆狼狽して洪州、新昌、温陽等に逃散したり。其中温陽地方の散卒は、漸次公州に集り來りしも、其他の兵は如何にせしかを聞かざりき。

一、清兵の數は、最初三千餘にして、之に江自康の率ゐし新來の二千を合すれば五千餘人あり尤も實際戦闘に従ひたるものは、二千餘名なりしと云へり。

一、清將の話す所にては、日本兵は非常に多數にて、凡一萬以上來撃せりと云へり。

一、清兵は、公州近傍の民家に入り、非常に掠奪亂暴を働きたり。之が爲め怨聲甚だし、今回

忠清道は、朝鮮・支那・日本三國の兵の通過せし所なるが、就中日本兵の通過せし所は、苦情最も少し。以て其規律の嚴なるを知れり。

一、清兵が公州より、清州地方に逃走するや、予は曰く、予は迎接官なり、今公等に附隨して内地を旅行するは、本我政府が予を派遣せし主意に非らずと、之を辭したり。故に該兵に従ひし朝鮮官人なし。唯朝鮮人の支那語通辯二人ありしも、或は一日位にして途中より逃げ去りしならん。

一、清兵死傷の數は詳かならず、彼等の言ふ所にては、雙方共多分の死傷ありたりと云ふのみなりし。

成歡、牙山の役に全勝を占めたる我が軍は、七月三十一日を以て凱旋して、兵を平澤に引上げ、八月四日の夜を以て果川に着す。五日午前三時果川を發し、銅雀津より漢江を渡りしに、歡迎する者頗る多く、東岸の砂場に小屋を設け、凱旋軍をして、酒餅麥湯等を飲食せしめたり。朝鮮新政府は、南大門に綠門を設け、日本國旗と朝鮮國旗とを交叉し、又萬里倉の南田圃の間にも、高サ四丈の綠門を新設し、門總て松を以て成る。前面には、凱旋門と記し、後面には歡迎門と記されたり。前面には、又日本國旗と朝鮮國旗とを交叉し、左は日章旗、右は歡迎凱旋と記せし大旗を揚

我軍京城に凱旋す

げ、門内の兩側には、諸種の旗幟を並立す。旗影朝風に翻り、曉霧を破りて紅暎之れに映す。其壯快言ふべからず。先づ京城及び、萬里倉に留守たりし我が兵士は、門内の兩側に並列し、門外の右側には、樂隊控え、幾もなくして、朝鮮國大君主の勅使李允用、軍國機務所會議總代鄭敬源は、豹皮を敷きたる釣臺に乗りて来る。又我大島公使・村木少佐・渡邊少佐・杉村書記官・内田領事日置・松井の兩書記官等亦至る。歡迎するもの、本邦人亦甚だ多し。午前六時に至り銅鑼太鼓を交へたる異様の聲遙かに聞ゆ。聲漸く近づくに及んで、青黄白色の旗其頭を顯し來り、門前の小流に至り左折して河岸に留る。異様の音響は清兵の遺棄せる樂器を、韓人の奏せしものなり、其他大小の旗合せて廿四旒、皆是れ清兵の遺棄せしものに係る。殊に大將「葉」「聶」の旗各二旒は、最も人の眼を注げり。其他「魏」「馮」「胡」「徐」「蘇」「高」「林」「鐘」等の文字を白く赤地に染め出せるものあり。又長槍二十四本あり、總て朝鮮人をして高く擧げしむ。擧ぐる者皆得意の色あり。續て清砲八門及び其附屬品を牛に載せて來る。以上の收獲品には、悉く小なる白旗を附け、成歎役清兵遺棄品、成歎役清兵大敗之證等の文字を大書せり。之に續て我が勇武なる歩兵は先づ顯れ來り、川に至り、左折して整列す。次に騎兵砲兵等亦至り、全く整列したるは全八時頃なりき。既にして又大島旅團長及び、各將校は血痕斑々たる軍服にて、馬上勇ましく凱旋門に近き、一齊に

馬を下るや、韓廷の勅使先づ進みて丁重に王命を旅團長に傳へ、其戰功を贊す。次に大島公使、内田領事等順次出で、其凱旋を祝し終るや、樂隊勇ましく君が代を吹奏し、大島公使は 天皇陛下萬歳を唱ふ。忠勇なる我が軍人一齊之に和す。次に大島公使、又朝鮮國大君主殿下萬歳を唱ふ。衆皆之に和し、次に王使李允用は、日本語にて日本軍隊萬歳を唱へ、衆亦之に和す、其聲山を動かし、水に響く、此に式全く終り、凱旋門を過ぎ、又萬里倉の本營に向ふ。聯隊旗は稍小なれども古色を帯び、竿頭の紋章は光華燦然天日と相映じ、歡迎する者皆肅然として敬禮を表せり。最後に旅團長の過ぐるや、歡迎者は皆帽を脱し、手を掲げ、萬歳を連呼して之を送るもの良久し。かくて、我が將校以下兵士の勇武と勞苦とを想ひ、覺ゆる暗涙を催す者も亦尠からず。而して我軍隊の本營に着せしは、全十時に近き程なりき。此夜大島公使は、之に屠牛樽酒を贈りて其軍勞を犒へり。

六日我大島公使發起して凱旋の陸軍將校を招き、大宴を倭城に開く。日將に西山に春かんとする時、大島旅團長及び、諸將校陸續參會し、又我公使館領事館員より、居留民中の有力者及び、各新聞社特派員等に至るまで、皆之に列席せり。會場の入口には緑門を設け、額を掲げ、題して歡迎門と云ふ。又日韓兩國の旗を交叉し、四方には成歎役にて分捕したる清旗二十餘旒を樹つ。

倭城の大
祝宴

さて樂隊の囀院たる吹奏起るや、朝鮮國攝政大院君の孫李鎔俊及び、朝鮮の顯官十數名も招きに應じて來る。吹奏三番各自立食の机に向ひ、快飲又快食す。或は肉を攫して敵を屠りし狀を説く者あり、或は箸を揮て軍刀に擬する者あり、一態一話總て勇壯の狀ならざるはなく、偶々戰場に臨まざる兵士は、不平の色、面に顯れ、之を羨むもの、如し。須臾にして、樂隊は君が代を吹奏す。忠愛なる臣民、皆帽を脱して敬聽す、樂終るや、又 天皇陛下萬歳を唱へたり。時に大鳥公使は肅然として場の中央に立ち、聲を勵まして曰く、去る廿五日の海戦と云ひ、次て廿九日の陸戦と云ひ、其勝利共に全く我れに歸せり。是れ今夕此會ある所以にして、古今無比の吉日なり、夫れ我邦古來外國と交戦して、最も奇捷と稱せらるるものは、蓋し北條時宗が蒙古の拾萬兵を殲したる右に出づるものなかるべし、然るに今回の陸海戦は、之に比して毫も慙色なかるべしと述べ終るや、各將校又萬歳を唱ふ。大島少將又起て、公使の稱言を謝して曰く、今回陸戦の功は、全く我 至尊の威靈に藉ると。公使の萬歳を唱ふると前の如し。新聞記者今西某は、新聞記者及び我邦人の總代として、我軍隊の功を賞讃し、更に進んで鴨綠江を渡り、清境を壓し、我武を世界に發揮するも方さに此時に在りと述べ。竹内兵站監又公使並に旅團長の許可を得て、陸海の功を賞し、且つ曰く、我軍の南進するや、兵站部の困難實に名狀すべからず、然るに幸に朝鮮政府

の好意に依り、其將校及び捕盜廳官吏を派出し、我部下に屬せしめたるより、是に利便を得、果川に於て牛六十頭、駄馬四十頭を徵發するを得たり。又た昨日の如きも以上の方法に依り、北方五十里の地に向け發足せしめたり。聊か始末を述べて、祝詞に代ふと。次で新納海軍少佐起て曰く、今夕我海軍將校にして、之が末班を汚す者は獨り新納一人のみ、亦以て多幸と謂ふべし。旅團長閣下、嘗て予に言ふ、曰く、鬼上官の功は吾得て跋及ぶべからずと。而して閣下今此大功を奏す、鬼上官豈に敢て言ふに足らんや、然るに廿五日の我海戦の如きは、聊か敵艦を破れりと云ふに過ぎず、固より以て多とするに足らざるなり。冀くは、他日敵の鎮遠、定遠と會戦し、之を沈没して後、陸軍諸君の高評を仰がんと、且謙し、且頌して乃ち坐に復す。是より又金嘉鎮起て我軍隊の勳功を贊す、國分某之が通辨たり。最後に李鎔俊我勞を謝して曰く、日韓は兄弟の國たり、清國の我に無禮なるを憤り、日本軍隊我に代て之を懲されしは、我國の深く謝する所なりと、之が通辨たりし者は、曾て業を我慶應義塾に受け、今は軍國機務所會議の書記たる金仁植なり。是より主客相交り、文武相混じて、互に胸襟を披き、快談時を移す、深更に及びて、一同和氣讖々の中に退散せり。其快實に想ふべきなり。

是れより先き、我邦人は日に足を跛て西望し、韓山の風雲を察し、報を待つ實に一日千秋の思あり

捷報内地に達す

り。既にして陸海戦の捷報至るや、上下并舞殆んど狂するが如し。而して海戦の報は七月廿七日の夜に至り、成歎の報は八月二日、三日又牙山の報に接す。捷報の遅々たりしは、當時電報の不通に由れり。中に就き八月七日を以て或方に達したる陸戦の通報は、簡短にして、しかもよく其要領を盡せるものなれば、記して以て参考に供す。

- (一) 旅團は二十九日零時、左翼隊先づ露營地を發し、素沙場より左に迂回し、敵の側背に向ふ。
- (二) 右翼隊は午前二時頃、素沙場を發し、敵を牽掣するの目的を以て前進するや、三時零五分安城渡の西方、大約七百米突の村落に於て、劇甚なる射撃を受けたり、依て該隊の大部分は、敵の左翼に向て突撃し、四時十分に至り、遂に之を撃退したり。
- (三) 同隊は五時三十分、右の村落を發し、成歎驛西北方高地に向ひ進撃し、漸く進んで、成歎驛と齊頭の高さに達したる時、敵は其守地を捨て、八時頃遂に牙山方向に向ひ潰走したり。敵は其幕營を捨て、潰走したるものにして、砲四門、小銃若干、彈藥多數、天幕九十餘、其他の雜品は、死傷者と共に我手に委したり。
- (四) 左翼隊は午前五時二十分、成歎驛の東北方高地に達し砲列を布き、發射を始む、殆んど同時に歩兵も前進放火を開始す。

- (五) 敵は其陣地の中央後にある獨立山に、堅固なる防禦工事を施し、死力を盡して固守したるも、午前七時二十分、左翼隊總攻撃に移りたる後、七時三十分に至り、遂に我有に歸したり。
- (六) 同時即ち午前七時三十分に至り、敵の成歎驛の陣地は、全く我有となる。敵は西方の高地に向て潰散せり。

敵は其五個所の幕營と共に、數多の旗、陣營具、武器、彈藥を捨て、走れり。

- (七) 旅團は直ちに進撃に移り、右翼隊は午後四時牙山に達し、夥多の軍需品を押收したり。左翼隊は午後四時零分、金城洞の東方に達し露營し、翌三十日早朝牙山に達す。

- (八) 昨日我旅團に對抗せる敵の兵力は、七營にして營台の者五、(即ち武毅軍)山海關仁字軍二なり。

- (九) 敵の死傷は、之を詳にせずと雖も、推算に依れば、五百名を下らざるべし、我兵も亦不幸にして、約七十名の死傷を生じたり。

- (十) 敵は、新昌縣を捨て、洪州方向に潰走したり。

- (十一) 戦後に於ける旅團の士氣最も善良なり。

七月三十日午后牙山露營地に於て認む

又同月三十日、西山少佐は、宮中なる大本營に拜趨し、御前に於て成歡の地勢、我軍の進路を始め、清兵砲壘及び、其配置等一々圖を以て説明しつゝ、聞え上げたり。就中我軍が破竹の勢を以て、成歡より直ちに牙山本營に向ひ、之を陥れたる現況を具申するに當り、我 大元帥陛下には、御感特に斜ならざりしと承りぬ。かくて皇后宮には、右の戦狀を油畫に寫さしめて、朝暮に之を御覽ありしと側に承る。

茲に日清の實戦は着々歩武を進めつゝありしは、前々既に記する所の如くなりしにも拘らず、當時未だ清國に對して宣戰の詔敕下らざりしが、かくては最早已むべからねば、愈々八月二日を以て御發布せらる。今謹んで之を左に奉寫す。

詔 敕

天祐を保全し萬世一系の皇祚を踐める大日本國皇帝は忠實勇武なる汝有衆に示す

朕茲に清國に對して戰を宣す朕か百僚有司は宜く朕か意を體し陸上に海面に清國に對して交戰の事に從ひ以て國家の目的を達するに努力す

へし苟も國際法に戻らざる限り各々權能に應じて一切の手段を盡すに於て必ず遺漏なからむことを期せよ

惟ふに朕か即位以來茲に廿有餘年文明の化を平和の治に求め事を外國に構ふるの極て不可なるを信し有司をして常に友邦の誼を篤くするに努力せしめ幸ひに列國の交際は年を追ふて親密を加ふ何を料らむ清國の朝鮮事件に於ける我に對して着々隣交に戻り信義を失するの舉に出てむとは

朝鮮は帝國か其の始に啓誘して列國の伍伴に就かしめたる獨立の一國たり而して清國は毎に自ら朝鮮を以て屬邦と稱し陰に陽に其内政に干渉し其の内亂あるに於て口を屬邦の拯難に藉き兵を朝鮮に出したり朕は明治十五年の條約に依り兵を出して變に備へしめ更に朝鮮をして禍亂を永遠に免れ治安を將來に保たしめ以て東洋全局の平和を維持せんと欲し先づ清國に告ぐるに協同事に從はむことを以てしたるに清國は

翻て種々の辭柄を設け之を拒みたり帝國は是に於て朝鮮に勸むるに其
 稅政を釐革し、内は治安の基を堅くし外は獨立國の權義を全くせむこ
 とを以てしたるに朝鮮は既に之を肯諾したるも清國は終始陰に居て百
 方其目的を妨碍し剩へ辭を左右に托し時機を緩にし以て其の水陸の兵
 備を整へ一旦成るを告ぐるや直し其の力を以て其の欲望を達せむとし
 更に大兵を韓土に派し我艦を韓海に要撃し殆ど亡狀を極めたり則ち清
 國の計圖たる明に朝鮮國治安の責をして歸する所あらさらしめ帝國か
 率先して之を諸獨立國の列に伍せしめたる朝鮮の地位は之を表示する
 の條約と共に之を蒙晦に付し以て帝國の權利利益を損傷し以て東洋の
 平和をして永く擔保なからしむるに存するや疑ふへからず、孰々其の
 爲す所に就て深く其の謀計の存する所を揣るに實に始めより平和を犧
 牲として其の非望を遂げむとするものと謂はざるへからず事既に茲に
 至る朕平和と相終始して以て帝國の光榮を中外に宣揚するに專なりと

雖も亦公に戰を宣せざるを得ざるなり汝有衆の忠實勇武に依頼し速に
 平和を永遠に克復し以て帝國の光榮を全くせむことを期す

御名 御璽

明治二十七年八月一日

内閣總理大臣	伯爵	伊藤博文
遞信大臣	伯爵	黒田清隆
海軍大臣	伯爵	西郷從道
内務大臣	伯爵	井上馨
陸軍大臣	伯爵	大山巖
農商務大臣	子爵	榎本武揚
外務大臣		陸奥宗光
大藏大臣		渡邊國武
文部大臣		井上毅
司法大臣		芳川顯正

我邦開闢以來、茲に二千五百五十四年、其間外戦の事史上に於て之を見ざるに非らずと雖も、正式なる宣戦の詔勅を下し給へるは、即ち現代を以て嚆矢とし、且つ我國を宇内列國の際に列ねしより、外國に向て宣戦を發布せられしは、又實に今日を以て始めとなす。而して其詔勅や甚た尊嚴にして意味深長なれども、一たび之を拜讀すれば、自ら我神州の正氣、文辭の中に磅礪として天地に瀾論するを覺ゆ、尙仔細に之を玩索すれば、又自ら我宇内に對する責任の極めて重大に、我將來に向て期望する所、實に永遠なるを覺ゆ、之を彼の清國の口實とするものに視れば、其規模の大小識量の深淺固より同日の談にあらざる、宣戦我出師の名正しく、義明かに、向ふ所敵なきや、所謂仁者に敵なしといふものなり。

かくて宣戦の詔勅は既に下れり。國民の元氣益膨脹し來り、奉公の念益熾なり、されば恤兵の美舉も、尙且我民忠愛の至情を盡すに足らず、此際飽くまで聖旨を貫徹し、斷然彼の暴清を挫屈して、復起つ能はざらしめんには、先づ我軍資を豊かにして、之れが十分の計畫を立てざるべからずと、是に於てか、軍資公債の議朝野に起れり。而して其募集の時機に就ては、世に遲速の兩説ありて、其甲説を執る者主張すらく、今にして軍資公債を募るときは内帑の空匱を外人に開示するが如き嫌あり、而して敵國は愈々曠日彌久の策を執り、内は彼れ愈々戦備を整理し、外は益

軍事費

々我をして無事に苦しましむるに至らん。況して我邦既に特別會計に屬する資金を轉用するの便あるのみならず、短期借入の法あれば、敢て急募の策を執るは、決して策の得たる者には非らざるなり、故に行々戦を戦め事定るの日を待て、徐々に之を整理し、息を省き利を加ふるの優れるに如かず、若夫れ之を遲緩なりとし、急に應ずる能はずとせば、必ず近く帝國議會の開設を見る可き今日なれば、之を期として輿論に問ふも可なり、何ぞ之を今日の勿々に付せんやと。之に反對する乙説の論旨は、抑も公債募集なるものは、主として時機に投ずるを最要となす、而して之れが時機を下すべき標準は、又主として人心の販賣と、財政の必要とに由て判す、請ふ看よ、今軍資献納と、恤兵贈品との陸續日に多きは、是れ我國民の誠忠を表示して猶餘りあるものなり、而して財政の急を告ぐるや、彼等進んで既に公債募集に應せんとする勢あるに非らずや。是時に當りて、一舉之を募らんか、四方忽ち響應して必要の額は日暮にして之を充すべし、要旨にして既に之を得んか、其他の事措て暫らく之を問はざるにありと。斯くの如く甲乙一非一是の間に、早くも其條例は八月十六日を以て發布せられたり。超えて十八日、大藏大臣は重なる銀行員を同省に招き、諭示して曰く、

軍事公債

今般日清開戦の事たる、我が帝國は實に萬止むを得ざるに出づ、彼我正邪曲直の在る所は、宣

戦の詔敕炳焉たること日月の如し、今又茲に喋々するを待たずと雖も、其結果の如何は、將來我邦の東洋に於る地位に關し、外交上貿易上に及ぼす所の利害、實に最大至重なるもの有て存するは、決して疑ふ可らず。

今や我國民一般の慷慨心は、日に其高度を加へ、献金恤兵、其他各般の義舉四方に起り、一國人心の結合一致敵愾の氣藪然として勃興せること、今日の如くなるは、開關以來殆んど未曾有の情況ありと言ふも不可あかるべし、此時に當り、軍事公債募集の舉あり、其必要にして止むべからざるは前陳の如しと雖も、本大臣が敢て高利を以て應募者を促すことなく、平常の利率と、賣價とを以て一時に巨額の國債を募集するの決心をなしたるは、全く忠君愛國の心に富む所の國民の至誠に信依し、且今強て高利低價の公債を發行することあらば、或は痛く株式、其他の市場を擾亂することあらんとの慮ある微意に外ならず。

本大臣は、忠勇義膽に富める我國民の必ずや、既起して募集に應じ、日ならずして應募額の、大に其總額に超過するに至らしむるを以て、其本意とせらるゝを信じて疑はずと雖も、今や宇内列國の眼光は、皆一齊に我帝國に向て注射せらる、此時に當ては一舉一動の微と雖も、大に注意せざるべからず。況んや戰時國債應募多寡の如きは、國民愛國心の厚薄を測定するの標準

軍事公債
募集の結果

なるに於てをや。各銀行は、其取引ある資産家、財産家とも謀り、共同一致大好結果を奏し、今や日清戦争の將に關ならんとするに際し、全局の勝算を一着機先に占領せられんことを望む。

是に於て、我中央銀行たる日本銀行の川田總裁を始め、都鄙の銀行家、及び有志者に至るまで、非常の熱心を以て、續々之に應じたり。其申込の結果に依れば、大藏大臣の豫想に違はず、甚だ好景氣にして、金七千六百九拾四萬九千圓の應募額に達せり。

軍事公債の結果善良なりしは、既に右の如し。而して又別に我政府が軍用金に於ける成算風に定れるものありて、轉々我國民の恃んで以て、愈々意を強うせしむるに充分なるものありき。是は即ち八月十三日の勅令第四百十三號、朝鮮事件に關する經費支辨の爲め、政府は特別會計に屬する資金を繰替使用し借入金となし、及び公債を募集するを得、(參照帝國憲法第七十條公共の安全を保持する爲め、緊急の需要ある場合に於て、内外の情形に因り、政府は帝國議會を召集すると能はざるときは、勅令により財政上必要の處分をなすことを得。前項の場合に於ては、次の會期に於て帝國議會に提出し、其承諾を求ることを要す)此勅令に依るときは、第一特別會計に屬する資金を流用し得る事。第二借入金をなし得る事。第三公債を募集し得る事。此三項に係る

緊急令なるが、當時特別會計に屬する資金は、凡そ八九千萬圓の間において、其内紙幣消却基金の如きは、先づ一時の流用に供せらるべく、其他の項目中に於ても、流用し得らるゝものあり、又之に剩餘金を合すれば、彼れ是れ五千萬圓は軍費として支出することを得べし。若し更に借入金となさんには、當時日本銀行に於て臨時五分税付きの兌換券を發行せば、此際現在保證準備發行高八千五百萬圓を盡して、更に參四千萬圓を増發するも、決して兌換制を壞亂するの患なしと保證したり。之に加ふるに、公債の結果も以上の如くなりしかば、目下通計五千萬圓の軍用金を調達するも、別に國民に對して重税を課するに至らずして、急に應ずることを得べしと、大藏大臣は斷言したり。況んや此他にも尙献金あり、又政費を節減すべきの餘裕あるに於てをや。

國民の敵

是時に當て國資の用途は既に確立し、之に加ふるに國民敵の氣、又既に充實し、而して其熱中の極、發して志願兵となり、合して義勇團となれり。されば、其影響として、日本刀の價俄に騰貴し、平日壹圓に價するもの、今や參圓となり、五金の品倍して十金乃至、十五金を出すも、尙其不足を告るに至れり。記憶せよ、此倍數なるものは、即ち忠愛なる我國民が、報國心の熱度を示せる明證とも云ふべきものなるを。敵愾の氣斯の如き勢に至りければ、其筋に於ても、今や之を等閑に附し去るを得ず、遂に畏くも天聽に達せしか、是より先き、八月七日を以て、之に對する優渥

なる勅語を下されたり。

詔 敕

義勇兵に
對する詔
敕

朕は祖宗の威靈と臣民の協同とに倚り我忠武なる陸海軍の力を用る國の稜威と光榮とを全くせむことを期す
各地の臣民義勇兵を團結するの舉あるは其忠良愛國の至情に出つることを知る惟ふに國に常制あり民に常業あり非常徵發の場合を除くの外臣民各々其の常業を勤むることを怠らす内には益々生殖を進め以て富強の源を培ふは朕の望む所なり義勇兵の如きは現今其必要なきを認む各地方官朕か旨を體し示諭する所あるへし

御名 御璽

明治廿七年八月七日

各大臣 副署

古人曰く、天の利は地の利に如かず、地の利は人の和に如かずと。我邦士氣の振ふや、既に斯の

内外の防備

如し。此臣民を率ゐて敵に臨む、何の敵か破れざらん。何の戦か勝たざるを患へんや。況んや腐腸無勇の清兵を敵とするに於てをや。

此前後に當り我國の内部の防備一層の嚴を加へ、急に各地要所の取締を密にし、又樞要の灣港には水雷を布設したり。即ち先づ七月廿五六日の交に於ては、第一師團管内の要塞砲兵の召集を見る。其令に曰く、召集に應ずべきものは、廿四時間内に其町村役場に出頭し、旅費受取りの手續をなし、直ちに指定の地に參集すべしと。總て軍兵召集に對する令達は、此の如し。元來兵隊と云ひ、兵團と云ふは、戦時の兵數と、平時の兵數と同じからず。即ち平時に在りては、其中の幾分をば散じて歸休せしめあることなれば一朝事あるに際しては、此の如き急遽の充員令下るものなり。而して此令たる。先づ師團指令官より、其向々に達すると同時に、府縣知事・警視總監・其他に通牒して、府縣駐在官より那區駐在官に達し、那區駐在官は、更に之を各郡區長に向て飛信、若くは豫定の脚夫を以て、其管内の歸休兵、若くは豫備役職員の召集を促すこと前の如し。かくて憲兵及び警察官は、各應募者の家に就き、遲滞なく其召集に應せしや否やを査覈し、若し之に後る、者あれば、之を促して赴任せしむ。其手續の密なる此の如し。今回第一師團の促したる要塞砲兵は、我首都たる東京近傍を固むる者なり、而して之と前後して、各師團各鎮守府共、

往々豫備、若くは後備の兵士及び、軍屬を召集したり。右等必要の結果として現はれたるは、第廿三號の勅令にして、七月十九日に公布せられたり。曰く、「戦時、又は事變に際し、軍事上の必要に因り、臨時に現役、若くは豫備、後備の海軍、軍人並に、軍屬をして、鎮守府及艦隊部の職務に服せしむるときは、各既定の定員に依らざることを得、」と。又同月廿八日には、陸軍省第十七號達を以て、現役服務の繼續を命ぜらる。曰く、「陸軍准士官以上にして、定限年齢に達する者は、當分現役を繼續せしむ。陸軍豫備、後備准士官以上及、現役豫備、後備下士兵卒、雜卒、職工にして、服務滿限に至る者は、當分該服役を延期す、」と。其他樞要の軍港、若くは海灣に向て警戒を加へ、出入の船舶心得を達せられしは、東京灣(八月九日)、佐世保軍港(八月七日)、對州竹敷港及、仁位口(八月廿七日)、横須賀軍港(八月十五日)、吳軍港・早瀬水道・隱戸瀬戸・廣島灣・那沙美海峽(八月十六日)、長崎港(八月十八日)等にして、又肥前國大立島及・白瀬には新に燈臺を建設し、八月廿七日より點火せり。而して其水雷を布設せられしは、東京海灣(八月八日)、横須賀軍港(八月廿一日)等なり。斯の如く種々に警戒を加へて、萬一敵の襲來に備へ、内外攻守の準備頗る完全に至れり。

されば日清の平和は、茲に全く斷絶して、宣戰の布告と同時に、雙方敵國の地位に立ち、従前兩國間に締結せられある國際條約なるものは、是に至て始めて其効を失ひたり。是より先き、我政府

大越上海
總領事の
告別

は、在北京なる清國臨時代理公使小村壽太郎に訓令して、歸國せしむ。依て同公使は上海在勤總領事大越成徳、天津在勤一等領事荒川巳次、芝罘在勤二等領事伊集院彦吉等と共に、各館員及び、家族等を纏め、佛船「ヤーラ」號に搭じ、八月十七日を以て横濱に着せり。北京・天津・芝罘居留民四十餘名も、亦之と同船せり。是より先き、清の我邦人に敵意を夾むや、我居留民の、故なくして虐待せらるゝを以て、往々既に歸朝せしものありしが、尙同地に留る者も、同公使領事等の歸朝を聞き、痛く其別を惜む。是に於て大越領事は、八月十一日該民に向て、告別の辭を述べ、且之を米國總領事に托して、其保護を仰がしむ。其告別の辭に曰く、余は當地着任以來、日清貿易の研究に心を委ね、進んで諸君の贊助に依り、我商權を擴張し、我利益を増進せしめんと企圖したりき。然るに、私の業未だ緒に就くに暇あらず、匆々諸君と相別るゝの已むを得ざるに至りたるは、余の大に遺憾とする所なり。聞く所に依れば、居留諸君中、或は余の當地を去るを不可なりとし、又領事館の引揚ぐるを心細く思はるゝ向もありとか。余等に於ても、固より飽くまで此地に留りたき精神なるも、如何せん、兩國戦争となれば、互に敵國に在る官吏は、其職務を執行するの資格を失ふのみならず、敵國政府の許諾なければ、其儘滞留することも出来ざる譯なり。當上海は我政府に於て、戰鬪線外に置くことを約言したるも、純然たる局外中立地にあらず、殊に去

上海駐在
米國總領
事の告別

る二月當港道臺より、其筋の訓令を奉じ、余の立除を請求し來りたるを以て、余に於ては固より之を拒む能はず。故に余の當地を去るは危険を増したる等の譯にあらず。唯國際上、當然の結果たるに外ならざるを以て、諸君に於ても、此意を領し、惑ひを生ぜざる様希望に堪へず。將又余が當地を去るも、居留諸君等は、皆米國總領事館に於て、充分保護を盡さるべきに付、諸君は其保護の下に安んじて業を執るべきなり。又此際同國總領事よりも達せられたる如く、一層其言動を慎しみ敢て事端を惹起す等の事無之様、各自充分の注意をらんこと、余の切望する所なり。尙又終に余は日清の關係舊に復し、再び諸君と共に健康を祝し、且協力以て我商權而利の發達を圖るを得るの日遠きにあらざるべきを期す。當地出發の際に臨み、諸君平生の厚誼を謝し、併せて一言以て諸君に告ぐと。而して米國の公使領事等は、我公使及び領事の引揚ぐるや、何れも懇切に其職を盡し、殊に上海在勤の同國總領事は、最も能く我民を保護し、特に左の告諭を發して、注意を與へたりと云ふ。

- 一 我政府は、當港に於ける諸士を保護すべしことを余に達示せり。
- 一 右は諸士が、平穩に事に従ふ限り、保護を與ふるものにして、諸士にして平穩を破るの所爲あるときは、保護するの限にあらず。

一 諸士は、我政府に於ける、此交誼の所爲を諒察し、我政府に煩勞を及すべき、總ての所爲を避け、我政府をして、諸士の保護を引受くる爲め遺憾なからしめんことを希望し、且つ信する所なり。

其後我居留民の保護を移して、遂に直ちに清國の法律に従ふこと、なれり。初め我公使等の一行の、將に彼の地を辭せんとするや、在天津の我荒川領事の婦人等は、太沽に於て清兵の暴行に遇ひ、非常の無禮を加へられ、剩へ多數の金銀物品を掠奪せられたり。今其始末を聞くに、荒川領事は、其筋より引揚げの訓令に接して、直ちに夫々の準備を整へ、八月二日北京より引揚げ來る小村公使の一行を此地に迎へ、共に飯朝せんと決したれども、婦人等を共に留むるは甚だ危険を増すことなり、しかず、家族及び居留民中の婦女子等は、一時も早く安全の地に引揚げしめ、他の飯朝者も船室滿員等の爲め、取残すが如き事なき様にせんものと、即ち妻子三人に従僕を差添へ、數多の荷物と共に白河便の汽船重慶號に乗組せたるは、八月一日午后の事なりき。此重慶號といふは、英國人の組織に係る太沽洋行の所有にして、常に上海より芝罘を経て天津まで航海をなすものなりしが、今回も亦同夜天津を發し、此を距る十三哩なる太沽より芝罘を経て、上海に回航するものなり。領事館附屬員、其他居留民の家族等も、概ね本船に搭じ、當日の乗客は總て

荒川天津領事の婦人一行の遭難

四十五人の多き上れり。やがて一同乗了れるは、同夜の九時頃にして、例に依り船を岸側なる棧橋に寄せ着け、出帆時刻を待つに、午後十二時過ぎ、即ち二日午前零時半にもならんと覺しき頃、突然三十名内外の、制服着けたる清兵同船に闖入し、手々に小銃、刀劍、棍棒等を携へ、一名の士官體の者之が指揮する儘に、甲板上を馳せ回り、何がな求むる者の如くなりしかば、此際、船員も目を覺し、頻りに制止せんとしたれども、衆寡敵せず。殊には彼等暴民も、他の外國人に對しては、暴行せざる模様なりしより、船長「ヒュース」以下、強て之を制せんともせず、只傍觀するのみなれば、彼等は直ちに客室に突入したり。此時かの荒川氏の從僕某は、甲板上の物音と諸所に起る婦女子等の叫聲を聞付け、何事やらんと室外に出で、伺ひし折節、忽ち十數名の清兵群り來りて之を圍む。某の彼等が無法を誦らんとするや、物をも云はせず矢庭に頭部を毆つあり、背部を打つあり、遂に之を引倒して甲板上を曳き回はせし上、其手足を括り舷より低きこと六七尺許なる波止場に投げ付け、れば、某は其儘氣絶せしが、稍在りて漸く蘇れり。然るに暴徒等は之を手始めとして、己れに抵抗すると否とを問はず、況して男女の差別なく、各室に暴ばれ込み、苟も本邦人どさへ見れば、あらん限の暴行をなし、且つ後ればせに來れる同類三四十名にも、手傳はせ、望むがまゝに財貨を渡さる者及び、同行を拒まんとする者は、皆之を緊縛して船より投

げ落し、又は手取足取りして波止場に引出し、其他の一隊は、各々手分けして各室を搜索して靴を開き荷物を解き、通貨は勿論物品にまれ、衣服にまれ、當るにまかせて之を奪ひ、甚きは婦人の髪飾り品に至るまで、悉く之を掠め去り、其上特に通貨の如きは、船長及び被害者の眼前にて一人の士官が之を分配したり。かくて彼等が暴行を終り去りしは、恰も午前二時なりしが、彼等は、名こそ兵士なれ、其實強盗同様の事とて、其掠奪の細かさ個所にまで至りしは、只喫驚の外なし。或婦人は湯巻を取れて、彼等は之を風呂敷に代用し、其掠奪品を包むに至れり。さて又彼等が重慶號を去に臨み捕へられたる我男女及び、波止場に投げ付られたる者をも併せて緊縛したる竹縄の儘小銃を通し、其兩端を二人にて擔ぎ、或は泥土の上を引ずりながら、一發の空砲を放ちて何事か合圖をなし、凱歌を奏しつゝ、男子と女子とを分ち、男子は兵營に拘禁し、女子は砲臺用の石炭倉に連れ込みたり。而して男女共に拘禁後も、亦緊縛の儘なりしと云ふ。此際彼等は公言す、わく、我同類一千餘名を豊島近海に打ち沈めたる復讐は此の如しと。或は是皆李中堂の指揮を奉ずるものなりとも云へり。

以上の顛末は、程なく同船長、其他より在天津の荒川氏及び、其他の領事館に急報しければ、荒川氏の直ちに本邦人の保護の任を受けたる米國領事を以て、其の不法を李鴻章に詰責し、英國領事

も亦以て言とせしに、李鴻章は何事か訓令したるに彼の暴徒等ハ早速拘禁者の縛を解き、其儘船に放ち歸せり。時に同二日午前五時半、即ち最初暴動より殆ど五時間。而して拘禁の時間は少くも三時間を經たり。かく拘禁者は放還せしと雖も、掠奪品は一切返還する事なかりき。茲に前ハ暴行を指揮せし士官の者、突然來りて、再び暴徒の患も測られざれば、急に出帆せよと命じて去りしかば、同午前七時抜錨七日上海に着し、我一行ハ、皆同地に小村公使を待ち受けて、同十二日佛船「ヤーラ」號にて、十四日午前我長崎着、それより横濱に向ひし事前記の如し。かくて此重慶號事件は、後英國艦隊清國に向ひ、嚴重なる談判に及べり。

* * * * *

清國は、我小村公使發程の當日、即ち我八月一日を以て、宣戰を發布したり。其文左の如し。

七月初一日奉_レ上諭_ニ朝鮮爲_ニ我大清藩屏_ニ二百余年歲修_ニ職貢_ニ爲_ニ中外所_ニ共知_ニ近十數年該國時多_ニ内亂_ニ朝廷字_レ小爲_レ懷憂次派_レ兵前往戡定並派_レ員駐_ニ紮該國都城_ニ隨時保護本年四月間朝鮮又有_ニ土匪變亂_ニ該國王請_レ兵援剿情詞迫切當即諭_ニ令李鴻章發_レ兵赴援甫抵_ニ牙山_ニ匪徒星散乃倭人無_レ故添_レ兵突_ニ入漢城_ニ嗣又增_ニ兵萬餘_ニ迫令_ニ朝鮮更_ニ改國政_ニ種々要挾難_ニ以_レ理諭_ニ我朝撫_ニ綏藩服_ニ其國內政事向_レ令_ニ自理日本與_ニ朝鮮_ニ立_レ約係_レ屬_ニ與國_ニ更無_ニ以_ニ重兵_ニ欺壓強令_レ革

清國の宣戰

政之理各國公論皆以日本師出無名不合情理勸令撤兵和平商辦乃竟悍然不顧迄無成說反更陸續添兵朝鮮百姓中國商民日加驚擾是以添兵前往保護詎行至中途突有倭船多隻乘我不在牙山口外海面開砲轟擊傷運船變詐情形殊非意料所及該國不遵條約不守公法任意騷擾專行詭計疊開自彼公論昭然用特布告天下俾曉然於朝廷辨理此事實已仁至義盡而倭人渝盟肇釁無理已極勢難再予姑容着李鴻章嚴飾派兵出各軍迅速進剿厚集雄師陸續進發以拯韓民於塗炭着沿江沿海各將軍督撫及統兵大臣整飭戎行遇有倭人輪船駛入各口即行迎頭痛擊悉數殲除毋得稍有退縮致干罪戾將此通諭知之欽此

況宣戰當時清國の狀

さて清國宣戰當時の有様は、同日北京を引揚げたる我公使の談話より略了せらる。曰く、北京を發したりしは、陰曆七月一日（我八月一日）即宣戰當日の午後にして、天津に着せしり、我八月三日なり。此道程僅に我三十三里に過ぎざるに、白河の舟運に達するまで、道路困難利へ白河滿漲、舟行急なるも、尙三日間を費せり。四日天津より太沽に出で英國汽船通州號へ上海に着し、佛船「ヤーラ」號にて歸朝したり。余が出發せし際までは、北京は至て靜穩にして、日清開戦に對しても、人心激昂せず、一向敗報を秘して、只其勝報なりといふものだけを傳へ、道路の言に、

清兵登府試驗

日本兵一千名を擊殺したりなどの虚報を噂せしを見るのみ。軍事の、委員組織なる、彼の軍機所の司る所に係り、李鴻章は天津に在りて、専ら防戦に力め居れり。彼れが過日北京に赴きしとの風評は、全く認聞にして、彼れは蓋し天津を動くこと能はざるべし。内廷大臣は、七十歳以上の老人のみは、初め和戦決せずして朝議紛々たりしも、今は開戦に一決し、先づ我に對する準備怠りなし。北京に在る兵士の、凡そ十四五萬以上もあるべけれども、是皆滿州人にして、其西洋式の操練を受けたるは、僅に一萬乃至二萬にはよも過ぎざるべく、其餘悉く火繩銃、弓、劍等を用ふる舊式の兵多し。而して兵士登府試驗にも、亦弓を以て第一の課とす。以上の兵は即ち所謂親軍にして彼の白旗兵といふもの是なり。其朝鮮への派兵は、未だ能く之を審にせざれども、或は滿州より向ひしものならんと思はる。天津は李鴻章が全力を擧げて防禦する所、李鴻章と北京政府との關係は、猶我朝の昔時天朝と將軍家とに於けるもの如し。されば朝鮮出兵を始め、其他重要な事件の命令は、其始め北京政府より傳ふるも、外交と作戦との一面に當る者は、只李鴻章一人のみと。而して又我公使の北京を辭する前日、即ち七月三十一日を以て、清國總理衙門よりは、同公使に宛て貴我兩國は、既に戦端を啓けり。條約上の和親は、既に茲に絶えたり。依て今後は互に往復せずとの公文を送り越し、又之と同時に、別に左の如き公文を各國公

宣戰と同
時に各國
公使に送
りし清書

使に送りて、我邦の舉措を非難せり。即ち

大清欽命總理各國事務王大臣爲照會事前因朝鮮全羅道有亂民滋事該國王備文請援經北洋大臣奏明我朝廷因該國前兩次變亂經中國爲之裁定故特派兵前往不入漢城直赴金城一帶進剿該匪聞風潰散我軍撫卹難民方謀凱撤詎日本亦派兵赴韓託名助剿實則徑入漢城分踞要隘嗣又屢次添兵至萬餘不止竟迫脅朝鮮不認中國藩服開列多款逼令該國王一一遵行查朝鮮爲中國屬邦歷有年所天下皆知該國與各貴國立約時均經聲明有案日本強令不認於中國體制有礙已失向來睦誼至比隣之國勸其整理政務原屬美意但只能好言勸勉豈有以重兵欺壓逼勒強行之理此非但中國不忍坐視即各國政府諒皆不爲是英國政府及俄國政府先後屢飭駐紮該國大臣向其外務勸沮並經英國外務大臣勸其將兵撤出漢城與中國兵分紮兩處和平商辦朝鮮事務此議甚爲公允乃該國悍然不願反添兵朝鮮人民及中國在彼商民日加驚擾中國念各國共敦和好之意斷不肯遽與開衅致生靈塗炭商務有傷後雖添兵前往保護亦距漢城尙遠不至與日本兵相遇啓衅何意該國忽逞陰謀竟於六月廿二日在牙山海面突遣兵輪多隻先行開砲傷我運船並擊沈挂英旗英國高陞輪船一隻此則衅由彼啓公論難容中國雖篤念邦

交一再難曲爲遷就不得另籌決意辦法想各國政府聞此變異之事亦莫不共相駭詫以爲責有專歸矣今特將日本悖理違法首先衅情事始末備文照會貴署大臣轉達貴國政府查照順至照會者

右照會

光緒二十年陸月二十玖日

と記して、日清兩國の和親既に破れし事情を通知せりと云ふ。而して此文も亦前記宣戰の上諭と相伯仲せり。

各國の局
外中立

右の如く日清兩國共に宣戰の公布あるを聞かや、締盟諸外國、即ち英、米、獨、佛、和、魯、其他の國に於ては、次々局外中立國たる旨の通知ありけるが、其英國は八月七日を以て、其旨を發布し、次で同十三日を以て、我國駐在の英國代理公使「バジネット」より、左の諭告を在留民に公示せり。曰く、

英國の嚴
正中立諭
告文

朕今や幸にして各國と平和の順境に立てり。此平和を永遠に保持せんが爲め、朕が極力を擧げて遣す所なしと雖も、支那帝國と、日本帝國との間に於て、不幸交戰の状態を見るに至れり。兩帝國は、共に朕が友邦にして、修交淺からず、朕が臣民は往て居住し、貿易し、家屋財産を所

有して、且種々の權利特典を享受せり。朕切に此平和の幸福を保持せんことを望むが故に、此に前記の兩帝國に、對して嚴正中立を守るに決し、樞密顧問の議を経て、此詔敕を發す。爾親愛なる臣民は、宜しく之に依て中立を嚴守すべし。即ち朕が即位三十三年及び、三十四年に發布したる外國交戰中中立を守るに際し、臣民取締の條規を左に示す。

一 英國臣民たるものは、其國內に在ると否とを問はず、女皇の許可なくして、交戰國の一方の爲めに陸海軍役に加はりし者及び、英國臣民たると否とを問はず、英國内に在る者にして以上の行爲を誘導したるもの。

二 英國臣民たるもの、交戰國の一方の海陸軍役に加はるの目的を以て、女皇の許可なくして英國を立去るもの及び、英國臣民たると否とを問はず、英國内に在る者にして、以上の行爲を誘導したるもの。

三 虚妄、又は詐偽を以て人を誘導し、交戰國の海陸軍役に加はらしむる目的を以て、英國を立去らしめんとするもの。

四 船舶の所有者、若しくは管理者にして、女皇の許可なくして情を知りて、次に示す所の人を載せ、又は載するを約したる者。

第一 英國臣民たるもの、英國内に在ると否とを問はず、女皇の許可なくして交戰國の海陸軍役に加はりしもの。

第二 英國臣民たるもの、女皇の許可なくして交戰國の海陸軍役に加はるの目的を以て、英國を立去るもの。

第三 虚妄、又は詐欺を以て誘導せられ、交戰國の陸海軍事に加はるが爲めに乗船する者。

五 英國内に在る者にして、女皇の許可なくして、次の行爲をなしたる者。

第一 軍事に使用することを知り、又た知らざるべからざる地位にあるものにして、交戰國の爲めに船舶を構造し、及び構造するを約したるもの。

第二 戰事に使用することを知り、又は知らざるべからざる地位にあるものにして、交戰國の船舶の爲めに、或行爲をなしたる者。

第三 前項の船舶の爲めに軍需を與へたるもの、及び出發せしめたるもの。

六 開戰以前に於て、船舶の構造又は軍需の契約をなしたるもの、次の要件に従ふときは、刑罰を免かるべし。

第一 契約をなせし事を、國務大臣に具申し、其命する所に従て履行すべし。

第二 保證を提供して履行し、若し國務大臣の命令あるときは、交戦の終るまで、女皇の許可なき内は履行をなさざる事。

七 英國内に在る者にして女皇の許可なくして、交戦國の船舶の砲数を増加し、其他戰鬪用の爲めに加工したるもの。

以上の數項に掲ぐる所の犯者を禁錮に處し、情に依りては苦役に服せしむることあるべし。而して犯罪の具なる船舶は政府之を差押へ、及び沒收する事あるべし。

其他各國に於ても、同様萬國公法の旨趣に依準して、何れも局外中立の則を守り、各其國民に對して之を警戒する所ありき。

以上は成歎牙山の陸戦及び、豐島の海戦并に、日清兩國の宣戰と、此宣戰の公布よりして、自然に伴生すべき、彼我の準備、或は其情況とに就きて、之が概要を載せたり。而して此戦後、暫時兩軍の動靜寂として聞く所なく、特に清國艦隊の如き、豐島一敗の後、悉く威海衛、若くは渤海灣の奥深く屏息して、更に出でざりければ、此に我帝國艦隊は、勇往して、威海衛の偵察をなせり。抑も威海衛は、清國山東省にありて、遂に盛京省の旅順口と相對し、共に渤海灣の口を扼せり。

威海衛の偵察

此海峡は、凡八十海里ありて、其間には日島・劉公島を始め、許多の島嶼横はりて、劉公島の内は、威海衛軍港、即ち軍艦の碇泊所たり。其沿岸及、日島・劉公島等には、總て十四個所の砲臺を設けて、其守備甚だ堅固なり。其對岸なる旅順口にも、亦同様砲臺あり、軍港ある事なれば、我軍の渤海灣を通過し、太沽より天津を経て、北京に向はんとするよりは、必ず先づ此威海衛、若くは旅順口の何れか、一方を陥れて、之を占領せざるべからず。されば、清國艦隊は毎に此邊に在りて偵察しつゝ、我に備へしも亦宜なりと謂ふべし。

威海衛の砲臺の概観

茲に我軍は、豐島海戦後、敵の艦隊が皆威海衛に相集りて、頻りに之を守ると聞き、同地に進撃して、更に大快戦を開かんものと、將校は共に訣飲し、清國東海第一の要害を踏破らんと勇み立ちて、八月十日船艦相啣み、其勢は黃海を歴し、渤海を指して進み、同日午前三時の頃、同灣を距る十數哩の沖合に達せしかば、直ちに先づ偵察艦を放ちて、敵情を探らしめ、敵艦數艘灣内に屯集せりとの報に、されば我艦隊は勇みに勇んで、漸次灣邊に進み寄り、同六時頃より追々砲撃を試みしに、敵は早くも渤海の奥深く奔竄せしものと見えて、今は軍艦の隻影だも留めざりき。然るに、暫時にして彼の威海衛の砲臺は、豐島敗軍の大耻を雪ぐは、此時なりと思ひけん、威海衛の東口百尺崖上なる草帽山の砲臺は、忽ち二十四個の砲門を開き、海岸砲臺に列せる數十門と共に

に、一時に切て放ち、硝煙海を蔽ひ、万雷天に轟く。其勢ひ甚だ猛烈にして、中々當るべくも見えざりしが、我軍艦は之を事ともせず、直ちに之に應戦し、進退自在にして、飛鳥の如くに操縦したりし上、遠距離の事なれば、敵弾一も命中すること能はず。之に反して、我より切て放てる砲丸は、過さず彼れの砲臺に當れるものありて、第二壘の砲臺は見事に崩壊し、其第三壘は備付けの大砲七門費用をなさざるに至り、其他にも尙彼れは必ず非常の損害を被りしなりんと云ふ。されど砲臺攻撃は、素より我が目的にあらざるのみならず、未だ敵艦の戦闘力を失はざるに、砲臺と戦ふは、海軍戦路上、其宜しきを得たるものにあらざるを以て、同午前八時頃、全艦相伴ひつゝ、悠々として歸航したり。

さて又清艦が、かく威海衛を捨て、渤海灣の奥深く潜めると、一は我艦隊の威に畏れて然りしは勿論なるべきも、又他にも尙重要なる一原因あるへしといふ。そは即ち石炭の欠乏せし事はなり。清國の石炭は、天津の東北六十哩を隔て、開平と云へる炭坑ありども、從來日々の採掘高二百噸内外に過ぎず。其他漢口に積出す「エノー」炭あれども、運搬極めて不便にして、往復日數三十日乃至、六十日を費すべく、又齊波の近隣に抗州炭あり、九江の近傍に「ポーヤン」湖の轉炭あれども、何れも運搬不便、之に加ふるに炭質不良にして、用ふるに足らず。其他臺灣の雞籠は

敵艦隊の
戦を避く
る理由

要求を待て始めて採掘し、其額多量なれども、到底支那内國産のみよて之を充すと能はざれば、主として我國九州炭の輸入に仰ぎ居りしなれども、一朝日清戦争の爲め、之れも亦差止められたれば、清國石炭の急なるは、蓋し意料の外なるべし。さてこそ已むことを得ずして、今回の潜伏となれるならめとは、此頃清艦に對する本邦人の噂なりき。而して我艦隊が、威海衛の砲撃は、彼れの商業交通上に少からざる影響を及ぼせしものにして、支那の北部なる直隸省を始め、遼東・盛京等の各省と、南部廣東・上海・福建等に於ける商業交通は勿論、歐米各國と、天津地方等に於ける貿易往來も、皆其渤海灣口を以て通路となし居る事なれば、今回の攻撃を聞きしより、同國南部各地の商船は、右の通路を出入すること甚だ危険に思ひ、其商業交通の事、茲に杜絶するのみならず、又歐米各國の商船とても、同様の姿に立ち至りしが故、南北の有無相互に通じ得ざるのみか、歐米より需要する供給も亦乏くして彼の地方民の生計上必要品の急を告ぐるに至らんとせり。

茲に我 兩陛下は、八月二十日樞密顧問官侯爵西園寺公望を以て、朝鮮國王への勅使に立てさせられ、式部官田中健三郎と共に、翌廿一日渡韓の途に上り、同廿六日肥後丸にて長崎出帆せり。さて着到の上九月一日を以て國王に謁せり。此行我 皇室よりの御用として、朝鮮國王、王妃

勅使朝鮮
に向ふ

及び大院君に御贈品あり。其國王には、勳章及黄金作の太刀、并に錦の織物、七寶焼花瓶等なり。

成歡役戦死者葬儀

是より先き、八月十六日には、朝鮮國に於て成歡役我戦死者の葬祭ありき。同日午后四時仁川兵站支部出棺、神式を以て陸軍歩兵大尉松崎直臣、同中尉時山護造、外下士卒三十五名の遺骸を、同地日本公園の畔にて十五年、十七年變亂戦死者の墓側に葬れり。其祭主は同兵站支部長横井大尉にして、儀仗兵二小隊、仗儀頗る莊重を極めたり。必竟牙山の決勝、實に是等戦没諸士が勇戦奮闘、死を以て之に繼げる結果なればとて、居留民の重なる者は擧て之に會葬したり。爾後各地の戦死者も、亦之に準じて葬儀あるを例とす。

かくて同役に於て負傷せる我將校及び、下士卒并に罹病人夫は、同十七日田子浦丸を以て宇品港に輸送し、直ちに廣島病院に於て治療に着手せり。其數左の如し。

將校 一人、下士 四人、卒 三十人、人夫 三人、

合計三十八人

又傷所の種別は。

軀體 一人、頭部 一人、上肢 十四人、下肢 十九人、(外三人は雜病に屬す)

創病者の治療

俘虜并に戦利品

而して是等創病者は、廣島慈善會なる看護婦の手に介抱看病せられて、何れも懇到なる待遇を受けたり。爾後各地の戦争に負傷せる者、其輕きは所在地野戦病院に於てし、其重きは皆之を内地に送り來りて、療治を施すを例とせり。故に一一之を載録せず。

之と少しく前後して、敵の俘虜并に分捕品及び、操江號をも我邦に護送し來れり。其の成歡牙山の分捕品は、司法大臣より大坂なる砲兵第二方面本署長へ宛て、右は馬關野戦首砲廠より送附すべきに付き、受領の上取調報告すべき旨、兼て達しありしに、八月廿三日大坂川口に着商船會社汽船太田川丸にて同署に着し、同廿五日を以て其種類員數等明細なる目錄を制して差出せり。後東京九段坂なる、遊就館及び別館に陳列して、公衆の縦覽を許したり。其俘虜は最初我佐世保軍港に護送し來り、暫時同地に留置し、後廣島國善寺及び瑞泉院、其他所々に轉拘し、其操江號に屬する者八十二名、而して其何れの俘虜を問はず、食物及びすべての待遇は、士官と兵卒とを區別し、概ね我士官兵卒に準じて之を支給せしかば、彼等一同は意外の悦びをなして、何れも我國の仁慈に感泣せりと云ふ。彼等着帶の衣服は、皆青色にして縁を附け、其縁には一様に清國海兵船操江の七字を記しあり。かくて同月十六日に、成歡役に捕へられたる三名の清國士官も廣島に着せり。此三名は稍高等の地位にして、當時飽くまで我に抵抗せし故、遂に執縛を受けし者

操江號を
我艦隊に
編入す

なりと云ふ。又操江號は同六日佐世保着、同鎮守府の許可を得て、見物せんと望む者陸續來集せり。後我帝國艦隊に編入せられ、且勅令(九月)第百六拾八號を以て、其團隊定員表中、龍田の次に列する事となり、乗組員は少佐一名、大尉三名、少尉一名、大機關士一名、少機關士一名、大軍醫一名、大主計一名、上等兵曹一名、機關士一名、一等下士十六名、二等下士十六名、三等下士五名、一等卒拾名、二等卒十四名、三四等卒廿七名、計七十九名と定められたり。而して其艦長には海軍少佐遠藤増藏、分隊長には海軍大尉藤井較一を以て之に任せり。因に記す、右送り來る戦利品の靖國社境内に陳列せられたるもの、目錄は、左の如くにして九月より庶人の縦覽を許されたり。

第一 戦利品目錄

- 一 姓旗(本營に樹立する旗なり隊中に立つる旗にあらず) 五
- 一 聶記(總兵記名提督我少將に當る名は士成) 魏旗 蘇記 馮記
- 一 哨旗(三角形) 六
- 葉記 魏記 鐘記 高記
- 一 令旗 七、一 護旗 三、一 黑旗 二、

清國旗制

前各項の旗色に付、一々説明を爲すに於ては、甚だ煩雜なるを以て、此に清國旗制の大畧を記して、看者をして其旗色を判別せしむ。

清國旗制の制を立つる左の如し。

旗幟を制するは、委員及各營官の擔任とす。其各色の令旗・隊旗・哨旗・護旗・姓旗・聶旗等とす。而して各哨旗幟の縁邊の色は、凡て一定して變更することなし。則ち各哨色分けを左に記す。

- 赤色(前哨) 綠色(後哨) 黄色(中哨) 上青下赤(親兵)
- 青色(左哨) 樺色(右哨) 黑色(砲隊)

而して、旗色と旗形とは、營長官の自選に任ず。部下をして皆之に倣はしむ。

一 聶旗は、尖、方の二種あり、其方形のものを座鎗と稱す、大師・欽差大臣・總統等之を帶ぶるを得、必ず親兵中戈什之を執る(本目錄になし)。

一 姓旗は、營官の本旗にして、即ち營中の主旗なり、棚(分隊長)之を執り、毎に營主の身後に立つ。

一 哨旗は、每哨官(中隊長)二個を有す、第一分隊の兵士之を執り、哨官の前面に并立す。

一 護旗は、每哨官四個を有す、護兵之を執り、哨官を護衛す、各分隊の兵士をして護衛せしむ。
一 令旗は、各哨の旗色と同色に制す、一哨一個となす、分隊長之を執り、哨官の令に従て、各哨の進退動作を令す。

一 黒旗は、各哨の砲隊皆之あり、各哨九棚の十長（小長隊）之を執り、部下を率う。

一 無記赤黄大、
四

本旗は提督旗下に直隸したるものにして、本營の周圍に散亂しありたり。此旗は隊旗にして、尖頭に鋒刃を着け、其下に紅毛を飾り、戦争の時は旗を巻き鎗となし、敵軍のひるむを見れば、忽ち銃隊の間より進出して、敵陣を突撃す。

一 親兵營旗、
一

本旗は、葉提督に直隸したる、親兵の營旗にして、本營の附近に遺棄しありたり。

一 葉提督標旗、
一

本旗は葉提督の軍門前に立てたるものにて、提督の所在を標するものなり。

一 巡視旗、
四

本旗は、各隊の警戒巡視の時帶用するものにして、即ち軍監の所持するものなり。

一 龍紋帳子、
一

是ハ軍門正廳の四壁を隱蔽したる斷布なり。

一 銅羅、
四

此器は、退軍停職の號令を傳ふるに用ひ、或は時刻の報、夜間の警戒等にも用ふ。

一 軍太鼓、（内朝鮮器二）、
三

此器は、進軍の號令をなすに用ふ。

一 古朝鮮地圖、
九

此れは、朝鮮製のものなり。

一 紅毛、
三

此れは旗、竿の上部、旗の上端に飾付くるものなり。

一 花翎領藍（花翎は孔雀のたを云ふ）、
四

此れは、一の勳賞にして、有功のものに皇帝より賜はるものなり。其花翎のあるものは、大功ある者ならざれば賜はるを得ず、偉大の勳功を立つる毎に、一翎を加ふ。葉提督は二翎を有す、李氏は三翎を領す、三翎は親王にあらざれば與へざる制規なれども、李氏は特別を

以て皇太后萬壽の時に與へられたり。

一 官帽、

四

官帽は官衛出務の時之を頂く、透明綠色のものは、四品官あり、白色のものは、五品官なり、頂後に附着したる玉管は、即ち勳章をさし、後方に垂下するものなり。頂球に九品の差等あり。

一 馬褂、

四

此れは、馬乗羽織なり、其赤羅紗のものは、親兵差使の定服なり、他人服することを得ず、差使は、即ち使ひ番を云ふ。

一 袷衣、

二

袷衣、又袷袍子と云ふ。是は辨服なり。

一 朝鮮婦人上衣、

一

此は葉幕内に遺棄しありたるものなり。

一 喇叭、

三

以上

第二 戦利品目録

軍旗(大方形)二(李)、(胡)の字を縫着せるもの各一。同(小)、(中)と黒書せるもの。同旒一。鎗一。穂付旗竿二。太鼓一。鼓一。乗馬鞍一。兩磅開化彈(榴彈)一箱。兩磅實心彈一箱。藥包一箱。火藥一箱。十二磅火箭一箱。

茲に其筋に於ては、右俘虜の内三名の訊問を遂げ、其結果は左の如くなり。但し其中李(馮)の二名は高陞號乗込の兵にして、陳は成歡の殘卒なり。

(○は問、△は答)

俘虜	北塘練軍左營歩兵	李	裕	發
同	同	馮	玉	山

○汝等の姓名は何と稱するや、△李裕發、馮玉山○幾歳なるや、△(李)三十五歳(馮)三十四歳。○汝等の生國を述べよ△、(李)直隸省河間府故城縣(馮)直隸省河間府交河縣。○汝等の所屬隊號は如何、△兩名共北塘練軍左營兵。○汝等の職掌は如何、△兩名共洋鎗隊の歩兵なり。○何日に何地より何船に乗り出發せしや、△六月廿一日(陰曆)午前三時太沽より高陞號に乗り組み、朝鮮に向け出發せり。○太沽出發以來、沈没迄の状況を述べよ、△出帆後砲撃を受くる前

俘虜の訊問

迄、始終船艙に在りし故、途中の事は一切知らず、六月廿二日の晚牙山灣まで來航せしに、日本軍艦に遇うて直に進航を差止められ、該軍艦より士官等來航せしが、此等の日本船へ歸着すると間もなく砲撃を始め、瞬時にして擊沈められたり。高陞號には、羅鎮臺、吳鎮臺二將、北塘の兵二營、凡千百人(内砲隊百人)を率ひ乗り込み居たりしが、日本軍艦より士官來り、高陞號船長の、降服せんとしたるとき羅、激して戰死せんことを部下に令せり。自分等も、此時に當り始めて甲板に呼上げられ、銃を放ちたれども、間もなく船は沈没し、羅、吳二鎮臺は、船長始め外國人と共に沈没せり。自分等辛うじて一島に漂着したるに、六月廿四日に至り、小舟に乗り來れる日本人の爲に救命せられたり、當日生残りて陸地へ上りたる者は、自分等五六名もあらんかと思はる、○此度汝等と前後して派遣せられし兵は、凡幾何なりと思ふや、△北塘其他八營なりと聞けり、天津より將統領と云ふ人二千餘人を引率して、六月十九日太沽より乗船し、旅順口に向ひたる事を聞けり、此軍隊は旅順口より陸路京城に進發する由、此外何事も知らず、又太沽乗船の當時より、他の軍艦運送船とも、一隻も見受けず、勿論船艙内に蟄伏し居たる事故、外面の事は一切知る事を得ざりし。

俘虜

古北口練軍右營喇叭手

陳 永 海

○汝の姓名は何と稱するや、△陳永海。○幾歳なるや△廿一歳。○汝の生國は何處なるや、△清國直隸省保定府古北口。○汝の所屬隊は如何、△古北口練軍右營。○汝の職掌は如何、△號令(喇叭手)。○戦争の時は何れに在りしや、△成歡驛、の東方なる、武毅軍前營の打出でたる跡に詰め居れり。○汝の本營は如何にせしや、△若干人を殘し置き他は、皆前記の營内に詰め居れり。○敗軍の後、汝は何處に匿れ居しや、△成歡驛の後、民家に匿れ居れり。○何月何日何處にて捕へられしや、△六月廿九日(陰曆)成歡驛に於て捕はれたり。

右は、何れも第十一聯隊補充大隊の構内なる一室に拘置し、番兵を附して監守せり。食餌は、一般兵卒と異ることなく、彼等は喜で食に就き、毎に殘餉等あることなし。此三名の前に宇品に上陸するや、第十一聯隊より警護の爲め、兵員若干を差向けたるに、彼等は大聲を揚げて泣叫び、手まねを以て刎首するかを尋ねければ、同じく形容にて、只我隊に同行するまでなりと示せしに、彼等は喜色面に溢れ、一同掌を合せ、首を地に着け陳謝し、其狀實に抱腹に堪へざりしと云ふ。因に記す、成歡驛にて追々捕へし者二百餘名に達し、皆夫々之に進じて處分に及べり。是より先き、日清兩國宣戰の前後に當り、彼我在留民の危懼するや、陸續行李を戒めて歸國の途に上れること、前既に記するが如し。而て尙我邦に在留して業を執らんと願ふ者も亦少しとせ

敵國人民
保護規定

す。依て我政府ハ是等支那人を保護するの目的を以て、八月五日第三百二十七號の勅令に依り、之が處分規定なるものを布かれたり。

第一條 清國臣民は、本令の規定する所に従ひ、帝國內從來居住を許されたる場所に於て、身體財産の保護を受け、向後も引續き居住し、且其地に於て、平和適法の職業に従事することを得。但帝國裁判所の管轄に服従すべし。

第二條 前條に依り、帝國內に居住する所の清國臣民ハ、本令發布の日より二十日以内に其居住地の府縣知事に申出で、住所職業氏名の登録を請ふべし。

第三條 府縣知事は第二條の登録を受けたる清國臣民に對し登録證書を交付すべし。

第四條 第二條登録済の清國臣民は、其居住地を移轉することを得。但此場合に於ては、先づ其登録證書に原居住地府縣知事の裏書を受け、新居住地へ到着後、三日間に其地府縣知事に申出で更に第二條の登録を受くべし。

第五條 府縣知事は、本令規定の登録を請はざる清國臣民を、帝國版圖外に退居せしむることを得。

第六條 清國臣民にして、帝國の利益を害する所爲ある者、犯罪の所爲ある者秩序を紊亂する

者、又は以上の嫌疑ある者は、各法令に依て處分するの外、府縣知事は之を帝國版圖外に退去せしむることを得。

第七條 本令は、帝國官廳、並に臣民に雇用せらるる、清國人にも適用す。

第八條 本令は、交戦上の爲めに、帝國軍衙より在留清國臣民に對し發する命令處分に關係することなし。

第九條 本令發布の後に於て、清國臣民の帝國版圖内に入ることを許すは、府縣知事を経て内務大臣の特許を得たる者に限る。

第十條 本令は、發布の日より施行す。

是より横濱及、長崎其他在留の清民、日々登記を出願して、従前の居住に安じ、業を営める者多し。

又此戦亂に乗じ、我邦民の種々なる目的を以て、或は商民の投機的に、或は浮浪の僥倖的に、雜然渡韓を企つる者ありしより、八月一日敕令第三百二十五號を布れたり。

曰く「文武官、其他官廳の命に依る者の外、日本臣民は管轄地方廳の許可なくして、朝鮮國に渡航するを禁す。犯す者ハ一月以上一年以下の重禁錮に處し、貳拾圓以上、貳百圓以下の罰金を附

渡韓に關
する勅令

513612

倭城の平神祭

加す。本令は發布の日より施行す」と。茲に在韓の我軍隊は既に北進し、將に平壤の敵を攘はんとし、而して尙其京城附近に在る者は、八月廿六日午前八時を以て、倭城臺に於て、大に軍神を祭れり。其祭主は、第五師團長野津中將と、大鳥全權公使とにして、倭城臺の中央に祭壇を設け、其入口には九木作りの鳥居を建設し、四方には繩張りに七五三をかけ、數個の旗幟を翻へし、鳥居の上には、國旗を交叉し、其側には大日本軍隊必勝之祭場と記したる大旗幟を掲げ、いと嚴肅の供へなり。祭場の右には、大鳥公使及公使館員、領事館員、并に居留地の有志者、左に、野津中將を始め、其他の各將校等整列し、やがて神饌を供し、聯隊旗を安置したる後、大祭主藤井大教正祭文を讀み、他は次第に公使及中將、各將校下士卒等に至るまで、代々參列禮拜せり、此日參拜の兵士は、在京城萬里峴、阿峴等より來れり。樂隊は絶えず奏樂をなし、最後に我在京城小學校男女の生徒等、數十名場前に於て、君が代の國歌を唱へ、午前十時に至り、式全く終れり。當日天氣快晴旭日は熙々として軒頭國旗と反映して、一層の光輝を添へ、南山の樹林は綠濃くして、涼風に搖る。嗚呼我軍隊は、既に國禮を執て戰勝を祈れり。其快報を傳ふる、蓋し日を指して想ふべきなり。

こゝに、又我有栖川參謀長の宮は、其編修官横井忠直に命せられて、討清軍歌を作らしめ、我軍隊

征清軍歌

が鼓勇の資に供せんとて、八月廿九日を以て、朝鮮に向け發送せられたり。其軍歌は左の如し。

第一 膺てや懲らせや。

其一。

膺てや懲らせや清國を。 清は御國の讐なるぞ。 東洋平和の讐なるぞ。
 伐ちて正しき國とせよ。 御國の權利を妨ぐる。 傲慢無禮の敵を伐て。
 東洋平和の義を知らぬ。 蒙昧頑固の敵を伐て。 うてやこらせや清國を。
 うてやこらせや清國を。

其二。

膺てや懲らせや支那兵を。 御國に及向ふ支那兵は。 御國の高誼を蔑視する。
 政府を助くる弱兵ぞ。 其數如何に多くとも。 概ね烏合の族のみ。
 武器の形を揃ふとも。 畫ける美人に異ならず。 豊島沖の海戦に。
 彼の軍艦は碎けり。 成歡驛の陸戦に。 彼の軍隊は敗れけり。
 斯くも碎くる軍艦と。 斯くも敗るゝ軍隊は。 たどひ幾萬ありとも。

いかでか我に當るべき。うてやこらせや支那兵を。うてやこらせや支那兵を。

第二 北京まで。

支那も昔は聖賢の。致ありつる國なれど。代を易へ歳を経るまゝに。次第に開化のあとじさり。口には中華と誇れども。心の野蠻は反比例。其意味を破らば。我東洋の夜は明けじ。時ころ來れいざ來れ。豊榮上る旭の旗を。北京の城に押し建て。無明の間を照すべし。これぞ名に負ふ日の本の。皇御國の務なる。皇御軍競ひつゝ。進めや進め北京まで。

第三 丈 夫。

我丈夫は山行かば。草むす屍海往かば。水づく骸と昔より。誓ひて國に盡しけり。人生僅五十年。命惜みて萬代の。名を汚すべき事やある。息ある限り進み撃て。君に捧ぐる命ぞや。國の譽を増す身ぞや。敵の矢玉を背に負ふな。面を向けて進み往け。進み進みて願みす。斃れて止まぬ魂は。東洋平和の守護神と。

末の代かけて祭られむ。進めや進め増荒雄よ。進めや進め増荒雄よ。

第四 叙 慮。

夫れ此たびの戦は。たゞ朝鮮の爲めならず。東洋前途の安寧を。圖らせ給ふ叙慮なり。此目的を遂ぐるまで。君の御爲め國の爲め。平和の響を夷げよ。軍旗の許はすめらぎの。玉座の前に均しきぞ。健氣に働き叙慮に。あづかることを心掛け。また上官の命令は。畏き教語と服従し。水火の中も彈丸の。雨や霰も厭ふなよ。此精神だに撓ますは。如何なる事かならむ。黄金の鶏も雲井より。赫奕く勳功をまつならむ。平和の基礎を永遠に。建て勳功を完くし。叙慮を安んじ奉り。凱歌を揚げて旋るべし。

かゝるめでたき軍歌を賜へる我軍は、北平壤を指して、既に進めり。其戦狀の果して如何は、後項に明かなり。

第四 平壤の大戦

清軍平壤に據る

戦は必ず地の利に據る。地利良好ならざれば、如何に戦はんと欲するも、戦ひ得ざる事あり。又戦のざらんことを欲するも、戦の已むを得ざる場合あり。されば、清兵等は第一の防備と恃み切たる牙山も、敢なく我軍の爲めに攻め破られたれば、今度は夫の古より天險と稱せられたる平壤に、いちばやく本據を据る數萬の軍兵(平壤清兵の實数は、盛字軍八千名、奉軍三千五百名、奉天練軍、晴字)を集めて、第二の防備をば立てたり。平壤は一に箕城、又は王儉城とも云ふ。城壁石造にして、高サ十「メートル」、厚サ基脚六七「メートル」、頂上二「メートル」に達し、五大門及び、四個の暗門あり。又其四邊には、沼澤多く、其南には大同江と稱ふる一條の大河流る。此河は朝鮮三大河の一なりと聞えて、下流海に近き所は幅廣く、宛から湖水の如しとかや。清兵等がかゝる天與の地を扼して、其北岸には數個所に砲臺を構へ、又其隣近地方、長連、安岳、鳳山及び、黃州の東部へは、支隊を派して、専ら戰備を整へ、日夜我軍の衝路を防ぐに汲々したりき。かくと聞く我軍隊は、遠近に斥候兵を派し、充分に敵情を探り、地理を察し、平壤進撃の軍議を凝し、部署は先づ全軍を六隊とし、八道に分れて前進し、九月十五日を期として、一齊に平壤を攻撃

大島混成旅團

朔寧枝隊

元山枝隊

本隊

することに決したり。其大島少將の混成旅團、(步兵二聯隊(但一大隊を缺く)騎兵一中隊、砲兵一大隊、工兵一中隊、衛生隊病院)は黃州より、一直線に中和に達し、全月十二日同地滞在、十三日水溝橋より、赤屯地方に進み、十四日大地境洞に抵り、十五日平壤攻撃の豫定なり。又南川莊より東に分れたる立見少將の朔寧枝隊(步兵二大隊、(但一中隊を缺く)騎兵一小隊と、一分隊、砲兵一中隊)は、九日を以て三登に達し、十一日まで同地に滞在し夫れより江東縣麥田洞等を経て、十四日大地境洞に抵り、大島少將の敵兵を誘出するを待ちて、横合より突撃せんと計り、又佐藤步兵大佐の元山より引率せる元山枝隊、(步兵一聯隊、騎兵一小隊、砲兵一大隊、工兵一大隊、(但一中隊を缺く)は五日陽徳を發して、五柳洞に進み、石倉莊・成川郡・東山里等を経て、松梧に達し、此所にて二手に分れ、一方は順安府に屯在して敵の遁路を絶ち、他の一方は南進して平壤の北方に出んと定め、又本隊の内、柴田砲兵中佐の率うる第一行進團隊、(步兵一聯隊(但一大隊を缺く)砲兵一大隊)は十日を以て柳果頭に進み、此所にて二手に分れ、一方は看樂坡、祥原郡・申場街より平壤に進み、他の一方は綠河浦・月江・保山鎮・新興洞より、同じく平壤に突進することに決し、其友安步兵大佐の第二行進團隊、(步兵一聯隊、(但一中隊を缺く)工兵一大隊、(但一中隊を缺く)衛生隊)は、鳳山より、黃州に進み、此所にて二手に分れ、一方は麻華里・當洞・湖川より、十

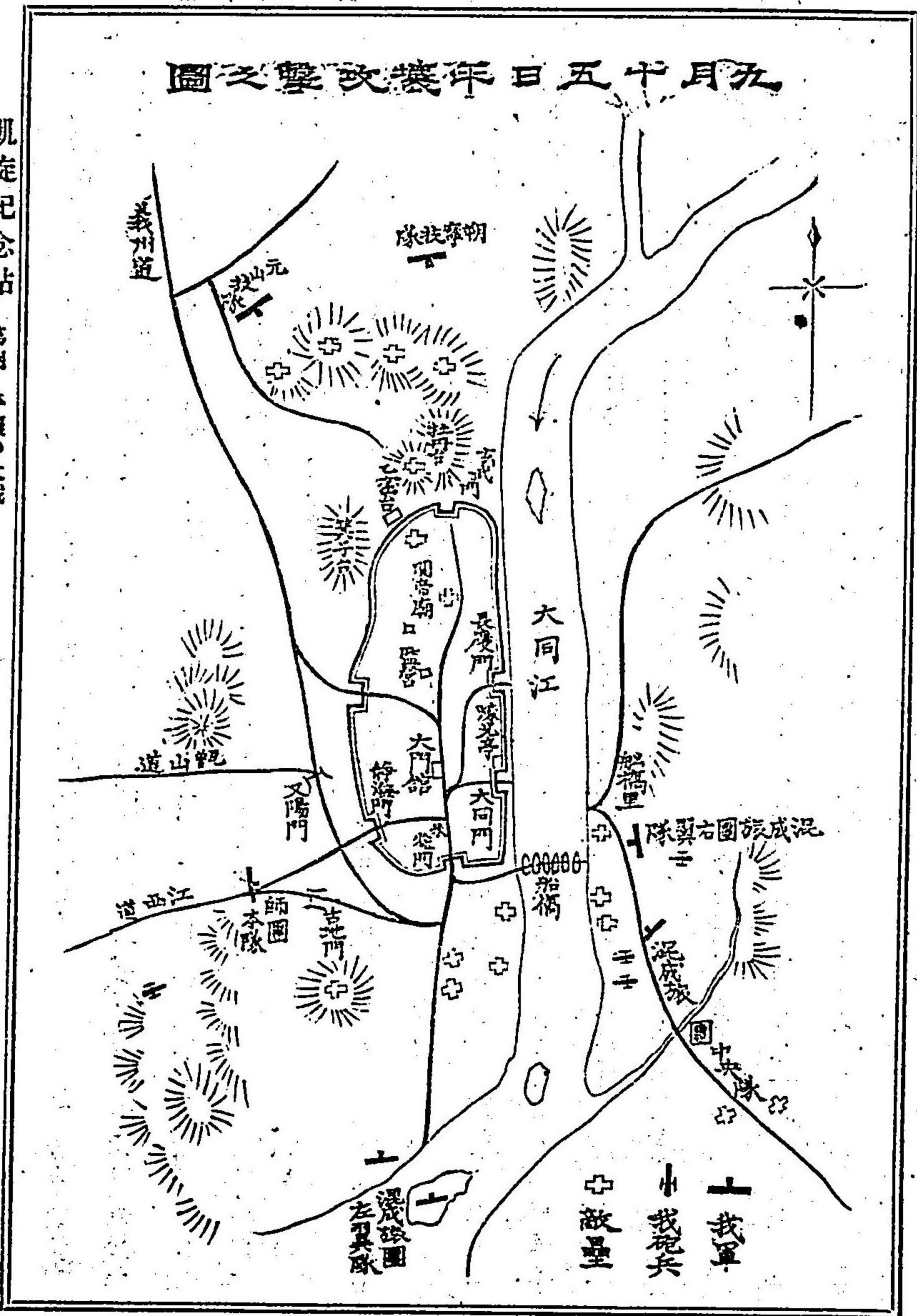
四日に平壤附近に出で、他の一方は看東坡・祥原郡・串場街・麥田洞より、十六日に平壤附近に向はんとす。さて又師團司令部は、十日を以て金川より黃州に達し、綠河浦・月江・保山鎮・新興洞を経て、十五日平壤の西に進まん軍略あり。其他滿安中佐ハ、一大隊を以て京城を守護し、大迫少將は、歩兵一聯隊、騎兵一中隊を以て、電信を擁護し、外に歩兵一中隊を仁川に、同一中隊騎兵一分隊を龍山に、孰も分屯せしめたり。

平壤没落後、其我軍が作戰方略なるものを、師團參謀仙波少佐の語れりと云ふを聞くに、之と多少の異同あれば、附して參看に供す。

八月十九日、第五師團長の京城に來着せらるゝや、大島混成旅團の一部は、臨津に在り、一戸少佐は、先鋒接敵歩兵として、平壤方面に先發し、朔寧にも歩兵一大隊を分遣し置たり。是時に當りて、敵は依然平壤に據り、其一部分は大同江を渡りて右岸に堡壘を築設したり。且朱染亭に於ける、彼の竹内少尉以下の不幸は、敵をして大に氣勢を増さしめたり。彼等は進んで黃州に來りたり。而も野津師團長は、清兵の決して平壤を出でざるを先見し、清兵常に要害に據るの習癖あれば、清兵にして此要地に據る、容易に之を棄て前進することなかるべしと判斷したり。爰に師團長は、清兵を境外に逐攘して、朝鮮全土に敵兵なからしむべしとの訓令を、大本

仙波少佐
の實話

圖之擊改義年日五十月九



營小受けたり。之と平壤に戦ふにあらざれば、此訓令を奉行するに道なきなり。乃ち八月二十三日を以て、開城府に出發の命を、大島旅團長に傳ふ。又八月八日を以て、元山津ウリサンに着したる第十旅團第十二聯隊の一個大隊と、砲兵一個中隊とを同港を發して京城に向ひ、抱川郡ホウケンに達したりとの一報も、十九日に達したれば、翌二十日には、此隊をして方向を轉じ、直ちに朔寧ソクニョウに向はしむるの命を發したり。是に於てか、朔寧支隊は歩兵二大隊、砲兵一中隊となる。次に師團に達したる快報クワイハヤウは、第三師團の混成一旅團を、第五師團の指揮シヨウに委囑す。其一部分は、二十六日頃迄に、元山に上陸せしむべしとの報是なり。即ち之をして來月十五日の平壤攻撃に加力せしめんとして、平壤進行を命ず。是に於て元山枝隊あるもの成る。此時第十旅團未だ全く渡韓せざるも、其一部は師團長に隨從スヰジュウして陸行釜山プサンより、京城に達したり。又二十一日に至り、立見少將は、二十三日の交に軍艦に保護せられて、仁川に來港すべしとの報に接し、八月三十一日には、左の如き軍隊區分をなすに至れり。

軍隊區分

混成大島旅團

司令官大島少將。

歩兵十一聯隊、同第二十一聯隊、騎兵第一中隊、砲兵第三大隊、工兵第一中隊、衛生隊及野戰病院一個、(歩兵第二十一聯隊中一大隊を缺く)

朔寧枝隊

司令官立見少將。

歩兵第十二聯隊の第一大隊、(第一中隊を缺く) 第二十一聯隊の第二大隊、(第八中隊缺く) 騎兵第三中隊の一小隊と一分隊、砲兵第一中隊、

元山枝隊

司令官佐藤步兵大佐。

歩兵第十八聯隊、騎兵第三大隊第一小隊、砲兵第三聯隊の第一大隊、工兵第三大隊、(一中隊缺く) 衛生隊、

京城守備隊

司令官安滿步兵中佐。

歩兵第二十二聯隊第二大隊、(第五中隊缺く) 京城屯在、
混成大迫旅團、

司令官大迫少將。

歩兵第六聯隊、(元山屯在) 騎兵第三大隊の一中隊、

本隊

第一行進團隊

司令官柴田砲兵中佐。

歩兵第二十二聯隊、(第二大隊缺く) 砲兵第二大隊、